



富士火災海上保険

ディスクロージャー誌

2016年4月1日～2017年3月31日



「
2017
」

はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「2017ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いに存じます。

会社概要

設立：1918年(大正7年)4月18日

資本金：559億円

総資産：8,243億円

代理店数：23,283店

従業員数：4,131名

ホームページアドレス：<http://www.fujikasai.co.jp/>

(2017年3月31日現在)

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。

CONTENTS

ごあいさつ	2
-------------	---

富士火災について

●AIGについて	4
●AIUとの合併	8
●代表的な経営指標	10
●2016年度のトピックス	14
●2016年度のCSR	15
●人権への取り組み	19

運営体制について

●業務の適正を確保するための体制	20
●コーポレートガバナンス態勢	22
●顧客保護の態勢	23
●リスク管理の態勢	24
●法令等遵守の態勢	28
●販売体制	30

商品・サービスについて

●商品紹介	31
●お客さまサービス	33
●リスクマネジメントサービス	38
●保険の仕組み	40

データ編	43
------------	----

富士火災はAIGグループの一員として、 身近で頼れるプロフェッショナルとして、 お客さまに確かな安心をお届けします。

皆さまには、平素より富士火災海上保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

国内経済は、海外経済が緩やかな成長を継続していることや企業収益が高水準で推移していることなどから、緩やかな回復基調を続けております。

また、保険業界は、お客さまニーズの多様化に加え、昨年5月の保険業法の改定により、お客さまに対する情報提供義務、意向把握・確認義務、保険募集人の態勢整備義務が導入され、これまで以上にお客さまの立場に立った提案・説明が求められるようになっております。

このような経営環境のもと、当社の地域営業基盤と親会社であるAIGグループ資源の活用により、収益を伴う成長、健全な損害率の維持、経費のコントロールによる保険引受利益の改善、グローバル市場におけるノウハウの共有による業務の適正化・効率化を進めております。

具体的には、お客さまや募集チャネルをセグメント（層別に分類）し、それぞれのニーズに対し当社の優位性を提供することで優良契約の拡大を図るとともに、企業保険分野においてリスクを正確に把握し、適切な保険設計による引受を追求しております。また、熊本地震を機に、家計・企業分野を問わず、地震リスクを補償する商品販売を更に強化し、「万が一のための備え」という損害保険会社の社会的使命を果たすべく、お客さまの満足度の向上に努めました。

AIU損害保険株式会社との経営統合につきましては、合併日を2018年1月1日とすることを2月に発表しました。これにより関係当局の認可等を前提に、同日付でAIG損害保険株式会社が誕生します。

新会社では、常にお客さまの視点でお客さまのニーズに応じた商品・サービスを柔軟かつ迅速に開発・提供するために、顧客セグメントを中心とする事業態勢への変革を実現します。そして、リスクを事前に認識することで従来型の保険商品を超えた総合的ソリューションを提供する「ACTIVE CARE」（アクティブ・ケア）戦略をとおり、日



代表取締役社長 兼 CEO 横山 隆美

本における新たな保険のあり方を提唱してまいります。

また、4月から当社とAIUの役職員の相互兼務による前倒し統合（一体化運営）を開始しており、AIG損保の誕生に向けた最終的な準備に注力しております。

新しい価値を提供することを通じ、今までにない会社を目指す国内最大の外資系損害保険会社、AIG損害保険株式会社に是非ご期待ください。

当社は「身近で頼れるプロフェッショナル」として、すべてのお客さまに確かな安心を提供することで活力ある地域社会を実現することを目指し、社員一丸となって取り組んでおります。

今後とも、変わらぬ皆さまのご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2017年7月

コーポレートメッセージ

安心にも、クオリティがある。

企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

価値観

①お客さま最優先

私たちはお客さまの視点に立ち、お客さまの信頼を得ることに責任を持ち、それを誇りとします。

②専門性の追求

私たちは向上心を持ち、学びを通じて専門性をたゆまず追求します。

③目的の実現

私たちは目的を明確にし、日々の活動が目的と合致しているかを確認して「Plan・Do・Check・Act」をスピード感をもって実行します。

④革新への挑戦

私たちは時代の変化を捉え、変える勇気を持ち続け、革新を追求します。

⑤高い倫理観

私たちは高い倫理観を持ち、企業理念・価値観に則り行動し、社会的責任を果たします。

⑥互いの尊重

私たちは相手の視点・立場を尊重し、チームワークを大切にします。

⑦持続的な成長

私たちはお客さまと共に、健全かつ持続的な成長を目指します。

AIGについて



We are AIG.

当社はAIGグループの一員です。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国と地域で顧客にサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客様の資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。AIGグループにおける主要事業は、コマーシャル・インシュアランスおよびコンシューマー・インシュアランス、ならびにその他の事業で構成されます。コマーシャル・インシュアランスは、企業賠償・経営保険、企業財物・スペシャリティ保険の2事業部門、コンシューマー・インシュアランスは、個人向け退職給付、団体向け退職給付、生命保険、個人向け損害保険の4事業部門により構成されています。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

Our Culture

VISION 私たちの目指す姿

お客様にとって最も価値のある保険会社を目指します。

MISSION 私たちの社会的意義

私たちはリスクに関する知識・経験と強い財務基盤で、お客様の将来への不安を減らし、未来に向かうサポートをします。

VALUES 私たちの信念（価値観）

- ・私たちは、難しい約束をする勇気とそれを守る誠実さを持ちます。
- ・私たちは、お客様の問題解決のために共に学び協力します。
- ・私たちは、多様な視点を尊重します。

AIGについて

American International Group, Inc.
www.aig.com

所在地／175 Water Street, New York, NY 10038
上場証券取引所／ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所
社長 兼 CEO／ブライアン・デュパロウ
総社員数／約55,000人

AIGの業績の推移

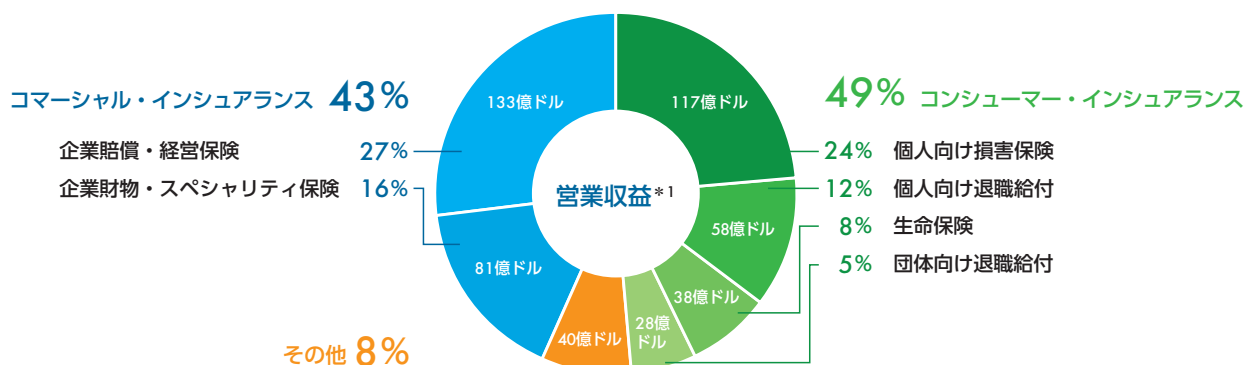
AIG, Inc. 2016年度アニュアルレポート (2016 Annual Report) より抜粋

	2014年	2015年	2016年
総収入	644億ドル	583億ドル	524億ドル
純利益(損失)	75億ドル	22億ドル	(8億ドル)
総資産	5,155億ドル	4,968億ドル	4,983億ドル
株主資本	1,069億ドル	897億ドル	763億ドル

(米国ドルで記載)

AIGにおける中核事業の内訳*1

AIG, Inc. 2016年度アニュアルレポート (2016 Annual Report) より抜粋



*1 レガシー・ポートフォリオによる53億ドルの収益を除く営業収益を示しています。

AIGのグローバルの損害保険事業における元受収入保険料のうち、日本での引受は16%を占めています。

日本におけるAIGグループ

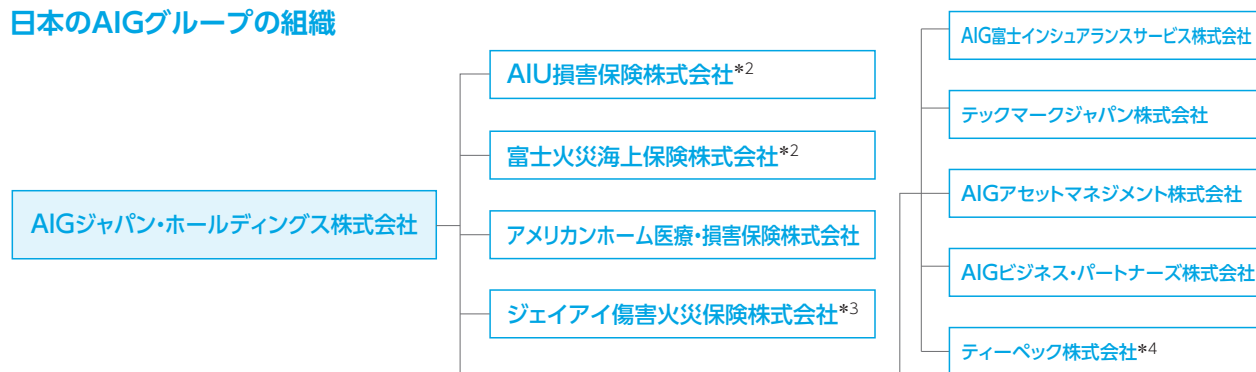
2017年5月1日現在

国内損害保険会社

元受正味保険料	
AIU損害保険株式会社	2,511億円
富士火災海上保険株式会社	2,808億円
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	739億円
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	153億円

2016年度、元受正味保険料は収入積立保険料を含む。

日本のAIGグループの組織



*2 AIU損害保険株式会社および富士火災海上保険株式会社は、関係当局の認可等を前提に、2018年1月1日に合併しAIG損害保険株式会社となる予定です。

*3 ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)

*4 ティーペック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です。)

AIGジャパンは、多様性を尊重する企業文化に基づき、より安全でより良い未来を創造するための様々な取り組みを行っています。

スポンサーシップ

AIGは、世界的に有名なラグビーニュージーランド代表のオールブラックスのスポンサーを務めるなど、多様性の尊重、チームワーク、成長といったAIGの価値観と共通する要素を持つスポーツのサポートや、そのほかのスポンサーシップを通じて、子どもたちの健全な育成や、より安全な世界の実現に貢献しています。オールブラックスの選手たちの出演で『ACTIVE CARE』のコンセプトを表したスペシャルムービー「#TackleTheRisk」を日本で制作・公開したほか、ラグビーや野球関連のイベントにおいてもケガの予防をはじめとする安全への意識向上につながる活動を行い、まさかを未然に防ぐサポートを提供する機会の一つとしています。

- AIGとして、ラグビーニュージーランド代表(オールブラックス)のスポンサーを務める
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と協働し、グラスルーツパートナーとして日本のラグビー普及活動を支援
小学生を対象としたタグラグビー*教室や小学校へのタグラグビーキットの贈呈を実施
- 神戸製鋼コベルコスティーラーズのオフィシャルスポンサーを務める
- MLBカップに特別協賛し、リトルリーグの発展に寄与
- キッザニア東京の消防署パビリオンのオフィシャルスポンサーを務める

*タグラグビー:タックルかわりに相手選手が腰に付けた帯状のタグを取る、身体の接触プレーのないラグビーです。
体の大きさに関係なく、男女が一緒に参加できることなどから、文部科学省の「小学校学習指導要領解説書」に例示され、小学校の体育授業で取り入れられています。



CSRおよび社会貢献活動

AIGは、良き企業市民として、事業を展開する地域社会の発展に寄与するとともに、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの徹底と、責任ある倫理的なビジネス慣行の遵守に専心しています。また、セーフティ(道路の安全、病気の予防、健康問題などを含む)、セキュリティ(地域の安定性を促進する経済に関する教育などを含む)、災害救援(災害対策と被災地のインフラの復興を含む)の三つのテーマに沿った社会貢献活動に世界各地で取り組み、従業員によるボランティア活動を積極的にサポートしています。

- 「世界自閉症啓発デー」をサポートし、全国の啓発活動にグループ社員がボランティア参加
- 東京・大阪・福岡で開催されたLGBT(レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称の一つ)支援のイベント(レインボー・プライド)に協賛し、社員がブース運営・パレードに参加
- 病気と闘う子どもたちとご家族をキッズニア東京に招待、グループ社員がボランティア参加
- 障がいのある子どもたちに特別な体験をプレゼントする「グロリアスデイ」(富山)協賛、市民劇「飛べ!琉球島人」のサポート(沖縄)など、地域貢献活動を展開
- 平成28年熊本地震被災地への社員ボランティアツアーの開催、ラグビー試合への子どもたちの招待などを実施
- AIUがサポートする、災害からいのちを守る森を作る「鎮守の森のプロジェクト」にグループ社員がボランティア参加
- 日米双方の高校生を米国と日本に招待する「AIU 高校生国際交流プログラム」を30年以上にわたり実施、グループ社員がホストファミリーとして協力
- 未就学児と保護者のための交通安全教育を行う「Family Road Safety」イベントを開催



<AIGにおけるダイバーシティ&インクルージョンとは>

AIGでは、性別、国籍、性的指向、家族構成、障がいのあるなしなどの違いから生まれる様々な経験を多様性として受け入れ、尊重しながら、最大限に活かす「ダイバーシティ&インクルージョン(多様性とその受容)」の推進に取り組んでいます。これは、社員にとって働きやすい環境を整えるだけではなく、多様な視点からお客様を深く理解し、リスクの低減を通してお客様や社会に貢献する企業として、『ACTIVE CARE』を実現することにもつながっています。

- 経営陣を中心メンバーとするダイバーシティ・カウンスルを設置、社員によるワーキンググループと共にダイバーシティ&インクルージョン推進をリード
- 社員の自発的な情報交換やネットワーキング活動の拡大のため、五つの従業員ネットワーキンググループ(「Working Families」「Women & Allies」「Young Professionals」「LGBT & Allies」「Language and Cultural Exchange」)の活動を支援
- 女性活躍に向けた積極的な人材育成施策を支援
- イクボス企業同盟(NPO 法人ファザーリング・ジャパン設立)に加盟、全管理職にセミナーを実施
- LGBT理解のための様々な取り組みを実施し、日本における企業・団体のLGBTに関する取り組みを評価する「PRIDE指標」(任意団体work with Prideにより選出)で、最高位の「ゴールド」を獲得
- 世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間に合わせ、社内啓発キャンペーンや勉強会を全国で実施
- グループ会社のサポート業務等を行うAIGハーモニー株式会社(2017年5月設立)において障がい者雇用の促進を図るなど、多様な人材活躍の場の拡大に向けた取り組みを強化
- 「ディスアビリティ(障がい)・ワーキング・グループ」による障がいのある方への理解促進活動が評価され、東京ボランティア・市民活動センター主催の「第2回企業ボランティア・アワード」を受賞

AIUとの合併

富士火災海上保険株式会社（以下、富士火災）とAIU損害保険株式会社（以下、AIU）は、2018年1月1日に合併し、「AIG損害保険株式会社」（以下、AIG損保）となります。

AIG損保の代表取締役社長兼CEOには、現在AIUで同職位を務めるケネス・ライリーが就任予定です。

また、両社は合併に先立ち2017年4月1日より両社の役職員の相互兼務等による前倒し統合（一体化運営）を開始しました。両社の提供する商品やサービスの強みをAIG損保の将来の成長に最大限に活かすべく、AIG損保の誕生に向けての最終的な準備に注力していきます。

※合併は関係当局の認可等が前提です。

新会社名とコーポレートロゴ

AIG損害保険株式会社
(AIG General Insurance Company, Ltd.)



ACTIVE CARE について

「ACTIVE CARE」は、日本におけるAIGグループ統一の事業戦略コンセプトです。

AIG損保は、この「ACTIVE CARE」のコンセプトを通して、新たな保険のあり方を提唱していきます。

「ACTIVE CARE」は、次の3つの要素で構成されています。

- (1) お客様の目線に立ったシンプルで分かりやすい透明性のある関係
- (2) 万一のときだけでなく、事故や損害を未然に防ぐ支援
- (3) 世界中で蓄積された最先端の知見とテクノロジー、そして日本についての洞察力

まさかの時の補償はもちろん、そのまさかが起こらないようにするための「先進的なリスク予防サポート」を提供し、「保険の分かりやすさ」の追求と合わせて、AIG損保がお客様のパートナーとして選ばれることを目指していきます。

顧客セグメント別戦略について

AIG損保は、常にお客様の視点で物事を捉え、お客様のニーズに応じた商品・サービスの柔軟かつ迅速な開発・提供を行うため、お客様のセグメントを明確にします。

AIG損保では、お客様を次の3つにセグメントしています。

- (1) 大企業／中堅企業セグメントにおいては、AIG最大の強みである多様かつ高度なリスクに関する課題解決能力を日本市場へ積極展開します。
- (2) 中小企業セグメントにおいては、今後ますます高まるであろう各種リスクに関するリスク・コンサルティングを推し進めていきます。
- (3) 個人セグメントにおいては、最新のテクノロジーを活用した高いサービスレベルの提供を実現します。

AIG損保戦略検討メンバーのご紹介

AIG損害保険株式会社の戦略の確立・実行や将来のビジョンに関する包括的な論議をプロジェクト内での検討を踏まえて行うべく、新会社の設立に関する検討メンバーを組成し、継続的な検討を実施しています。



(左から)

長瀬 昭

CRO※¹リスク管理統括担当

福富 一成

人事担当

湯本 英利

損害サービス・オペレーション担当

北原 好和

内部監査担当

高橋 宏典

CDO※²ディストリビューション担当

ジャイルズ・バーカー

中小企業セグメント保険担当

前場 俊宏

統合担当

小針 成由

大企業・中堅企業セグメント保険担当

岩本 真一

経営企画担当

林原 麻里子

広報担当

ケネス・ライリー

AIU損害保険株式会社
代表取締役社長 兼 CEO

ジョン・スキッパー

CIO※⁴システム担当

則生 直人

総務担当

マシュー・ウォーカー

マーケティング担当

三須 雅之

コンプライアンス担当

東 希篤

個人セグメント保険担当

北澤 緑

CFO※³経理・財務担当

斎藤 輝夫

法務担当

※1 CRO = チーフ・リスク・オフィサー

※2 CDO = チーフ・ディストリビューション・オフィサー

※3 CFO = チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

※4 CIO = チーフ・インフォメーション・オフィサー

なお、ケネス・ライリーを除くメンバーはAIU/FFM兼任となります

代表的な経営指標

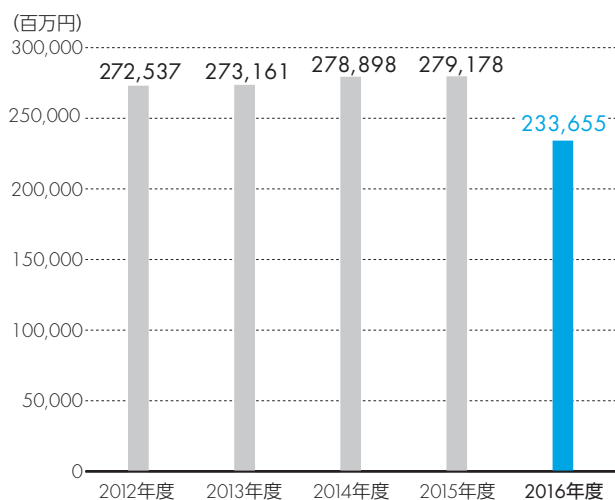
当社の2016年度の事業活動をご理解いただくため、代表的な経営指標について掲載いたします。

(単位:百万円)

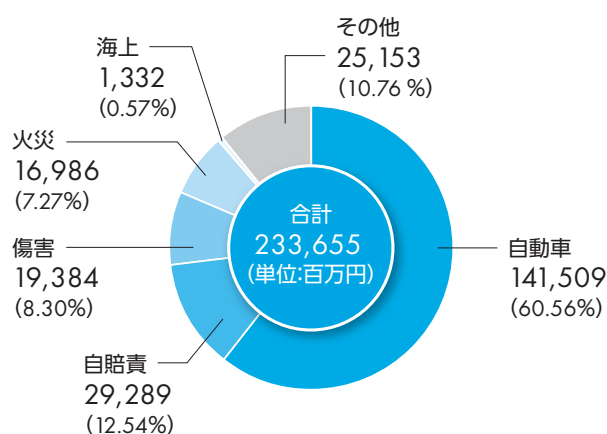
項 目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正味収入保険料	272,537	273,161	278,898	279,178	233,655
正味損害率	63.3%	59.4%	54.8%	55.4%	64.2%
正味事業費率	34.6%	35.8%	37.6%	42.3%	41.3%
保険引受利益 (△損失)	△ 12,321	5,705	△ 5,220	△ 12,991	△ 19,027
経常利益 (△損失)	△ 4,651	17,019	4,780	△ 7,845	△ 18,414
当期純利益 (△損失)	△ 11,067	5,803	2,014	△ 5,446	△ 28,473
単体ソルベンシー・マージン比率	562.6%	782.5%	939.6%	919.6%	889.7%
総資産額	880,805	857,372	866,933	849,964	824,308
純資産額	93,882	93,741	103,260	93,372	65,125
その他有価証券評価差額	42,582	33,904	42,886	36,496	36,912
リスク管理債権	4,264	13	485	5	—

正味収入保険料

再保険スキームの見直しを行った結果、火災保険(地震除く)の出再保険料が増加し、正味収入保険料は対前年度比455億円減少となりました。



保険種目別構成割合 (正味収入保険料ベース)



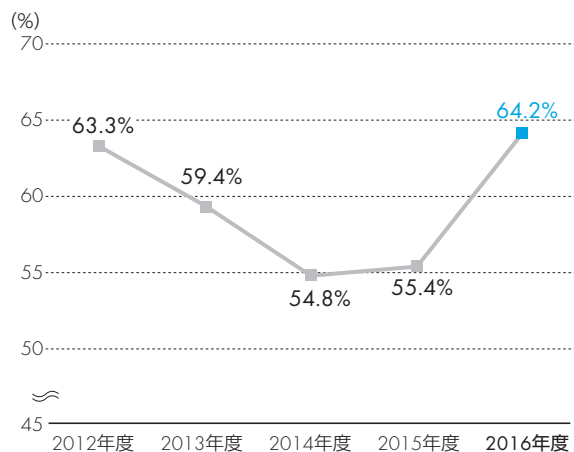
用語解説

正味収入保険料

お客さまから受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除したものをいいます。

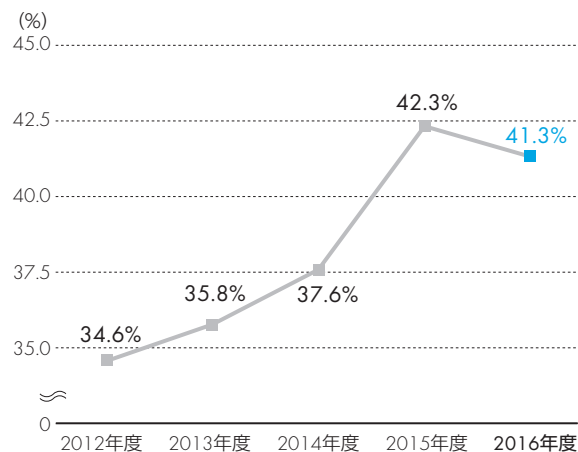
正味損害率

正味収入保険料の減少により、前年度比8.8ポイント上昇し、64.2%となりました。



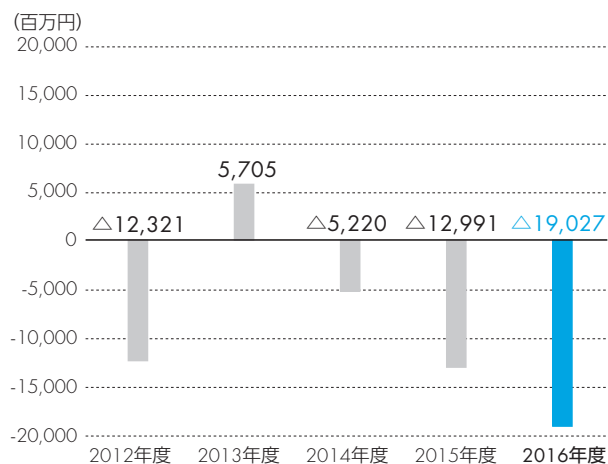
正味事業費率

出再手数料(受取)の増加等による正味事業費の減少により、前年度比1.0ポイント低下し、41.3%となりました。



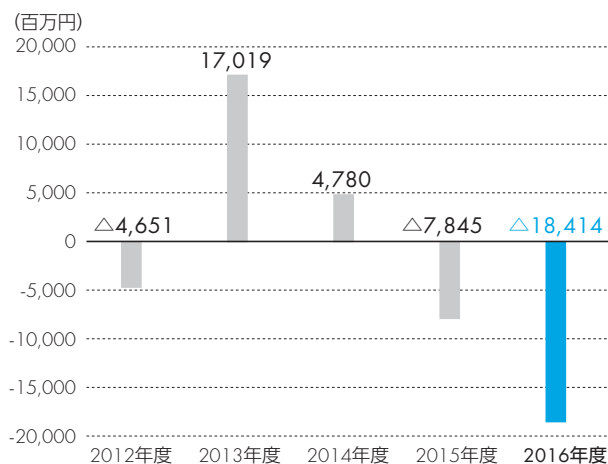
保険引受利益(△損失)

追加責任準備金の計上等により、前年度比60億円減少し、△190億円となりました。



経常利益(△損失)

保険引受利益の減少により、前年度比105億円減少し、△184億円となりました。



用語解説

正味損害率 (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料により算出しています。

正味事業費率 (諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料により算出しています。

保険引受利益

保険の引受に関する利益のことをいいます。

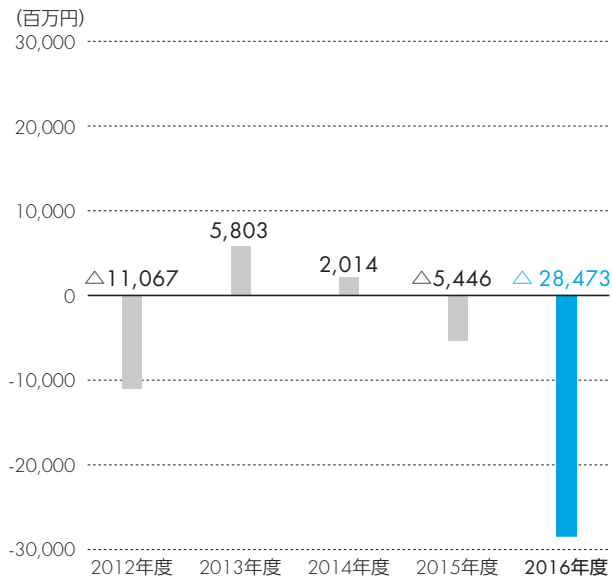
保険引受収益(正味保険料等)－(保険引受費用(保険金・損害調査費・満期返戻金等)+保険引受に係る営業費および一般管理費)±その他収支により算出しています。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等にかかる法人税相当額等です。

経常利益

保険引受や資産運用等、通常の事業活動に基づいて毎期反復的に発生する損益で、経常収益(正味保険料・利息および配当金収入・有価証券売却益等)から経常費用(保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費および一般管理費等)を差し引いた金額です。

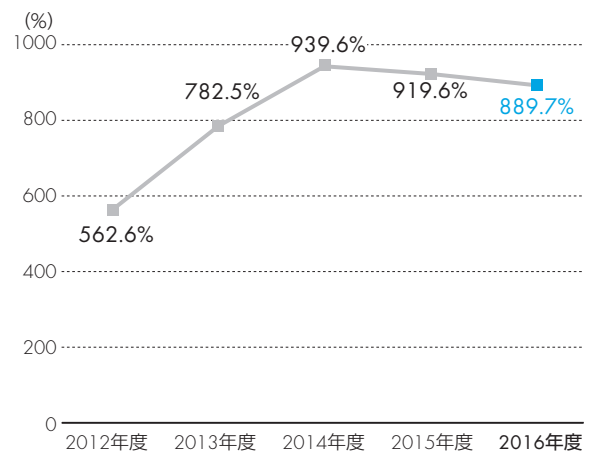
当期純利益(△損失)

保険引受利益の減少・特別損失の計上により、前年度比230億円減少し、△284億円となりました。

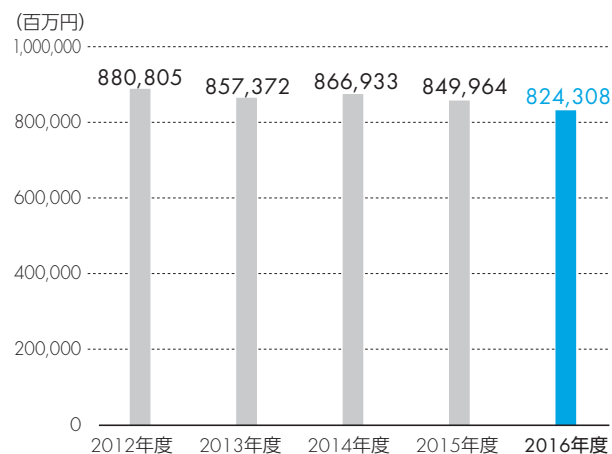


単体ソルベンシー・マージン比率

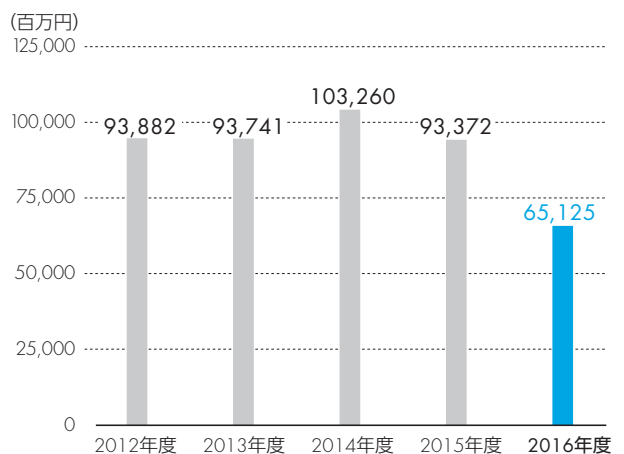
当期純損失の計上によりマージン総額が減少した結果、前年度比29.9ポイント低下し、889.7%となりました。



総資産額



純資産額



用語解説

当期純利益 経常損益+特別損益(固定資産処分損益・価格変動準備金繰入額等)-法人税等合計により算出しています。

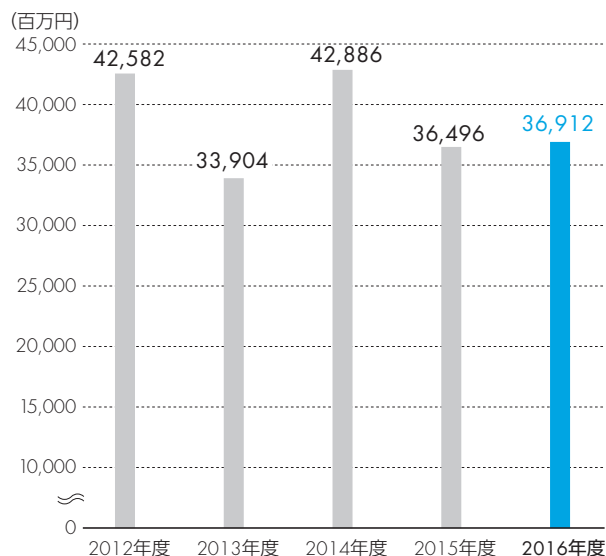
ソルベンシー・マージン比率

巨大災害や資産の大幅な価格下落など、「通常の予測を超える危険(リスク)」に対し、どれだけ支払能力(=ソルベンシー・マージン)を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率は、通常200%以上あれば、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。

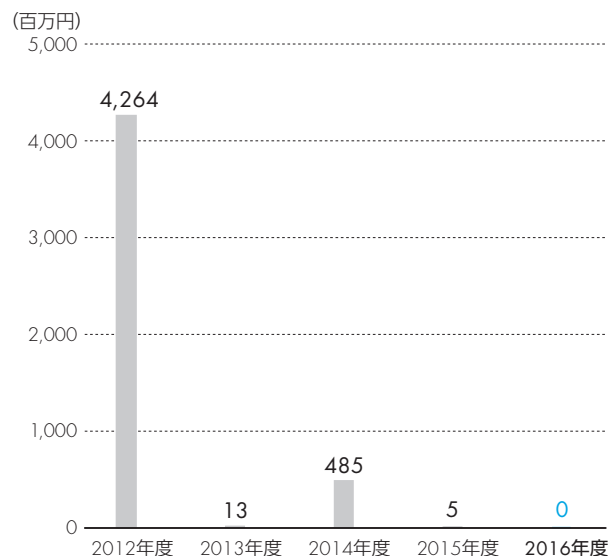
総資産額 貸借対照表における資産の部の合計額です。

純資産額 貸借対照表上の資産から負債を差し引いた額です。

その他有価証券評価差額



リスク管理債権



リスク管理債権内訳

(単位:百万円)

項 目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	1,014	13	485	5	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	3,249	—	—	—	—
合計	4,264	13	485	5	—
貸付金残高に対する比率	17.8%	0.1%	5.4%	0.1%	—
(参考) 貸付金残高	23,996	11,975	9,001	6,492	5,669

(*各債権の意義はP.78参照)

資産の自己査定結果

(単位:百万円)

科 目	非分類資産	分類資産				合計
	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	小計	
有価証券	619,956	718	29	25,596	26,344	646,300
貸付金	4,678	990	—	—	990	5,669
有形固定資産	30,905	2,532	—	—	2,532	33,437
その他	163,888	249	167	194	611	164,499
資産合計	819,428	4,490	197	25,791	30,479	849,907

- ①自己査定とは、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠⅡⅢⅣの4段階に分類することです。
- Ⅰ分類資産…査定基準日において、Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
- Ⅱ分類資産…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産です。
- Ⅲ分類資産…査定基準日において、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
- Ⅳ分類資産…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産です。
- ②各欄の金額は自己査定による償却実施前の残高を表示しています。そのため、貸借対照表計上額より大きくなっています。
- ③その他に含まれる資産とは、現金及び預貯金、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産等です。

用語解説

その他有価証券評価差額

その他有価証券(満期保有目的、売買目的および関係会社株式以外の有価証券)で時価のあるものの貸借対照表価額(時価)と帳簿価額との差額です。

リスク管理債権

貸付金の価値毀損の危険性や回収の危険性等により「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分されています。

2016年度のトピックス

経営者のための医療保険「ザ・オーナーズ・プレミアムプラン」発売

企業を取り巻く環境の変化により、ステークホルダーや従業員などに対する経営者の責任は大きくなっています。予期せぬケガや病気による経営者の長期入院は、会社の業績悪化や信用低下に繋がる可能性もあり、事業継続に影響を及ぼしかねない経営リスクといえます。

「ザ・オーナーズ・プレミアムプラン」は、経営者の入院時の備えとなる実費補償型医療保険として、以下の4つの特長で早期職場復帰を「費用」「情報」の両面でサポートします。

- 高度な医療にかかる高額な治療費への備え
- 特別な療養環境(個室の利用など)にかかる差額ベッド代への備え
- 日本を代表する医師によるセカンドオピニオンや、専門医が在籍する医療機関の受診手配・紹介などをおこなうベストホスピタルネットワークサービス(※)の提供
- 入院による収入減に備えた手厚い日額補償

※「ベストホスピタルネットワークサービス」は、電話による健康相談のほか、医療関連サービスのリーディングカンパニーであるティーベック株式会社が提供する保険商品付帯サービスです。

J.D.パワー社「自動車保険新規加入満足度調査〈代理店系保険会社部門〉」でNo.1評価を受賞

CS(顧客満足度)に関する調査・コンサルティングの国際的専門機関である株式会社J.D. パワー アジア・パシフィックによる「2016年日本自動車保険新規加入満足度調査」代理店系保険会社部門でNo.1の評価を受けました。

当社では、この評価を踏まえた講習会を全国で実施するなど富士火災ブランドの向上に努め、「身近で頼れるプロフェッショナル」として、お客さまに選ばれる会社を目指しています。

出典：J.D. パワー2016年日本自動車保険新規加入満足度調査。当部門の調査対象は専門代理店や車の販売店などの保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。直近の自動車保険(任意保険)の契約が、新規もしくは他社からの切替であった契約者3,721名から回答を得た結果。(注)株式会社J.D. パワーアジア・パシフィックは、米国J.D. パワー・アンド・アソシエイツの日本を含むアジア地域でのビジネスの拠点として1990年に設立された。自動車業界を始め通信、IT、金融、保険、トラベルなど様々な業界において顧客満足に関する調査やコンサルティングを実施している。尚、J.D. パワーはシンガポール、北京、上海、バンコクに拠点をもち、日本、オーストラリア、中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、ベトナムで調査を実施している。会社概要や提供サービスなどの詳細はウェブサイト <http://japan.jdpower.com> まで。



自動車保険の新サービス「自転車搬送サービス」の提供開始

2016年12月1日、自動車保険の新サービス「自転車搬送サービス」の提供を開始しました。

自転車事故リスクへの備えに関心が高まるなか、これまで当社では自動車保険においてはFAPNEO(家庭用総合自動車保険)の“日常生活賠償責任特約(相手への賠償)”と“人身傷害保険(自身のケガ)”にて、自転車事故リスクに対する補償面の備えを提供してきました。自力走行不能となった自転車を無料搬送するという本サービスにより、補償面に加え、さらにサービス面での安心のお届けを目指します。

サービス内容は、当社が指定した条件をすべて満たす契約に付帯するサービスとして、事故による自転車の破損等、使用中の自転車が自力走行不能となった場合、専用フリーダイヤルに連絡いただくことで自力走行不能となった場所から指定場所まで無料搬送の手配を提供するものです。

損害保険業界における地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2015年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命であり、昨年度は、地震保険のこれまでの歩みを振り返り、一層の加入促進に向けた足掛かりとすることを目的として、代理店等を対象に制度創設50周年記念フォーラム(9月5日)を開催しました。また、各種メディアを通じた広報活動等により、地震保険の理解促進および加入促進に取り組んでいます。

2016年度のCSR

当社は「活力ある地域社会の実現への挑戦」を企業理念として掲げています。

その実現を目指し、福祉・環境・文化・芸術・教育など幅広い分野において、草の根の社会貢献活動を推進しています。

「佐渡裕とスーパーキッズ・オーケストラ」への支援

「地域社会への貢献」と「音楽を通じて子どもたちの未来を育むこと」を目的として、「佐渡裕とスーパーキッズ・オーケストラ(以下、SKO)」を2008年から応援しています。

SKOは、日本を代表する指揮者であり、兵庫県立芸術文化センター芸術監督を務める佐渡裕氏が熱意と愛情を持って育て上げる、小学生から高校生までの子どもたちだけの弦楽合奏団です。

毎年1月には、大阪にて『スーパーキッズ・オーケストラ～ニューイヤー・ミニコンサート～』を開催しています。



アマチュアスポーツへの協賛

「明るい地域社会創り」を目的として、「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」を応援しています。

マスターズ陸上は、男女とも18歳以上(学連登録者を除く)から出場でき、5歳毎にクラス分けされた同年代の方たちが競技を行う生涯スポーツの祭典です。

2016年9月17日～19日に開催された第37回新潟大会には、約2,100名のアスリートが集い、世界新記録5個を含む多くの新記録が誕生しました。



写真提供:湘南アーツ

世界の子どもたちへポリオワクチンを寄付

医療総合保険『みんなの健保2』、引受基準緩和型契約特約付医療総合保険『持病のある方も入りやすい みんなの健保3』の新規契約の販売件数に応じたポリオワクチン相当額を、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(以下、JCV※)」に寄付する『『みんなの健保』でみんなへワクチン』活動を2007年より継続的に行っています。

2016年度までの活動において、累計で約69万人分のポリオワクチン相当分をJCVを通じて世界の子どもたちにお届けすることができました。

※Japan Committee, Vaccines for The World's Children



©NPO法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会

Web約款のご選択件数に応じ、WWFジャパンへ寄付

Web約款を導入し、紙資源の節減に努めています。ご契約時にお客さまがWeb約款をご選択されますと、印刷物(冊子)の約款の送付を省略し、この省略により約款1冊でA4コピー用紙約40枚分の紙の消費が節減できます。

Web約款をご選択いただいた件数に応じた一定額を環境保全団体「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)」へ寄付しています。



富士火災ふれ愛倶楽部

「富士火災で働く役職員が継続的かつ無理なくボランティア活動に参加し、その意志を具体的な形にする社会貢献」を目的として、富士火災ふれ愛倶楽部は1993年に発足しました。発足以来、任意加入の役職員を会員とし、その拠出金をもとに、高齢者や身体障がい者への介護活動や環境問題、また震災復興に取り組む団体を支援しています。

2016年度までの累計寄付数は約500件(災害寄付を除く)となっています。



セレッソ大阪のパートナーカンパニー

“スポーツ文化の振興”と“地域社会活性化への貢献”を目的に、セレッソ大阪をパートナーカンパニーとしてJリーグ発足以来応援しています。



©OSAKA F.C.

当社は、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策:高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援:高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- 救急医療体制の整備:高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な医療費支払のための医療研修等

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

(2) 地域の防災力・消防力強化への取組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3. 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。

(3) 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使えろ」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

(4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる部品補修の推進に取り組んでいます。

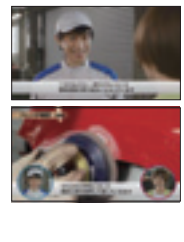
※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

(4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

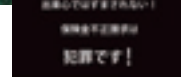
保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。」

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



人権への取り組み

「人権尊重の社風の構築」に向かって邁進

企業は利潤の追求のみならず、あらゆるステークホルダーをはじめ、社会全体から信頼される存在であることが求められます。その要素として「人権」への取り組みが企業にとって重要な課題となります。

当社では従来から「人権は本業の基本」と位置づけ、お客さまの痛みや心を理解できる人権感覚を常に磨くことが、「確かな安心」の提供につながるものと考えています。

当社のコーポレートメッセージ【安心にも、クオリティがある。】は、まさに社員一人ひとりのクオリティによって実現されるものであり、継続的な人権教育が必要と考えています。

● 当社の価値観

当社の「価値観」には人権を根底に「高い倫理観」「互いの尊重」を掲げ、一切の差別を行わないこと、人権感覚が豊かで健全な職場環境の維持を全役職員に求めています。

● 人権推進のための組織

社長兼CEOを最高責任者とする人権推進体制のもと、人権啓発の推進ならびに人権問題の相談・解決を担う専門部署を設置し、各種研修の実施などを通じて人権啓発活動につとめています。

● トップメッセージ

「人権尊重の社風の構築」に向って邁進するために、12月の人権週間には社長兼CEOが全役職員に対して「人権に関するメッセージ」を発信しています。

● 人権標語の募集

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、全役職員および家族から広く人権標語を募集しています。

毎年、人権感覚を自由に表現したすばらしい作品が多く寄せられ、その中から選出された優秀作品を職場に掲示し、人権啓発に活用しています。



2017年度人権標語 最優秀作品

気付いても
見ているだけでは「傍観」者
まず一歩
踏み出すあなたは「勇敢」者

● 人権教育

当社では「人権が尊重される社風の構築」「差別やハラスメントのない、元気の出る明るい職場づくり」を基本方針として、さまざまな研修・教育を通じて全役職員が人権に対しての正しい理解と認識を深め、自立的な行動ができるよう啓発活動につとめています。

研修項目	対象者	実施時期・回数
役員研修	全役員	年1回
新任管理職研修	新任管理職	年1回
入社時研修	新入社員 研修社員	入社時
職場内研修	全職員	年2回
社外研修会	任意	随時

● アンケート調査

当社では、全職員を対象に「人権に関するアンケート」を実施しています。

回答内容を分析し、寄せられた意見やアイデアを取り入れて、研修や人権啓発に活用しています。

● 人権問題に関する相談窓口の設置

職場の人権問題事象（セクハラ・パワハラ・その他）の未然防止や早期発見、および解決を図るため、全役職員を対象に、「人権相談ホットライン」を設置しています。

また、既存の相談窓口に加えて、2016年3月より外部専門機関に人権相談窓口業務を委託し、さらに相談しやすい態勢を整えました。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性及び信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

当社は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありアメリカン・インターナショナル・グループ・インク(以下「AIGインク」という。)の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社(以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。)が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJH及び当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に係る承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談及び報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性及び健全性を確保するため、「グループ会社間取引管理方針」を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役等及び使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針、「AIG行動規範」及び「反社会的勢力への対応に関する行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス統括部門及び「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、顧客の保護及び不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件・会社規則違反基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、「苦情基本規程」、「保険契約管理方針」及び「保険金支払管理基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令及び社内規程に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対応を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口及びAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)」、「個人情報保護管理基本規程」及び「情報セキュリティポリシー」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本規程」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針及び内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果及び改善状況等を定期的に取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理態勢を確保するために、「リスク管理基本方針」及び「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。
さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
- ① 当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理統括部門責任者やリスク管理統括

部門を置くなど組織体制を整備する。

- ②当社は、「リスク・キャピタル委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2)当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。
- (3)当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「事業継続管理規程」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2)当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」及び「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3)当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。
- (4)当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5)当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6)当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等及び使用人が参画する弛まめ企業文化の変革を推進する。

5. 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」等を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係わる重要な文書等を適切に保存し、管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人(以下「監査役補助者」という。)を配置する。
- (2)監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価及び懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
- (3)当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
- (4)当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等及び使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況及びその内容(以下「報告事項等」という。)について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2)取締役等及び使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3)取締役等及び使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (4)当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。
- (5)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (6)監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等及び使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2)取締役等、使用人及び内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (3)代表取締役及び業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

(2017年7月1日現在)

コーポレートガバナンス態勢

コーポレートガバナンス態勢の全体像

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立し、コーポレートガバナンス態勢の整備・強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に努めています。また、当社は保険持株会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言等を受けています。

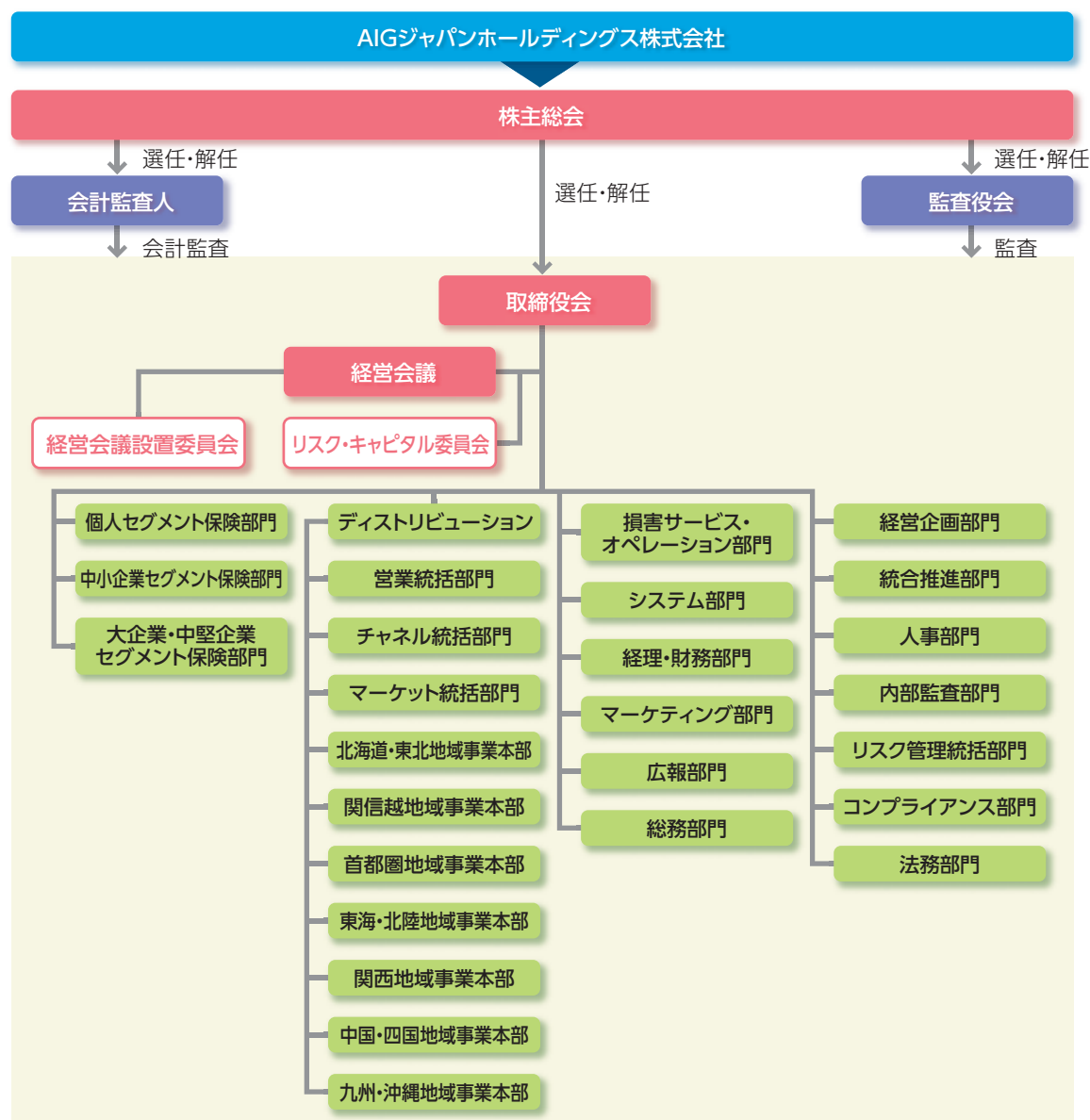
業務監督機能と執行機能との分離

意思決定機関を、経営における最終意思決定ならびに業務監督機能を担う取締役会と、業務執行面の意思決定を担う経営会議に分離することにより、迅速かつ適正なガバナンス態勢を構築しています。また、当社は執行役員制度を採用し、経営重要事項の決定および監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員との役割分担を明確にしています。

牽制機能の強化

当社は、業務部門に対する牽制機能強化の一環として、内部監査部門・コンプライアンス部門・リスク管理統括部門の質・量両面での強化を推進しています。これらの部門は、いずれも業務部門に対する独立性が保たれ、それぞれが独自の役割・視点・手法に基づいて業務の適切性を検証し、取締役会、経営会議、またはリスク・キャピタル委員会に報告します。

また、監査役会は、監査役会で制定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会、経営会議、およびその他委員会等への出席や業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。なお、会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会計監査人の監査を受けています。



(2017年7月1日現在)

顧客情報保護に関する態勢

皆さまの大切な情報の保護と管理態勢の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

具体的には、「個人情報の保護に関する法律」および関連する法令およびガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役職員にその遵守を徹底しています。また、個人情報管理の総責任者として「個人情報統括管理責任者」を任命すると共に、管理体制の整備および推進に関する協議等を行うための機関として「顧客情報保護・情報管理委員会」を設置し、組織態勢面の強化を図っています。

同委員会では事業年度ごとに個人情報保護計画を策定しています。

- ① 顧客情報保護の重要性を社員および代理店に徹底させるための教育・研修プログラムを一層充実させ継続的に実施する
- ② サイバー攻撃から顧客情報を保護するためのサイバーセキュリティリスク管理の態勢を強化する
- ③ 点検や監査を実施して内部管理態勢を確立する(代理店、外部委託先を含む)
- ④ 顧客情報の紛失や誤送付等の事案における原因の分析および再発防止策を策定・実行する

なお、顧客情報の保護に関しては「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページ上(<http://www.fujikasai.co.jp/>)で公表しています。

利益相反管理に関する態勢

利益相反管理基本方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めています。

利益相反管理基本方針の概要(全文はP.133に掲載)

本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社またはAIGの金融機関等(グループ内金融機関等)が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反は、①当社またはグループ内金融機関等とお客さまの間、または②当社またはグループ内金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「社内規程等の整備」、「利益相反管理の対象となる取引およびその類型」、「特定方法・管理方法・管理体制」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善いたします。役職員に対しては研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

リスク管理の態勢

リスク管理の基本方針

(1) リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理方針」を定め、「当社を取りまくリスクに対してリスクアペタイト(リスク選好)を制定し、その遵守状況をモニタリング・監督する」、「リスクを所管するリスクオーナー部門による管理の徹底、およびリスク管理統括部による牽制機能の発揮により、更なる強化を図る」といった基本スタンスに基づき、事業の健全性と適正性の確保に努めています。

(2) リスク管理体制

当社では、統合的リスク管理体制として、リスク・キャピタル委員会、オペレーショナルリスク管理小委員会、リスク管理統括部門担当執行役員、およびリスク管理統括部を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。また、リスクカテゴリーごとにリスクオーナー部門を定めて、網羅性の確保に努めています。

また、当社では、保険リスク、資産運用リスク等のリスクカテゴリーを統合したリスク量と自己資本を比較し、自己資本管理規程に定めた資本水準に問題がないかを確認しています。

(3) リスクカテゴリー別の管理

<保険リスク管理>

保険リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。商品所管部門による損益分析・予測、ポートフォリオの管理、ソルベンシー・マージン比率への影響度の把握等を通して、自然災害による集積リスク、大規模事故などによる巨大災害リスク、再保険によるリスク等に関する特定・評価・モニタリングを行っています。

また、ストレステストを定期的に実施し、大地震等が発生した場合の影響を把握しています。

<資産運用リスク管理>

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、資産運用リスクを価格・為替変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等に分類するとともにバリュー・アット・リスク (VaR) による計量化手法を用いてリスク量を計測し、自己資本等に与える影響をモニタリングしています。

また、市場環境が悪化した場合等のシナリオを用いたストレステストも定期的に実施しています。

<オペレーショナルリスク管理>

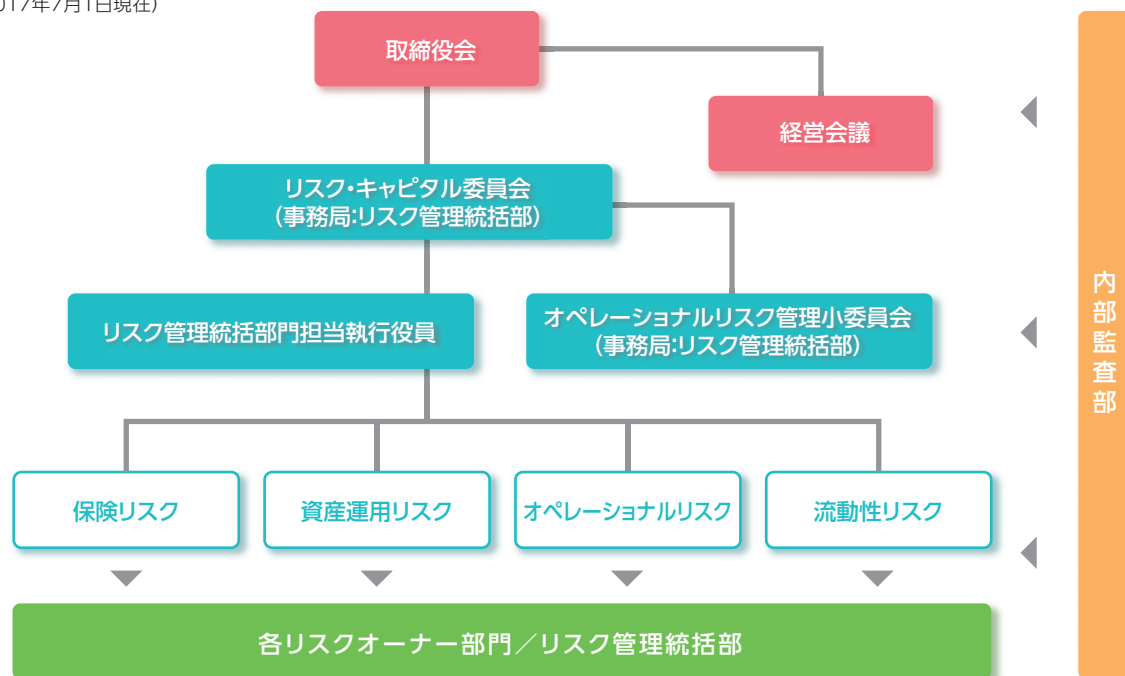
オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象により損失を被るリスクをいいます。当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、システムリスク、外部委託リスク、保険金支払事務リスク、人事・労務リスク、顧客情報漏洩リスク、法務・コンプライアンスリスク、風評リスク等に分類し、それぞれリスクオーナー部門を定めて管理しています。オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高め、当社の収益・価値の最大化に寄与することを目的としています。

<流動性リスク管理>

流動性リスクとは、巨大災害の発生に伴う支払保険金の増加等により資金繰りが悪化することにより、当社の財務状況に悪影響を及ぼすリスクをいいます。キャッシュフロー予測やストレステストを実施して管理しています。

統合的リスク管理体制

(2017年7月1日現在)



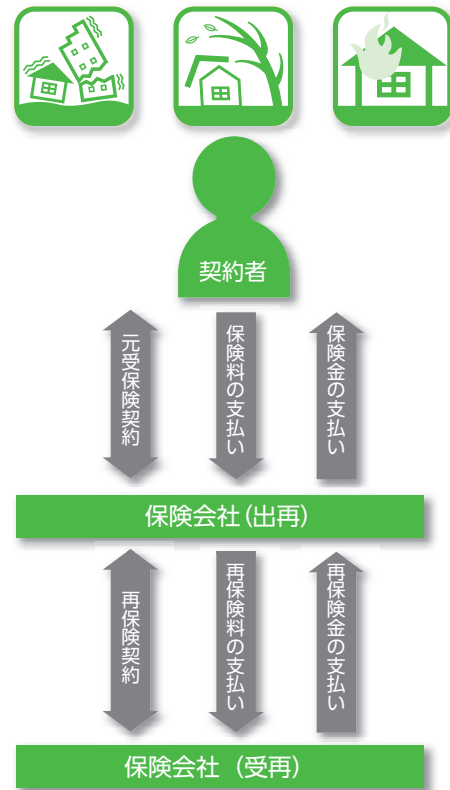
再保険について

● 再保険の仕組み

再保険とは、保険会社が自社の引き受けた保険の一部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクを分散する仕組みです。再保険を引き受けてもらうことを「出再（しゅっさい）」、逆に引き受けることを「受再（うけさい）」といいます。

支払保険金の大きな変動を防ぎ、保険会社の経営を安定的なものとするためには、リスクの種類・程度・保険金額が均質な保険契約が多数独立して存在し、可能な限り大数の法則を働かせることが重要です。保険会社の引き受けるリスクを平均化・分散化するために、保険会社はお客さまから引き受けたリスクのうち、自社の負担能力を超える部分を国内外の他の保険会社に引き受けてもらっています。

例えば、大型船舶、石油コンビナートなどのような巨額な契約に損害が生じた場合や、地震・台風などの自然災害によって同時に多くの契約に損害が発生した場合には、保険金の支払いが巨額となる可能性があります。再保険を活用すれば、支払った保険金の再保険出再部分を他の保険会社から回収することができるため、巨額の保険金支払いによる保険収支の悪化を防ぐことができます。



● 再保険の一般的な方針

保険会社が引き受けるリスクはさまざまです。火災保険や自動車保険のように一般的なリスクもあれば、原子力、航空や船舶といった一つのリスク単位が巨額になるリスクもあります。また、一つのリスク単位では保険会社にとって巨額な損害にならなくても、地震や台風のように一度に多数の契約に損害が発生することにより損害が巨大になる集積リスクもあります。当社はそれぞれのリスクについて、リスクの種類・程度、それぞれの契約種目別の引受状況、準備金や自己資本などをもとに適切な出再保険を手配しています。

【主要な集積リスク(地震災害リスク・台風災害リスク)に対応する再保険】

これまでの地震災害リスク及び台風災害リスクに対する非割合再保険（保険料と保険金の支払責任を別途に取り決める方式の再保険契約）による出再保険に加え、2016年度から割合再保険（再保険の引受額の割合に応じて保険料、保険金などを分担し合う方式の再保険契約）を組み合わせて手配しております。尚、地震災害リスクについては関東大震災（1923年）と同規模の地震が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、また、台風災害リスクについては伊勢湾台風（1959年）と同規模の台風が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、再保険プログラムを構築して対応しています。

国内外の保険会社に再保険を引き受けてもらう場合、再保険金が確実に回収できる相手でなければなりません。そのため、出再する場合は相手会社の財務状況が重要となります。当社では主要な保険財務力指標であるS&P社やA.M.Best社の格付けが一定レベル以上であるなど、十分な保険財務力を有した保険会社（グループ会社含む）に出再しています。

受再については、ガイドラインを定め慎重な引受方針で、任意再保険契約を限定的に引受けています。

第三分野保険における責任準備金の合理性および妥当性

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時に想定しえない不確実性が内在しています。

当社では、この想定しえない不確実性に対して、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、事故発生率に関するストレステストを実施し、必要に応じて負債十分性テストを実施することとしています。

ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストおよび負債十分性テストの実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

なお、ストレステストとは、商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するもので、予定事故発生率に不足が見込まれる場合には、「通常の予測の範囲内のリスク」を超える部分を危険準備金Ⅳ（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金）として責任準備金に積み立てます。また、ストレステストの結果、「通常の予測の範囲内のリスク」をカバーできないおそれがある場合には負債十分性テストを実施し、不足がある場合には保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てることになります。

テストの結果

ストレステストの結果、2016年度において、危険準備金Ⅳとして60百万円の積み立てを行っています。

また、負債十分性テストの結果、追加の責任準備金として857百万円の積み立てを行っています。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき保険計理人が確認しています。

法令等遵守の態勢

コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンスとは、法令遵守に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンス基本方針に基づく適正なコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

(1) コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行します。

(2) コンプライアンスの推進態勢

当社のコンプライアンス推進体制は、最高責任者を社長兼CEO、統括責任者をコンプライアンス部門担当役員とし、コンプライアンス統括部が全社的なコンプライアンス実務を統括しています。

また、経営会議をコンプライアンス推進の中核組織として位置づけるとともに、法令等遵守態勢等の整備・確立を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、事業年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

さらに、各組織単位にコンプライアンスオフィサー(全社・地域)およびコンプライアンス推進責任者(本社・地域)を選任し、会社全体としてコンプライアンスを推進しています。

(3) 行動規範

当社は、業務遂行上の実務指針として「富士火災行動規範」を定めています。役職員は「富士火災行動規範」の内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

また、「富士火災行動規範」は、社会環境の変化等に応じて随時内容の見直しを行っています。

(4) コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢強化のための具体的施策として、「法令等遵守態勢」「保険募集管理態勢」「顧客保護等管理態勢」をスコープとし、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに策定しています。コンプライアンス統括部が取組状況について定期的に確認を行い、コンプライアンス委員会へ報告するとともに、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、経営会議へ報告します。コンプライアンス・プログラムを通じて、Plan(取組施策の策定)、Do(取組施策の実施)、Check(取組状況の評価)、Action(改善)といったPDCAを継続的に実施することで、コンプライアンス態勢の強化を実現します。

(5) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、当社がコンプライアンスを実現するための具体的な手引書です。会社業務に則した具体的な事例の充実を図り、役職員にとって使い勝手の良いマニュアルとすることで、コンプライアンス取り組みの実効性を高めています。

(6) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンス教育・研修は、コンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として、研修等を計画的に役職員ならびに損害保険募集人に対して実施しています。

さらに、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

(7) 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この基本方針に則り、会社全体として反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

〈 主たる取り組み 〉

○社内規程等の整備

反社会的勢力に対して役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対応することを目的に「反社対応基本規程」「反社対応管理規程」「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な反社対応に備えています。

○反社データベースの整備

反社データベースを整備し、取引のスクリーニングを実施することで反社会的勢力の排除に活用しています。

○外部への業務委託時の対応

外部業者との間で業務委託契約書などを取り交わす際には、原則、当社における標準「反社会的勢力排除条項」を盛り込むこととしています。

○社員採用時および代理店委託時の対応

社員採用時または代理店委託時には、その候補者が反社会的勢力でないか、また、反社会的勢力と特段の取引または関係がないかに

ついて十分に確認をしています。また、代理店委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を追加しています。

○研修活動の実施

職場コンプライアンス研修や代理店研修等を通じ、反社会的勢力対応に関する啓発や意識の向上を図っています。

○外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。

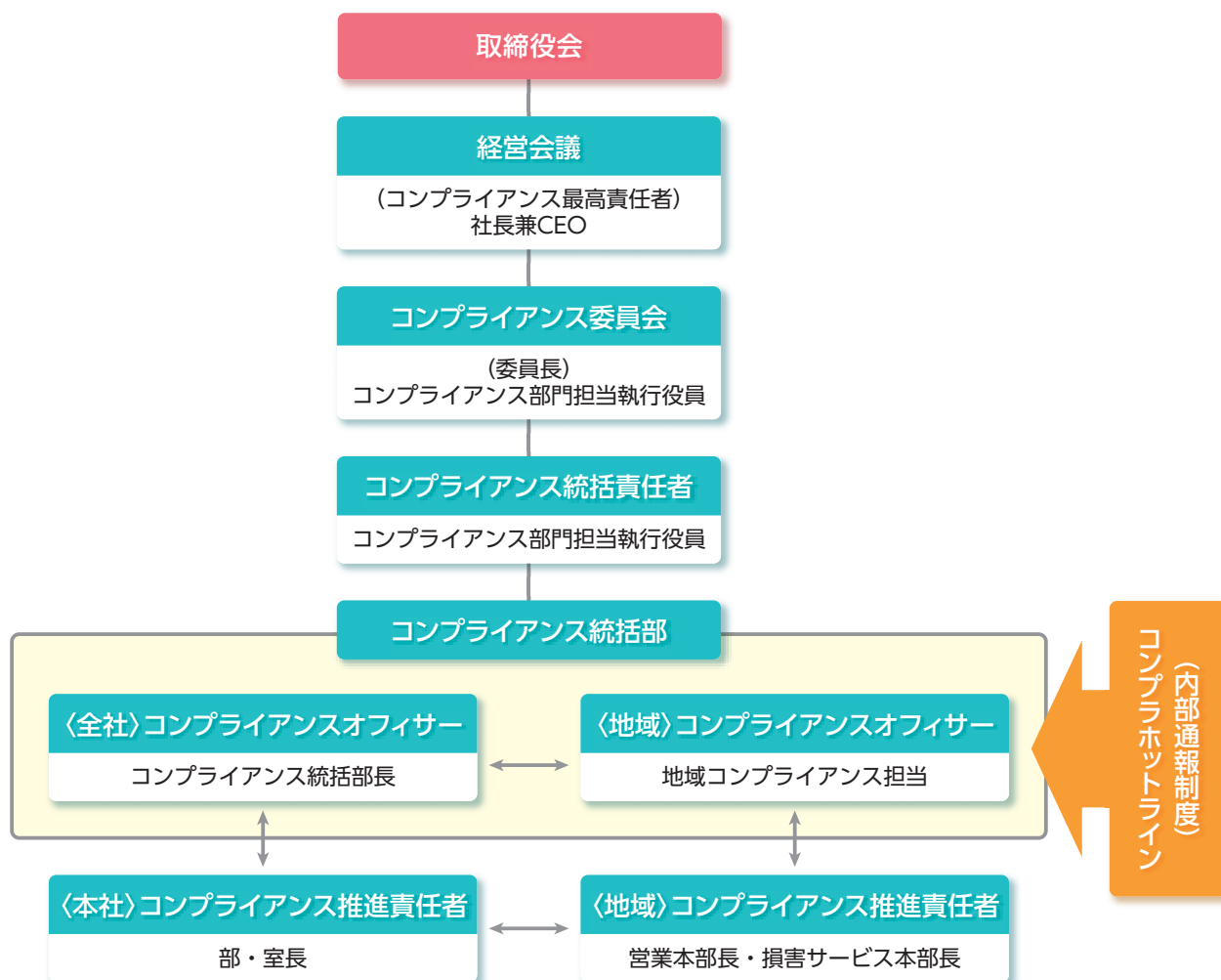
○暴力団排除条項の保険約款への導入

反社会的勢力への対応を強化する目的から、約款へ暴力団排除条項を導入しています。

(8) コンプラホットライン(内部通報)制度

当社では、「コンプラホットライン管理規程」を定め、役職員その他会社の業務にかかわる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止すると共に、通報の対象となった者に対する適切な取扱いを図っています。

コンプライアンス推進体制



営業体制

当社は、社会・経済の環境変化に対応した顧客対応力の優れた代理店網の拡充を図っています。全国に広がるネットワークで、専門知識を持った代理店を通じて、お客さまへ適切な保険商品の提案や保険情報の提供を行うことで、多様化する損害保険へのニーズに対応し、安心をお届けしています。

また、当社は代理店制度に加え、プロフェッショナルアドバイザー制度を販売組織の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、プロフェッショナルアドバイザー制度は当社との雇用契約に基づくプロ社員の販売組織です。

代理店制度

代理店の役割

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社を代理してお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大切な仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険サービスを提供し、さまざまなリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かで広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです

- 保険募集（勧誘や契約締結など）
 - 保険情報の提供
 - 保険契約の締結
 - 保険の対象の確認
 - 商品内容説明
 - 保険料の算出
 - 重要事項（契約概要・注意喚起情報等）の説明
 - お客さまのご意向、および申込みいただく保険契約内容の確認
 - 保険申込み受付と保険申込書の作成・保険契約の締結
- 当社への契約締結の報告
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険料の保管、当社への精算
- 保険契約の維持、管理（満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む）
- ご契約者からの事故の受付、当社への通知（保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内）

教育体制

代理店は損害保険の販売を通じて、個人や企業の経済活動の安定を図るなど極めて重要な仕事に携わっています。そのため、当社では代理店の資質向上を図り、お客さまの信頼を得ることを目的として、代理店試験制度を設けています。試験の種類は、損害保険募集人一般試験、損害保険大学課程各コースに係る試験、保険商品試験の3種類です。

また、当社営業担当社員による個別指導のほか、保険の商品知識や循環（情報提供）型営業・リスクマネジメントを活用した保険管理コンサルティング等のセールス手法、代理店システムの活用方法、業態別経営手法、後継者育成、業務の標準化コンサルティング支援など、代理店経営の発展をサポートすべく、各種の勉強会や研修・セミナーなどを実施しています。

Top Grade Agency 認定制度

Top Grade Agency認定制度は、代理店認定制度の最高峰のAwardと位置づけ、適切なリスクコンサルティング能力と適正な募集管理体制を有する代理店を目指すことを目的として、「増収」「品質」「収益」「規模」の4つの視点で認定を行っています。

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）制度

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）とは

お客さまの人生や事業経営を守るために存在するもの、それが「保険」です。

その保険を扱う人がプロフェッショナルであることは当然のことでしょう。

しかしながら、日本の保険業界は、まだまだお客さまのニーズではなく、商品ありきのプッシュ型営業から脱しきれていません。

当社は、これからの日本の保険業界を牽引することを決意しています。そのミッションを担うのがプロフェッショナルアドバイザーなのです。

業界No.1の組織とトレーニングシステム

当社はこのプロフェッショナルアドバイザー制度において業界No.1*の販売組織を築き上げています。

プロフェッショナルアドバイザーは、保険のプロフェッショナルとして個人・法人のお客さまに対し、その時代や環境に見合った総合的なコンサルティングを行える知識・スキルを身につけるため日々研鑽し、お客さまに安心を提供する真のプロフェッショナルとして、当社の営業第一線で活躍を続けています。

そして、このセールススキルの習得を支えているのが、当社独自の体系化された循環（情報提供）型セールス手法（リスクマネジメントを活用した保険管理コンサルティング手法含む）のトレーニングシステムであり、お客さまとの信頼関係強化を主眼においた、安定的な収益基盤の構築に貢献しています。

*当社調べ

主な販売商品の一覧

【クルマの保険】

- 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 「まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険“ミューズ”」
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 「働く人を応援する自動車保険“ON/OFF”」
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 一般用総合自動車保険「FAI」
- 家庭用総合自動車保険「FAPNEO」
- 自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)
- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

【住まいの保険】

- 家庭用火災総合保険「未来住まいる」
- 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」
- 管理組合用火災総合保険「マンション管理安心保険」
- 地震保険

【医療・けがの保険】

- 医療総合保険「みんなの健保2」
- 引受基準緩和型契約特約付医療総合保険
「持病のある方も入りやすい みんなの健保3」
- 傷害総合保険「未来スケッチ」
- 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険「シニアの救急箱」
- 所得補償保険

【レジャーの保険】

- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行保険
- ゴルフ保険

【事業者向けの保険】

- 企業財産包括保険「三冠王」
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」
- 地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 利益保険
- 店舗休業保険
- テナントビジネス基本特約付テナント総合保険
「テナントパートナーα」
- テナント総合保険
- 動産総合保険
- 建設工事保険
- 業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」
- グループ傷害保険「経営安心部長」
- 労働災害総合保険
- 建設事業基本特約付事業総合保険「工事王」
- 事業総合保険
- 情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険
「みんなの情報ガード」
- 新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」
- 施設所有(管理)者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- 外航貨物海上保険
- 内航貨物海上保険
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースII」
- 新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」

新商品の開発状況(含む料率改定)

2010年

- 1月 ●火災保険の商品改定(「保険法」に対応した約款改定、構造級別区分および判定方法の改定、損害保険金・費用保険金・各種割増引等の改定・廃止、保険料の改定)
- 自動車保険の商品改定(「保険法」に対応した約款改定、各種割引の改定・廃止、Web約款の導入)
- 傷害保険(グループ傷害保険を除く)の保険法改正対応
- 積立家庭用火災総合保険「積立未来住まい」の発売
- (積立)医療保険「みんなの健保 がんにも負けず」の発売、「がん診断保険金支払特約」の充実
- 4月 ●グループ傷害保険の保険法改正対応
- 新種保険の保険法改正対応
- 新種保険の簡素化(商品の一部販売停止)
- 7月 ●部位・症状別保険金支払特約付積立傷害総合保険「積立シニアの救急箱」の発売
- 10月 ●傷害保険の料率改定
- 12月 ●医療総合保険「みんなの健保2」の発売
- 海外旅行保険の料率改定

2011年

- 1月 ●工事王の商品改定(「元請工事限定補償特約」「下請工事限定補償特約」の新設など)
- 4月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、ミニフリートの改定等)
- リスク細分型バイク保険の発売
- 6月 ●工事王の商品改定(最低保険料の改定、「保険責任終期特約」の新設など)
- 新種保険の簡素化(商品の一部販売停止)
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」の発売
- 8月 ●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の商品改定(フランチャイズチェーン用特約の新設)

2012年

- 1月 ●自動車保険の商品改定(「記名被保険者年齢別料率区分」の導入、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の新設など)
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エース」を全面的に改定し、運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースII」として発売
- 3月 ●業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の発売
- 7月 ●地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」の発売

- 10月 ●自動車保険の商品改定(「ノンフリート等級別料率制度」の改定、「ロードサービス」の改定(事故時搬送費用特約の整理・拡充等)、「日常生活賠償責任特約」への示談代行サービス」の導入)
- 12月 ●引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「持病のある方も入りやすい みんなの健保3」の発売
- 医療総合保険「みんなの健保2」3つの新特約(「がん入通院治療費用特約」「特定疾病診断保険金支払特約」「女性特定疾病入院一時金支払特約」)の発売

2013年

- 1月 ●情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険「みんなの情報ガード」の発売
- 4月 ●NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構の検証に合格した自動車保険証券の導入
- 7月 ●家庭用火災総合保険(未来住まい)におけるiPadによる契約手続き「かんたんナビ(火災)」の導入
- 8月 ●新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」の発売
- 10月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、フリート多数割引の改定など)
- 傷害保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 暴力団排除条項の導入(傷害、医療、新種保険)

2014年

- 4月 ●暴力団排除条項の導入(自動車、運送、貨物海上保険)
- 海外旅行保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 7月 ●暴力団排除条項の導入(火災、地震保険)
- 火災保険および地震保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 10月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、記名被保険者年齢別料率区分の改定など)

2015年

- 10月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、割引率の改定など)
- 火災保険の商品改定(料率改定、保険期間10年制限の導入、約款改定)
- 傷害総合保険(交通事故傷害)の料率改定

2016年

- 4月 ●新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」の改定(条件制限貨物の一部補償条件の拡大)

2017年

- 1月 ●地震保険の商品改定(料率改定、約款改定)

事故対応サービス

当社では、事故対応サービスについてお客さまから直接評価をいただく「お客さまアンケート」を定期的実施し、その結果をお客さまが求める新たなサービス開発や教育プログラムに反映させています。これまでの分析結果から、損害保険会社に求められる最も重要なサービスは「事故受付時の初期対応力」「営業時間外の事故対応力」と判断し、これらのサービスを強化するために「セイフティ24コンタクトセンター」を設置しています。

これは、当社の社員が24時間365日常駐する事故対応部門であり、深夜・休日を問わず平日の営業時間帯と同様のサービスのご提供を可能にしています。

今後とも、事故の発生により困惑されているお客さまに、いち早く“安心”をご提供するために、緊急時の初期対応をはじめ、各種サービスの高品質化を図ってまいります。

【主なサービスメニュー】（2017年7月1日現在）

● セーフティ24コンタクトセンター（フリーダイヤル）

24時間365日、電話による事故受付などの対応ができるよう専用のフリーダイヤルを設けています。専門のスタッフが、事故に関するご相談や事故受付を行うことはもとより、平日夜間・休日に緊急の初期対応が必要な場合には、お客さまへのアドバイスや、相手の方への連絡、修理工場・医療機関等への手配などの初期対応サービス、休日面談サービスなどの手配の実施により、お客さまへ“安心”をお届けしています。

※事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

● 安心コール1（ワン）

“ベリエストミュージズ”“ベリエスト”をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付完了から“1時間以内”に初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配等）をお客さまにお知らせするサービスです。お客さまがご要望された事故を全件、24時間365日対応しています。

※お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故報告をいただき、「ベリエストミュージズ」「ベリエスト」の保険金支払対象となる場合にご利用いただけます。

※大規模な自然災害時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

※フリート契約（所有・使用している自動車10台以上自動車保険にご加入されている契約）のお客さまに対しても、「安心コール1（ワン）」同様のサービスである「フリートコール1（ワン）」を提供しています。なお、お客さまから直接「専用フリーダイヤル」に事故報告をいただき、ご契約のフリート契約で対人・対物・人身傷害事故保険金のお支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。

● 事故現場「電話代理対応」

“ベリエストミュージズ”“ミュージズ”をご契約のお客さまの対人・対物事故の場合、事故現場から当社「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をいただいた際、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手の方に、今後の対応についての説明等を行います。

※お客さまから直接「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をいただいた場合にご利用いただけます。

● 社長“ホット”コール

フリート、ミニフリート（ノンフリート全車両一括特約／ノンフリート多数割引）をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付後、事故報告をいただいた従業員の方だけでなく、社長または車両管理をご担当の方にも、初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配）をご報告します。

※お客さまから「フリート・ミニフリート専用ダイヤル」に事故報告をいただいた場合にご利用いただけます。

● 富士火災フローラクラブ

医療保険をご契約の女性のお客さまの保険金請求に対して、女性スタッフが事故受付から保険金ご請求に関する手続きの支援、保険金の支払いまでを行います。女性特有の疾病について異性に話すことに多くの方が抵抗を感じていることから、女性のお客さまに対して同性が対応するサービスをご提供します。この他、「女性専用24時間電話健康相談サービス」では、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスのご相談や医療機関情報をご案内します。また、ご要望により、セカンドオピニオンのための優秀専門医のご紹介や、全国のレディースドック施設のご紹介から予約代行を行います。

● ロードサービス（ロードレスキュー・ロードレスキューミニ）&緊急アシストサービス

“ロードレスキュー”“ロードレスキューミニ”は、車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による補償と、付帯（無料）サービスにより構成され、主に以下の付帯サービスを年中無休でご提供します。

①ご契約のお車が事故や故障などで自力走行不能となった際の「レッカー・搬送業者の手配」

②脱輪・バッテリー上がり・インロック・パンク・ガス欠等に対応する「現場応急対応」

③ロードレスキューによるレッカー・搬送により臨時の帰宅・移動手段や宿泊施設が必要となった場合の「代替交通機関や宿泊施設のご案内」

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニ付自動車保険にご加入のお客さまが対象となります。また、お客さまにサービス費用を一時お立替いただく場合や、一部お客さまのご負担が生じる場合があります。付帯サービスは“業者の手配”のみとなり、現場応急対応時を除き、原則として付帯サービスによる費用負担は行いません。車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による保険金をお支払いできない場合、作業に要した費用はお客さまのご負担となります。

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニの特約を契約されていないお客さまには「緊急アシストサービス」をご利用いただけます。このサービスでは、修理工場・レンタカー・ホテル等のご紹介、事故・故障時の応急措置方法のアドバイス、24時間営業のガソリンスタンド等の情報提供を専門スタッフがいたします。緊急アシストサービスの提供にともなって発生する実費はお客さまのご負担となります。

● 指定修理工場ネットワーク

当社自動車保険ご契約のお客さま、ならびに事故の相手の方が、当社の指定する高い技術力を有した修理工場で修理していただいた場合、次のサービスをご提供します。

(代表的な例)

- 引取り・納車無料
- レッカーサービス(原則無料)
- 修理期間中は「無料」で代車の提供
- 修理保証書(ワンオーナー永久保証)の発行

● 休日面談サービス

お客さまのご要望により、自動車保険の対人・人身傷害に関する事故受付から24時間以内に休日事故担当スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、事故解決までの手続きに関する説明やアドバイスなど、事故の初期段階におけるサポートを行います。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部離島など24時間以内の対応ができない場合があります。

● ホームサービス(住まいのホットライン)

水まわりのトラブル・カギ開け・ガラス破損の緊急トラブル時に、当社提携の専門業者がお客さまのご自宅を訪問して応急対応を無料でを行います。

※家庭用火災総合保険「未来住まいる」、賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」をご契約のお客さまが対象となります。また、無料サービスの対象は応急的な作業に限られ、交換部品代、本修理の費用および特殊作業費用などはお客さまのご負担となります。

● アーキテクトサービス

お客さまのご自宅が被災された時に、建築関連の専門家が損害確認を行います。また、お客さまが建築物の修復に関わるコンサルティングをご要望される場合、当社提携の優良建築業者をご紹介します、災害復旧支援を行います。

※一部の地域および大規模な自然災害時には、当サービスをご提供できない場合があります。

● 保険金請求書類省略(QPS)サービス(QPS・・・Quick Payment System)

自動車保険における車両保険、対物保険、その他一部の特約保険金について、保険金請求書類のご提出を省略し、スピーディーなお支払いを実現します。

また、保険金支払額が1事故1被保険者10万円以内の傷害保険、搭乗者傷害保険事故については、当社独自のチェックシステムにより、傷害保険金請求特有の煩雑な必要書類を省略し、スピーディーなお支払い手続きを実施しています。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部対応できない場合があります。

※搭乗者傷害保険(一時金払)の医療保険金2倍払い特約が付保されている場合は、上記上限額が20万円となります。

● モバイルサービス

“ベリエストミューズ”“ミューズ”をご契約のお客さま専用のモバイルサイトでは、次のサービスを提供しています。また、契約内容の概要もモバイルサイトにてご確認ください。

- ①事故サポートメニューとして、見知らぬ場所で事故(故障等)にあわれた場合でも、携帯電話のGPS(位置情報機能)を利用して事故(故障等)場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能となる「GPS事故報告・ロードレスキュー」
- ②いつでも“事故のご報告”と“連絡希望時間帯のご指定”が可能となる「Webによる事故報告」
- ③ご希望により事故報告後の当社における対応状況を経過情報として携帯メールに配信させていただく「事故経過情報配信サービス」

● 日本語対面デスク

当社はジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携しています。海外旅行保険における“日本語対面デスク(Jiデスク)”は、特に日本人旅行者の多い海外55都市に配置されており、ご旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルに対し、現地の事情に精通したスタッフが日本語でご相談に対応します。もちろん、万が一の時だけではなく、ホテルやレストラン、ショッピングなどの情報提供や予約・手配も行っています。

● インターネット事故受付サービス

自動車保険・(積立)傷害総合保険「未来スケッチ」・海外旅行保険をご契約のお客さまからの事故報告を、当社ホームページから受け付けします。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

● 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

「そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

● そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

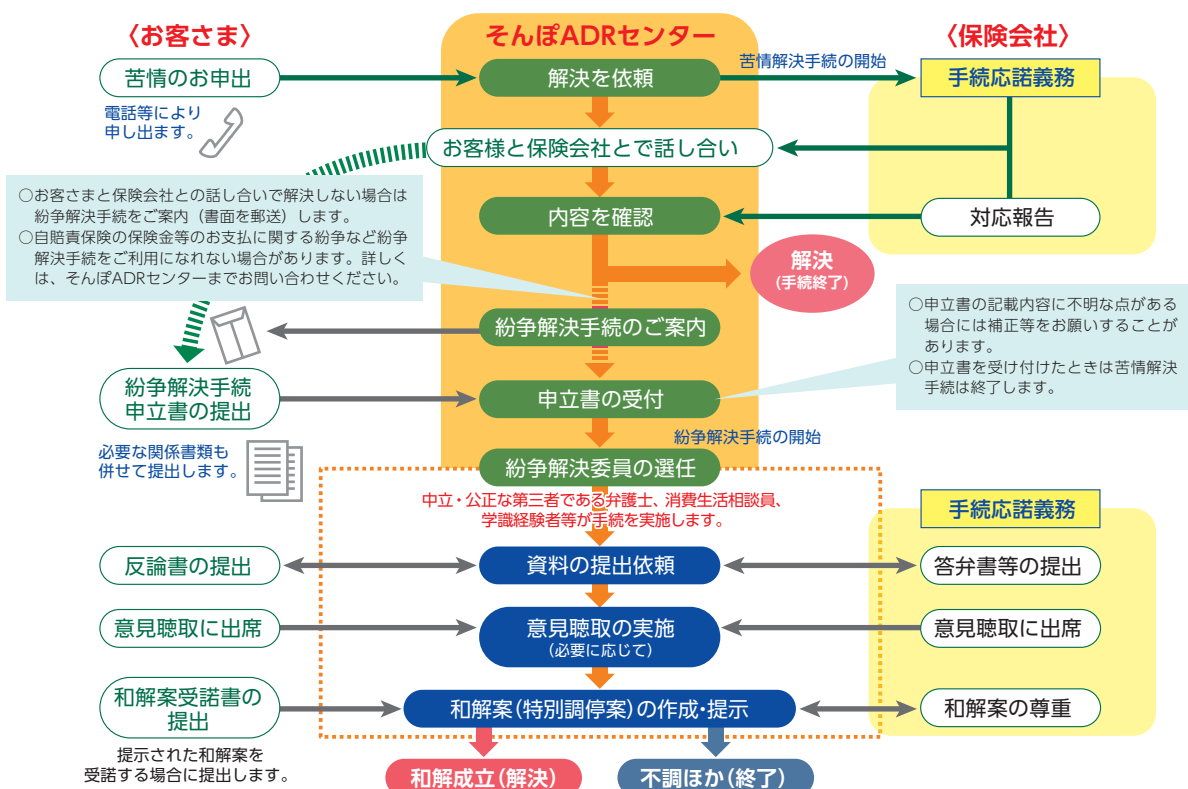
「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



お客さま相談サービス

お客さまの声室

お客さまからのご不満・ご要望を承る窓口として、「お客さまの声室」を設置しています。

お客さまから寄せられた苦情は、お客さまの声室にて一元的に集約し、苦情の発生対応状況を正確に把握・管理しています。また、営業店・サービスセンターでは、お客さまの声に誠実・的確・迅速にお応えする態勢としています。

当社では、「お客さまの声情報は、経営にとって貴重な情報の源」として「お客さまの声データベース」に登録し、業務運営の改善に活かすため積極的に収集・分析しています。2008年4月に「お客さまの声小委員会」として発足した「VOC (Voice of Customers) 会議」は、2017年4月に「お客さまの声検証委員会」へ変更となり、より決定権のある構成メンバーとなりました。これまで以上にお客さまの声のモニタリング結果をもとに、業務改善すべき事項を本社各部門で確認し、業務改善やサービス向上および苦情の再発防止に活用するとともに、お客さま満足度向上に資するよう取り組んでいます。また、改善すべき事項は、経営会議等の各種会議に定期的に報告して業務改善態勢を構築するとともに、情宣活動を継続することにより、業務品質の向上に活かしています。

● お客さまの声(苦情)の受付件数(2016年度)

お申出 内容区分	ご契約 手続業務	ご契約の 管理業務	保険金 お支払い業務	その他	総合計
件数	3,229	3,579	5,532	1,452	13,792

富士火災 お客さまの声室



0120-246-145

平日 : 午前9:00～午後7:00 (年末年始を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

※受付時間は変更になることがあります。

お客さまセンター

お客さまからのご契約内容に関するご質問・ご相談を承る窓口として、「お客さまセンター」を設置しています。主に自動車保険における車両入替等のご契約内容変更受付やお見積もりなどのサービスを提供しており、専任のオペレーターが迅速かつ適切な対応につとめています。

また、お客さまからのお申し出内容は、お客さまを担当している関連部署にフィードバックすることで、会社全体の情報共有を図りサービス品質の向上に役立っています。

● お客さまセンター対応件数(2016年度)

受付方法	電話
件数	172,087

富士火災 お客さまセンター

自動車保険専用窓口



0120-228-303

平日 : 午前9:00～午後6:00

土・日・祝 : 午前9:00～午後5:00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

火災・傷害など自動車保険以外の窓口



0120-228-386

平日 : 午前9:00～午後6:00

土・日・祝 : 午前9:00～午後5:00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

健康告知相談センター

お客さまが医療総合保険等第三分野の保険に加入される際に、健康状態告知に関して専門部署の担当者に直接お問い合わせいただける窓口として、「健康告知相談センター」を設置しています。

お客さまが、ご自身の健康状態や医療機関への入通院の有無などが保険契約時の告知の対象となるかどうかの判断に迷われた場合や、告知後の契約はどのような引受条件になるのか等に関して疑問をもたれた際に、お問い合わせいただくことができます。

当センターでは、告知に関してお客さまがもたれる不安を取り除き、安心して第三分野の保険にご加入いただけるよう、サービス向上に努めています。

富士火災 健康告知相談センター



0120-228-517

平日 : 午前9:00～午後5:00 (年末年始を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

情報システムをもとにしたお客さまサービス

当社は、お客さまからさらなる信頼をいただくために、サービスの向上および保険契約の引受け・保険金のお支払いを適正かつ迅速に提供するための様々なシステム開発・保守を実施しています。

個人のお客さまには、24時間365日ご利用いただけるインターネットサービス「マイページ」をご用意して、お客さまの加入されている保険契約の確認や住所変更受付、事故対応状況の確認といったサービスを無料で提供しているほか、当社のホームページからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけるWeb約款により、地球環境に優しいデジタル化を推進しています。

また、金融機関として安定したシステムサービスを継続できるよう、システム品質向上施策の実施や大規模システム障害を想定した事業継続計画の策定を行うとともに、サイバーセキュリティ対策を含めたシステムリスク管理態勢のさらなる強化を図っています。

中長期的な取組みとしては、お客さまサービスのさらなる向上と代理店業務の効率化に貢献できるよう新代理店システム「AIG CONNECT」を導入して、その機能拡張を進めています。同時にAIU損害保険株式会社との経営統合に向けたシステム開発を開始しており、システム統合により安定的かつ高品質なITサービスの提供ならびにシステム運用・保守の効率化を推進してまいります。

リスクマネジメントサービス

“事故・災害を未然に防ぐためのさまざまなサービスをご案内”

当社ではリスクコンサルティング部において、企業活動で生じるさまざまなリスクを分析し、事故の発生を未然に防ぐためのサービスをご提供しています。

労働安全・人事労務

● 労働安全講演

「管理者としての安全管理」や「現場での安全」「政府労災保険のポイント」など、業種ごとのリスク特性を踏まえ、お客さまのご要望に応じたテーマで講演を行っています。安全大会における講演も実施します。

● 現場安全診断

工場や作業現場での安全パトロールに同行し、危険の傾向を診断し、レポートにてご報告します。

● 安全衛生管理コンサルティング

- ① 企業防衛として、安全配慮義務を果たすために必要な諸規程のコンサルティングや情報提供を実施します。
- ② 労働基準法で作成を義務づけられている就業規則について、法改正等を含めた情報提供や診断を実施します。

自動車防災

● 安全運転講習

交通事故防止や安全運転に対する意識の啓発・高揚を目的として、企業および従業員の皆さまに対し、安全運転講習会を開催します。

● 運転適性診断

- ① 運転操作検査機による運転適性診断(警察庁認証)

運転シミュレータ方式で、4種類の診断(信号に対する反応の早さと正確さ、ハンドル操作、これらの組み合わせ等)を実施します。診断結果をプリントアウトし、適切なアドバイスをご提供します。

- ② ドライブレコーダーによる危険運転チェックサービス

カメラとGPS機能を備えるドライブレコーダーを企業に貸し出し、実際に運転する車両に装着します。衝撃度(G)が一定以上にいたった場合、その前後の運転映像が記録されます。この記録を、富士火災の独自の分析システムにより解析して「危険運転チェック報告書」を作成し、問題のある運転行動の映像を「動画データ」としてご提供します。

賠償事故防止

● 施設賠償事故防止

施設危険診断

第三者の出入りの多い施設の危険を診断し、レポート形式でご報告します。

● 請負工事第三者賠償事故防止

- ① 賠償事故に関する講演

過去の実例を引用し、賠償責任の根拠となる法律や具体的対応についてわかりやすい内容で解説します。

- ② 現場安全診断

請負工事現場を診断し、潜在する危険についてレポートでご報告します。

● 個人情報保護

漏えい等事故防止に関する講習

個人情報保護法の内容、最近の事例にみる事故原因と諸対策につき、わかりやすい内容で解説します。

火災事故防止

● 防災診断サービス

事務所、工場、店舗の火災等の財物リスクを診断し、防災についてのアドバイスを実施します。(本サービスは有料となる場合があります。)

● 火災防災講演

防災管理のあり方、防災対策の推進についての講演を実施しています。

● 建物評価サービス

実際に建物の構造や仕様・設備などを確認し、適切な参考評価額を算出します。

食品安全

● 危機管理体制支援サービス

① 危機管理体制の構築支援

危機管理体制づくりや緊急時対応マニュアル、自主回収マニュアルなどの作成支援を行います。

② 教育・トレーニング

危機管理に関する講演・講習を行います。また、マスコミ対策などのメディアトレーニング(有料)も実施します。

● 事故防止サービス

① 食品事故に関する講習

近年話題となっている食中毒や異物混入事故を防止するため、食品衛生の基本事項について従業員の皆さまを対象に講習しています。

② 食品衛生診断

食品加工の工程上生じる食品衛生の問題箇所を指摘し、リスク分析の結果をレポート形式でご報告します。

企業危機管理

● 企業危機管理セミナー

企業にとってコンプライアンス重視の経営が求められています。会社法をはじめとする法令では、整備すべき内部統制システムとして「コンプライアンス体制」と「リスク管理体制」を求めています。相次ぐ企業の不祥事の原因、ダメージ拡大の理由などを分析し、事故発生および損害拡大の防止策を解説します。

● 救命講習サービス

近年、自治体のみならず民間企業でも防災力を高める必要性が高まっており、とりわけ災害時における人命保護の体制構築は企業の重要課題となっています。「救命講習サービス」では、応急手当の概要についての講義と、「心肺蘇生」「AEDを用いた除細動」の実技指導を行ないます。

● BCP(事業継続計画)セミナー

地震をはじめとした自然災害や新型インフルエンザ等により、企業の事業継続が困難になることが想定されます。事前にBCP(事業継続計画)を策定し、訓練を行うことにより、企業の損失を最小限に止め一日もはやい復旧を可能にします。セミナーや「図上演習サービス」(① 地震シミュレーション、② 事業継続意思決定演習)を行い、BCP(事業継続計画)策定の重要性を認識していただきます。

保険の仕組み

安定した企業経営も平穏な個人生活も、実はさまざまな危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、“大数の法則”に基づき、多くのご契約者にご負担をいただく保険料から、一定の偶然な事故によって生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質です。

当社は企業経営の安定と個人生活の安心に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及につとめてまいります。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約となります。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

ご契約の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

ご契約の際にご留意いただきたいこと

①最適な保険をお選びください

損害保険という商品は、他の商品と異なり、かたちのない商品です。

ご契約に際しては、各種の危険(リスク)に応じてお客さまに最も適した内容を選んでいただくことがまず何よりも大切です。

当社では、ご契約内容の重要な点を分かりやすく解説した「重要事項説明書」や「パンフレット」などをご用意しています。ご契約時にこれらをお客さまにご提供することにより、告知・通知義務、免責(保険金をお支払いしない場合)事項、保険金の支払い方、失効・解約、比例配分による保険金支払い等についてご理解いただき、ご契約内容について誤解が生じることを防いでいます。

保険契約はすべて約款、特約に従いますので「重要事項説明書」や「パンフレット」などを、よくお読みいただいたうえでご契約ください。

②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、事故歴などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただくことが必要です。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人が、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。

万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがありますので記載内容をご確認ください。

③適切な保険金額でご契約ください

損害保険契約は、事故や災害によって被った損害を、補償することを目的としています。適切な保険金額(お支払いする保険金の限度額)でご契約されてこそ、万一の時に役に立つことができます。

例えば、火災保険にご契約いただく場合には、建物などの評価額(新価または時価)いっぱいでお付けになることが大切です。もし保険金額が保険の対象の評価額よりも少ない場合、万一の時に十分な補償を受けられないことになってしまいます。また評価額を超えている場合にはその超過部分に対する保険金をお支払いできません。

④保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまの意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社がお互いに契約内容を確認する制度を導入しています。

これにより、お客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒にご契約内容を確認させていただき取り組みを実施しています。

なお、長期契約等(長期一括払契約・自動継続契約等)にご加入のお客さまに、定期的にご契約の状況をお知らせするとともに、ご契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

⑤保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は必ずご契約と同時に支払ってください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。(初回口座振替契約、団体扱契約、集団扱契約など、保険料のお支払いがご契約後になる契約もあります。)

なお、後日、お客さまのお手元に保険証券および約款をお届けしますので、お手数ですが記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(Web証券あるいはWeb約款をお選びいただいた場合には、保険証券あるいは約款は発行されませんので、当社ホームページ上から閲覧し、記載内容をご確認ください。)

保険契約が失効したり解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、お返しできない場合もあります。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回を行うことができます。

ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権担保を目的とした契約、自動車損害賠償責任保険契約などはクーリングオフの対象外となります。

⑥保険契約は解約することができます

保険契約の対象となっているものが存在しなくなったときなど、保険の必要性がなくなったときにはいつでも解約することができます。

ご契約の後に留意いただきたいこと

①ご契約の内容を変更する必要がある場合は直ちに通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに当社社員または代理店にお知らせください。

ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物を譲渡したり、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象(家財など)を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれに当たります。

ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

②保険証券は適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、必要な契約内容の変更が行われていなかったりするようなことがないように、保険証券の内容を適宜ご覧いただき、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

富士火災勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次のとおり定め、これに基づいて販売活動を行います。

①保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心掛けます。

なお、販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。

②お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った商品が選択できるように常に努力して参ります。

③お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。

④保険金の不正取得を防止する観点から、適正な販売を行うよう常に努力して参ります。

⑤万が一保険事故が発生した場合、事故の解決と保険金のお支払いについて迅速かつ的確に行われるよう常に努力して参ります。

⑥お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。

⑦お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを今後の販売業務に反映していくよう常に努力して参ります。

保険金お支払いの仕組み

●「保険金お支払いの仕組み」と「事故相談」

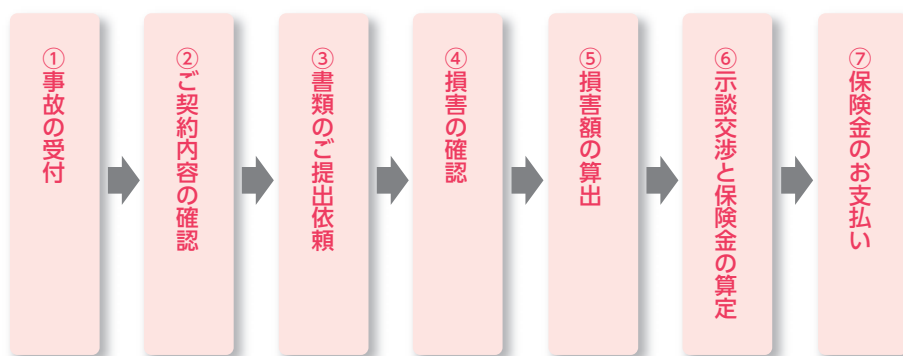
万一の事故の際、お客さまに的確なアドバイスを行い、速やかに適正な保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。当社では、24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、セフティ24コンタクトセンターにおいて夜間・休日でも全国共通のフリーダイヤル（通話料無料で、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）による事故報告やご相談をお受けしています。また、自動車保険や傷害保険など一部の保険では当社ホームページ内のインターネット事故受付サービスでも事故報告をお受けしています。

事故報告を受け付けた案件は、全国のサービスセンターに配置された専門知識を持つ損害サービス担当者により事故対応を行っています。

また、各地の損害サービスセンターにおいて、法律相談や示談についてのご相談に応じる充実の事故相談体制も整えています。さらに、一部のご契約においては、弁護士に法律相談できるサービスも提供しています。

事故の受付から保険金のお支払いまで

● 保険金お支払い手続き



① 事故の受付

お客さまから事故のご連絡を受け、ご契約者名・事故の日時・場所・状況・損害や被害の程度・届出警察署名など詳しい事故情報をお伺いします。

② ご契約内容の確認

事故のご連絡を受けたのち、ただちにご契約の内容および保険料のご入金等の確認を行います。

③ 書類のご提出依頼

お客さまに保険金のお支払いに必要な書類のご提出をお願いします。

なお、一部の保険金請求書類については、ご提出を省略できるサービスを提供しています。

④ 損害の確認

当社の社員や一般社団法人日本損害保険協会に登録されたアジャスター・鑑定人などによって被害物や罹災現場の確認を行います。

⑤ 損害額の算出

ご契約者や被保険者、被害者または修理業者からご提出いただいた資料などの審査や協議を経て、損害額が決定されます。

⑥ 示談交渉と保険金の算定

自動車事故や賠償責任が生じる事故の場合、保険契約の内容により、当社で示談交渉の代行を行っています。

示談交渉とは、話し合いによって、相手の方と互いの損害額や責任割合（過失割合）を確認および決定し、互いに賠償額について合意することを言います。合意をしたら、示談書を作成します。（保険会社同士の交渉などにおいては、当事者の同意を得て、示談書の作成を省略することもあります）

賠償事故においては、事故の原因について相手の方にも責任があった場合、相手の方の責任割合部分を損害額から減額して賠償額を算出し、保険金を算定します。

また、お客さまが事故の被害者となられた場合、人身傷害補償保険を付帯いただくことにより、ご契約自動車の運転者や同乗者の人身損害について、責任割合にかかわらず、ご契約保険金額の範囲内で、当社が定めた算定基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

⑦ 保険金のお支払い

お客さまのご指定の口座へ速やかに保険金をお支払いします。

CONTENTS

I. 事業の概況	44
II. 経理の状況	60
III. 当社及び子会社等の概況	90
IV. 当社及び子会社等の主要な業務	91
V. 当社及び子会社等の財産の状況	94
VI. コーポレートデータ	118
VII. 各種方針	126
VIII. 店舗所在地一覧	141

□直近事業年度における事業の概況

国内景気は、海外経済が緩やかな成長を継続していることと、企業収益が高水準で推移していることなどから、緩やかな回復基調が続いています。一方で保険業界をとりまくビジネス環境は、保険に対するお客さまのニーズの多様化に加え、2016年5月には保険業法等の一部を改正する法律が施行され、お客さまに対する情報提供義務、お客さまの意向把握・確認義務、保険募集人の態勢整備義務が導入されるなど、これまで以上にお客さま目線の提案・説明が求められることになりました。さらに顧客本位の良質な金融サービスの提供など、フィデューシャリー・デューティーに基づく取り組みに対して適切に対応し、安定した顧客基盤と収益を確保することが求められています。

このような経営環境のもと、富士火災海上保険株式会社(以下「当社」という。)は2017年度までの経営計画の実現に向けた継続的な取り組みを通じて、地域営業基盤と親会社であるAIGグループ資源の活用により、収益を伴う成長、損害率の維持、経費のコントロールによる保険引受利益の改善、AIGグループ内のノウハウの共有や協業による業務の適正化・効率化を進めてきました。

また、当社は、AIU損害保険株式会社(代表取締役社長兼CEO ケネス・ライリー、以下「AIU」)との合併による経営統合の準備をすすめてきており、関係当局の認可等を前提に、合併日を2018年1月1日に決定したこと及び2017年4月1日より当社とAIUの役職員の相互兼務等による前倒し統合(一体化運営)を開始することを2017年2月に公表しました。

商品戦略におきましては、「収益を伴う成長」、「損害率の維持」、「コスト削減」を目標に掲げ、事業収支計画の達成に向けた各種施策を実行しました。

「収益を伴う成長」を実現するため、顧客や募集チャネルをセグメントし、収益性の高いセグメントに対する優位性を訴求することによって優良新規契約の拡大を図り、加えて、より収益性の高い商品に重点を置いた拡販を図るなどの取り組みを展開してきました。特に企業保険分野では、顧客企業の企業規模・業態別にリスクを正確に把握し適切な引受を行うことを目的に募集チャネルを対象とする研修を実施し、収益性の高い業務運営に注力しています。

また、2016年4月に発生した熊本地震を機に、家計・企業分野を問わず、地震リスクを補償する商品販売を更に強化し、損害保険会社の社会的使命を果たすべく、お客さま満足度の向上に努めています。

「損害率の維持」においては、保険引受の地域別・募集人別・顧客別などのポートフォリオ・マネジメントの高度化によるきめ細かな分析や募集人ごとの対策の実施、企業保険分野での大口満期契約への早期対応によるリスク分析の拡充・精緻化などによる戦略的アンダーライティングや、リスク状況に応じた料率改定により、着実な成果を挙げています。また、自動車保険においては「ノンフリート等級別料率制度」の改定効果や、厳格かつ適正なアンダーライティングの寄与により、良好な損害率を維持しています。

併せて、電子化募集ツールやパソコンや携帯電話・スマートフォンなどを活用した顧客利便性を伴うペーパーレスによる契約手続きの利用拡大、企業保険分野でのシェアードサービス活用による契約事務の効率化など、「コスト削減」につながる各種施策の推進を図り、より適切で効率性の高い体制の構築にも努めてきました。

業務面におきましては、代理店からの申込書の受領・点検業務について東京と大阪に新設した書類受付センターの2拠点に集約を完了し、営業店では募集品質の向上と営業に専念できる体制整備を進めています。また、ここ3年の間に、コンタクトセンター機能を那覇市と富山市に、事務処理機能を松山市と長崎市に集約を行い、お客さまへのサービス品質の向上と事業効率の改善を図る体制を構築してまいりました。こうした業務の地理的分散を図ることで、万一大規模災害が発生した場合においても事業継続計画(BCP)が遂行できる体制を強化しております。現在は、AIUとの統合を見据え、より高品質で分かりやすい事務処理の構築に向け準備を進めております。

こうした取り組みの結果、事業損益につきましては、保険引受収益が2,521億円、資産運用収益が69億円、その他経常収益が20億円となり、これらを合計した経常収益は2,612億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が2,153億円、資産運用費用が46億円、営業費及び一般管理費が588億円、その他経常費用が9億円となり、2,796億円となりました。

この結果、経常損益は184億円の損失となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純損益は、284億円の損失となりました。

保険引受の概況は次のとおりです。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち、正味収入保険料は出再保険料の増加により2,336億円となり、前期に比べて16.3%の減少となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,349億円となり、1.8%減少しました。この結果、正味損害率は64.2%となり、前期に比べて8.8ポイント増加しました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費は、経費の適正な管理により、前期に比べて18億円減少して571億円となり、諸手数料及び集金費は出再手数料の増加により196億円減少して394億円となりました。この結果、正味事業費率は、前期に比べて1.0ポイント減少して41.3%となりました。

これらに支払備金戻入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損益は、前期に比べて60億円減少して190億円の損失となりました。

主要な保険種目別の概況及び資産運用の概況などは次のとおりです。

〔主要な保険種目別の概況〕

（火災保険）

前期の正味収入保険料は、2015年10月実施の火災保険料率引上げを背景とした契約見直し需要の増加により、加入保険期間を最長36年とする住宅向け長期火災商品を中心に前期に大幅な増加となりましたが、当期においては、2015年10月に実施しました加入保険期間の10年制限により元受正味保険料における契約単価の大幅な減少に加え、保有リスク量削減を目的に2016年4月から導入した再保険契約に伴って、正味収入保険料が前期に比べ70.4%減少して、169億円となりました。自然災害の影響に加え正味収入保険料が大幅に減少した結果、正味損害率は90.1ポイント上昇して127.3%となりました。

（海上保険）

当期の正味収入保険料は、前期に比べて12.1%減少して13億円となり、当期の正味損害率は大口の事故も減少して、前期に比べて17.3ポイント低下して41.7%となりました。

（傷害保険）

当期の正味収入保険料は、2012年3月に発売した業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」（その他の保険）ヘグループ傷害保険の継続契約も含めてシフトしていること、及び2013年1月に積立傷害を販売停止したことにより、前期に比べて5.4%減少して193億円となり、正味損害率は、前期に比べて0.3ポイント増加して49.2%となりました。

（自動車保険）

当期の正味収入保険料は、前期に比べて1.7%減少して1,415億円となりましたが、正味損害率はアンダーライティング施策が奏功し、前期に比べて1.2ポイント減少して、58.0%と良好な数値を維持しています。

（自動車損害賠償責任保険）

当期の正味収入保険料は、前期に比べて6.0%減少して292億円となり、正味損害率は前期に比べて1.8ポイント上昇して88.8%となりました。

（その他の保険）

当期の正味収入保険料は、主力商品である業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」や建設事業特約付事業総合保険「工事王」の販売件数拡大等により、前期に比べて1.8%増加して251億円となりました。また、正味損害率は前期と変わらず41.0%となりました。

□資産運用の概況

当期末の運用資産は6,912億円と、前期に比べて361億円の減少となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的として為替ヘッジ付外貨建債券等（主に米国、欧州の社債）への投資を行い、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の利息及び配当金収入は、運用資産の減少及び再投資利回りが低下するなか、グループ会社からの賃料収入増加により、前期に比べ1億円増加し109億円となりました。

一方で、為替ヘッジ取引の期末評価により、金融派生商品費用は前期に比べ費用が11億円増加し、27億円の損失となりました。また、有価証券売却損益は2億円となり、前期に比べ37億円減少しました。

この結果、資産運用粗利益は23億円となり、前期に比べ37億円減少しました。

□当社が対処すべき課題

当社は、2018年1月1日に関係当局の認可等を前提に、AIUとの合併を予定しており、それに先立ち、2017年4月1日から両社の役職員の相互兼務等による前倒し統合（一体化運営）を開始しました。この前倒し統合の期間を通じて当社は、両社の役職員の相互兼務等を行うことにより、合併日前後における急激な変化を分散し、合併に伴う各種のリスクを軽減するとともに、新会社における業務の開始に向けた最終的な準備に注力していきます。さらに、前倒し統合の期間を通じて顧客セグメントを中心とした事業態勢への変革を進め、個人・中小企業・大企業それぞれの顧客セグメントのニーズに対するより深い理解をもとに、リスクを認識し予防するためのサービスを含む「ACTIVE CARE」（アクティブ・ケア）戦略をとって、従来型の保険商品を超えた統合的ソリューションを提供することを目指します。

1. 主要な経営指標等の推移

(単位: 百万円)

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
元受正味保険料 (含む収入積立保険料) (対前期増減(△)率)	307,197 (0.5%)	303,535 (△ 1.2%)	305,424 (0.6%)	302,850 (△ 0.8%)	280,896 (△ 7.2%)
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	272,537 (2.9%)	273,161 (0.2%)	278,898 (2.1%)	279,178 (0.1%)	233,655 (△ 16.3%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	307,371 (△ 12.1%)	318,343 (3.6%)	307,138 (△ 3.5%)	303,745 (△ 1.1%)	261,245 (△ 14.0%)
保険引受損益 (対前期増減(△)率)	△ 12,321 (-%)	5,705 (-%)	△ 5,220 (△ 191.5%)	△ 12,991 (-%)	△ 19,027 (-%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	△ 4,651 (△ 237.4%)	17,019 (-%)	4,780 (△ 71.9%)	△ 7,845 (△ 264.1%)	△ 18,414 (-%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	△ 11,067 (-%)	5,803 (-%)	2,014 (△ 65.3%)	△ 5,446 (△ 370.4%)	△ 28,473 (-%)
正味損害率	63.3%	59.4%	54.8%	55.4%	64.2%
正味事業費率	34.6%	35.8%	37.6%	42.3%	41.3%
資本金の額 (発行済株式総数)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)
純資産額	93,882	93,741	103,260	93,372	65,125
総資産額	880,805	857,372	866,933	849,964	824,308
積立勘定として経理された資産額	145,535	116,453	88,847	70,208	46,394
責任準備金残高	628,243	616,155	620,860	619,198	609,704
貸付金残高	23,996	11,975	9,001	6,492	5,669
有価証券残高	681,419	697,795	703,345	661,078	620,704
単体ソルベンシー・マージン比率(%)	562.6%	782.5%	939.6%	919.6%	889.7%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数(名)	5,502名	5,033名	4,893名	4,657名	4,131名

2. 保険事業の状況

(1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率	
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
火災	50,437	18.5	0.3	53,834	19.7	6.7	57,831	20.7	7.4	57,412	20.6	△ 0.7	16,986	7.3	△ 70.4	
海上	1,586	0.6	△ 6.0	1,637	0.6	3.2	1,651	0.6	0.8	1,516	0.5	△ 8.2	1,332	0.6	△ 12.1	
傷害	26,742	9.8	△ 1.6	22,259	8.2	△ 16.8	21,500	7.7	△ 3.4	20,492	7.3	△ 4.7	19,384	8.3	△ 5.4	
自動車	143,834	52.8	0.3	140,627	51.5	△ 2.2	142,377	51.1	1.2	143,908	51.5	1.1	141,509	60.5	△ 1.7	
自動車損害賠償責任	30,667	11.2	5.1	32,311	11.8	5.4	31,888	11.4	△ 1.3	31,147	11.2	△ 2.3	29,289	12.5	△ 6.0	
その他	19,269	7.1	46.4	22,491	8.2	16.7	23,649	8.5	5.2	24,700	8.9	4.4	25,153	10.8	1.8	
(うち賠償責任)	(9,383)	(3.4)	(△ 0.3)	(9,433)	(3.5)	(0.5)	(9,699)	(3.5)	(2.8)	(9,952)	(3.6)	(2.6)	(9,983)	(4.3)	(0.3)	
合計	272,537	100.0	2.9	273,161	100.0	0.2	278,898	100.0	2.1	279,178	100.0	0.1	233,655	100.0	△ 16.3	

(注) 正味収入保険料……元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位：百万円)

種目	年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率	
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
火災	75,331	24.5	3.2	77,361	25.5	2.7	81,106	26.6	4.8	79,944	26.4	△ 1.4	63,325	22.5	△ 20.8	
海上	1,713	0.6	△ 1.9	1,859	0.6	8.5	1,980	0.6	6.5	1,822	0.6	△ 8.0	1,528	0.5	△ 16.1	
傷害	33,671	11.0	△ 17.8	25,671	8.4	△ 23.8	23,438	7.7	△ 8.7	21,136	7.0	△ 9.8	19,527	7.0	△ 7.6	
自動車	144,832	47.1	0.4	142,869	47.1	△ 1.4	142,701	46.7	△ 0.1	144,179	47.6	1.0	141,741	50.5	△ 1.7	
自動車損害賠償責任	31,201	10.2	△ 0.1	32,486	10.7	4.1	31,844	10.4	△ 2.0	30,435	10.0	△ 4.4	29,066	10.3	△ 4.5	
その他	20,445	6.6	41.9	23,287	7.7	13.9	24,351	8.0	4.6	25,332	8.4	4.0	25,706	9.2	1.5	
(うち賠償責任)	(10,142)	(3.3)	(△ 0.9)	(9,858)	(3.2)	(△ 2.8)	(10,045)	(3.3)	(1.9)	(10,304)	(3.4)	(2.6)	(10,278)	(3.7)	(△ 0.3)	
合計	307,197	100.0	0.5	303,535	100.0	△ 1.2	305,424	100.0	0.6	302,850	100.0	△ 0.8	280,896	100.0	△ 7.2	
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)	69		△ 5.1	75		9.4	77		2.4	79		2.3	81		2.8	

(注) 1. 元受正味保険料(含む積立保険料)……元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)……元受正味保険料(含む積立保険料)÷内勤職員数

(2) 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

受再正味保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
火災	1,198	4.9	△59.5	409	1.6	△65.8	332	1.3	△18.9	379	1.6	14.3	400	1.7	5.4
海上	85	0.4	△59.1	23	0.1	△72.2	△7	△0.0	△132.4	0	0.0	—	0	0.0	△79.1
傷害	816	3.4	27.7	34	0.1	△95.7	3	0.0	△90.9	3	0.0	8.3	3	0.0	10.7
自動車	77	0.3	△20.6	68	0.3	△11.4	67	0.3	△1.5	65	0.3	△3.0	55	0.2	△15.7
自動車損害賠償責任	21,537	88.8	7.5	24,179	95.9	12.3	23,909	96.2	△1.1	23,492	95.4	△1.7	22,005	95.6	△6.3
その他	527	2.2	△13.2	498	2.0	△5.4	559	2.2	12.2	673	2.7	20.4	567	2.5	△15.8
(うち賠償責任)	(30)	(0.1)	(2.4)	(32)	(0.1)	(9.0)	(8)	(0.0)	(△74.2)	(0)	(0.0)	(△98.7)	(△0)	(△0.0)	(△100.2)
合計	24,242	100.0	△1.3	25,215	100.0	4.0	24,863	100.0	△1.4	24,615	100.0	△1.0	23,031	100.0	△6.4

(注) 受再正味保険料……受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

支払再保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
火災	20,266	45.0	8.1	20,265	41.7	△0.0	20,849	44.6	2.9	21,524	46.5	3.2	45,716	66.1	112.4
海上	212	0.5	△20.8	244	0.5	15.4	321	0.7	31.4	306	0.6	△4.7	196	0.3	△35.8
傷害	△299	△0.7	△105.5	144	0.3	—	84	0.2	△41.6	75	0.2	△10.3	72	0.1	△4.7
自動車	1,075	2.4	7.0	2,310	4.8	114.8	391	0.8	△83.0	336	0.7	△14.1	287	0.4	△14.5
自動車損害賠償責任	22,071	49.0	△0.2	24,354	50.1	10.3	23,865	51.0	△2.0	22,780	49.2	△4.5	21,782	31.5	△4.4
その他	1,698	3.8	△7.9	1,279	2.6	△24.7	1,253	2.7	△2.0	1,295	2.8	3.3	1,122	1.6	△13.4
(うち賠償責任)	(789)	(1.8)	(△7.5)	(458)	(0.9)	(△42.0)	(353)	(0.8)	(△22.8)	(352)	(0.8)	(△0.4)	(294)	(0.4)	(△16.3)
合計	45,025	100.0	△8.9	48,599	100.0	7.9	46,766	100.0	△3.8	46,319	100.0	△1.0	69,178	100.0	49.4

(注) 支払再保険料……再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

(3) 解約返戻金の額及び保険引受利益の額

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
火災		4,126	4,314	4,441	5,866	3,415
海上		17	14	6	0	△ 0
傷害		4,930	3,980	3,336	2,817	2,183
自動車		1,285	1,219	1,222	1,268	1,248
自動車損害賠償責任		1,140	1,247	1,436	1,443	1,341
その他		492	447	400	481	419
(うち賠償責任)		(133)	(103)	(120)	(153)	(149)
合計		11,993	11,224	10,843	11,877	8,608

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
保険引受収益		295,298	303,489	292,018	292,998	252,158
保険引受費用		265,636	253,213	249,013	247,485	215,306
営業費及び一般管理費		41,775	44,188	47,842	58,983	57,157
その他収支		△ 208	△ 381	△ 382	479	1,277
保険引受損益		△ 12,321	5,705	△ 5,220	△ 12,991	△ 19,027

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などであります。

(4) 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
			構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率
			%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災		24,353	15.4	50.3	21,148	14.4	41.2	19,818	14.4	36.2	20,060	14.6	37.2	20,347	15.1	127.3
海上		514	0.3	36.2	742	0.5	54.0	388	0.3	25.1	856	0.6	59.0	532	0.4	41.7
傷害		10,679	6.7	43.8	10,594	7.2	51.2	9,127	6.6	46.6	9,085	6.6	48.9	8,696	6.4	49.2
自動車		87,947	55.5	67.4	78,806	53.8	63.4	72,686	53.0	58.3	73,361	53.4	59.2	72,084	53.4	58.0
自動車損害賠償責任		26,666	16.8	94.3	26,011	17.7	87.9	25,388	18.5	87.0	24,856	18.1	87.0	23,830	17.7	88.8
その他		8,457	5.3	47.2	9,337	6.4	44.8	9,863	7.2	45.2	9,278	6.7	41.0	9,493	7.0	41.0
(うち賠償責任)		(5,071)	(3.2)	(58.1)	(4,901)	(3.3)	(56.1)	(4,574)	(3.3)	(50.6)	(4,214)	(3.1)	(45.6)	(4,599)	(3.4)	(49.5)
合計		158,618	100.0	63.3	146,641	100.0	59.4	137,273	100.0	54.8	137,498	100.0	55.4	134,983	100.0	64.2

(注) 1. 正味支払保険金……元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率……(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100により算出しております。

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
			%		%		%		%		%
火災		27,068	16.2	22,555	14.6	28,950	19.1	24,881	17.0	35,418	23.3
海上		395	0.2	962	0.6	407	0.3	1,090	0.8	604	0.4
傷害		12,814	7.7	10,397	6.7	9,143	6.0	9,101	6.2	8,709	5.7
自動車		88,426	52.8	79,932	51.5	74,078	48.8	74,000	50.6	72,383	47.6
自動車損害賠償責任		29,879	17.9	31,635	20.4	29,007	19.1	27,596	18.9	25,524	16.8
その他		8,777	5.2	9,596	6.2	10,082	6.7	9,473	6.5	9,478	6.2
(うち賠償責任)		(5,474)	(3.3)	(5,215)	(3.4)	(4,758)	(3.1)	(4,446)	(3.0)	(4,607)	(3.0)
合計		167,363	100.0	155,079	100.0	151,668	100.0	146,143	100.0	152,119	100.0

(注) 元受正味保険金……元受契約の支払保険金から元受保険金戻入(事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等)を控除したものをいいます。

(5) 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
火 災	1,395	4.9	733	2.7	300	1.2	225	0.9	3,119	11.5
海 上	155	0.5	60	0.2	56	0.2	21	0.1	42	0.2
傷 害	289	1.0	223	0.8	8	0.0	6	0.0	2	0.0
自 動 車	128	0.4	99	0.4	53	0.2	61	0.2	40	0.1
自動車損害賠償責任	26,666	92.8	26,011	95.4	25,388	97.9	24,856	97.8	23,830	87.8
そ の 他	109	0.4	136	0.5	133	0.5	243	1.0	117	0.4
(うち賠償責任)	(35)	(0.1)	(36)	(0.1)	(62)	(0.2)	(51)	(0.2)	(44)	(0.2)
合 計	28,745	100.0	27,264	100.0	25,940	100.0	25,416	100.0	27,154	100.0

(注) 受再正味保険金……受再契約の支払保険金から受再保険金戻入(事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等)を控除したものをいいます。

回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
火 災	4,110	11.0	2,139	6.0	9,431	23.4	5,047	14.8	18,191	41.1
海 上	36	0.1	280	0.8	75	0.2	255	0.7	115	0.3
傷 害	2,425	6.5	26	0.1	24	0.0	22	0.1	16	0.0
自 動 車	608	1.6	1,225	3.4	1,445	3.6	700	2.1	339	0.8
自動車損害賠償責任	29,879	79.7	31,635	88.6	29,007	71.9	27,596	81.0	25,524	57.6
そ の 他	429	1.1	394	1.1	352	0.9	438	1.3	103	0.2
(うち賠償責任)	(438)	(1.2)	(350)	(1.0)	(245)	(0.6)	(283)	(0.8)	(51)	(0.1)
合 計	37,489	100.0	35,702	100.0	40,336	100.0	34,060	100.0	44,289	100.0

(注) 回収再保険金……出再契約の回収保険金から再保険金割戻(再保険割合により受再保険者に支払う割戻金)を控除したものをいいます。

(6) 契約者配当金の額

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしております。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

従いまして、契約者配当金は毎月変動いたしますが、2016年6月及び2017年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

2016年6月及び2017年6月に満期を迎えたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

【積立傷害総合保険の場合】

[満期返れい金100万円の場合]

満期月	保険期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
2016年6月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
2017年6月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(7) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位: %)

種 目	年 度	2014年度			2015年度			2016年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		36.2	49.7	85.9	37.2	55.9	93.0	127.3	75.1	202.4
海 上		25.1	52.3	77.4	59.0	58.2	117.2	41.7	53.3	95.1
傷 害		46.6	41.5	88.1	48.9	46.1	95.0	49.2	43.6	92.8
自 動 車		58.3	34.0	92.3	59.2	38.4	97.5	58.0	38.3	96.2
自動車損害賠償責任		87.0	21.1	108.1	87.0	23.2	110.2	88.8	23.9	112.7
そ の 他		45.2	47.3	92.5	41.0	53.5	94.4	41.0	53.7	94.7
(うち賠償責任)		(50.6)	(45.9)	(96.5)	(45.6)	(50.6)	(96.2)	(49.5)	(53.1)	(102.6)
合 計		54.8	37.6	92.4	55.4	42.3	97.7	64.2	41.3	105.6

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(8) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2014年度			2015年度			2016年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		56.8	64.2	121.0	60.9	76.4	137.3	47.0	51.9	98.9
海 上		43.4	46.4	89.9	56.4	48.5	104.9	29.7	48.1	77.8
傷 害		42.9	40.8	83.7	48.0	47.6	95.6	43.5	41.9	85.5
(医 療)		(31.7)	—	—	(35.7)	—	—	(37.5)	—	—
(そ の 他)		(51.0)	—	—	(58.7)	—	—	(48.6)	—	—
自 動 車		58.4	34.1	92.5	57.8	38.3	96.0	57.8	37.8	95.6
そ の 他		46.0	45.1	91.1	41.9	51.2	93.2	41.4	51.2	92.7
(うち賠償責任)		(51.0)	(44.2)	(95.2)	(47.7)	(48.7)	(96.3)	(44.9)	(51.3)	(96.2)
合 計		55.2	41.7	96.9	55.7	47.4	103.2	52.4	42.5	95.0

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	年 度	2014年度	2015年度	2016年度
国 内 契 約		100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約		0.0%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について、国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2014年度	20 (0)	97.4% (0)
2015年度	12 (0)	98.5% (0)
2016年度	13 (0)	99.2% (0)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2014年度	93.2% (0%)	0.0% (0%)	6.8% (0%)	100% (0%)
2015年度	92.6% (0%)	0.0% (0%)	7.4% (0%)	100% (0%)
2016年度	97.8% (0%)	0.0% (0%)	2.2% (0%)	100% (0%)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

各年度末時点のS&P社の格付けを使用しています。S&P社の格付けを持たない機関についてはAM Best社の格付けを使用しております。この場合、A-以上は「A以上」、B+以上は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。また、S&P社での格付けがA格に満たない機関についてはAM Best社の格付けを採用する事があります。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(12) 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1	年度開始時の未収再保険金	2,282 (0)	493 (0)	844 (0)	833 (0)	852 (0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	5,274 (0)	3,008 (0)	10,779 (0)	6,107 (0)	4,532 (0)
3	当該年度回収等	7,063 (0)	2,657 (0)	10,790 (0)	6,088 (0)	4,248 (0)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	493 (0)	844 (0)	833 (0)	852 (0)	1,136 (0)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

3.資産運用の状況

(1)資産運用方針

当社は、保険金・満期返れい金の支払いに備えるため、流動性・安全性に留意しつつ、収益性にも配慮した資産運用を行っています。

資産運用の商品および手法が多様化・複雑化するなかで、当社は、資産運用リスクの計量化、ALM(資産・負債の総合管理)体制をより充実させ、リスク管理部門が適切にモニタリング、レポートを行うことで、リスクをコントロールしながら安定的に収益を獲得できる体制構築に努めています。

2016年度は、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・収益性の向上を目的として為替ヘッジ付外貨建債券等(主に米国、欧州への社債)への投資を行いました。今後も公社債中心のポートフォリオを維持し、健全な運用基盤を確立することを目指します。

(2)資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
預 貯 金	23,384	2.6	25,399	2.9	31,373	3.6	31,016	3.6	35,550	4.3
コールローン	8,701	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引 支払保証金	11,284	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	681,419	77.4	697,795	81.4	703,345	81.1	661,078	77.8	620,704	75.3
貸 付 金	23,996	2.7	11,975	1.4	9,001	1.1	6,492	0.8	5,669	0.7
土 地 ・ 建 物	34,337	3.9	33,302	3.9	32,892	3.8	28,774	3.4	29,328	3.6
運 用 資 産 計	783,124	88.9	768,472	89.6	776,612	89.6	727,360	85.6	691,252	83.9
総 資 産	880,805	100.0	857,372	100.0	866,933	100.0	849,964	100.0	824,308	100.0

当期末の運用資産は6,912億円と、前期に比べて361億円の減少となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的として為替ヘッジ付外貨建債券等(主に米国、欧州の社債)への投資を行い、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の利息及び配当金収入は、運用資産の減少及び再投資利回りが低下するなか、グループ会社からの賃料収入増加により、前期に比べ1億円増加し109億円となりました。

一方で、為替ヘッジ取引の期末評価により、金融派生商品収益費用は前期に比べ費用が11億円増加し、27億円の損失となりました。また、有価証券売却損益は2億円となり、前期に比べ37億円減少しました。

この結果、資産運用粗利益は23億円となり、前期に比べ37億円減少しました。

(3) 利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)

(単位: 百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		利回り		利回り		利回り		利回り		利回り
		%		%		%		%		%
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9	0.02
コ ー ル ロ ー ン	1	0.03	0	0.02	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	5	0.11	5	0.08	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	7,578	1.18	8,836	1.38	9,339	1.42	9,101	1.40	9,025	1.50
貸 付 金	678	2.69	515	2.84	250	2.32	221	3.13	160	2.65
土 地 ・ 建 物	1,423	4.06	1,449	4.28	1,436	4.34	1,447	4.50	1,767	6.04
小 計	9,687	1.33	10,808	1.50	11,026	1.51	10,770	1.51	10,963	1.60
そ の 他	63		113		23		40		29	
合 計	9,750		10,922		11,049		10,811		10,992	

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標であります。

分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=利息及び配当金収入

金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

(4) 海外投融資残高及び構成比・利回り

(単位：百万円)

区 分		2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外 国 公 社 債	61,849	51.7	155,477	72.5	155,380	68.0	153,970	61.3	214,828	70.7
	外 国 株 式	45	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	290	0.2	252	0.1	8,852	3.9	22,310	8.9	14,905	4.9
	小 計	62,185	52.0	155,729	72.6	164,233	71.9	176,280	70.2	229,733	75.6
円 貨 建	非居住者貸付	800	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	52,643	43.9	55,246	25.7	60,787	26.6	74,447	29.7	73,805	24.3
	そ の 他	4,060	3.4	3,560	1.7	3,425	1.5	306	0.1	186	0.1
	小 計	57,503	48.0	58,807	27.4	64,212	28.1	74,753	29.8	73,992	24.4
合 計		119,689	100.0	214,536	100.0	228,446	100.0	251,034	100.0	303,726	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運用資産利回り (インカム利回り)	0.81%		1.60%		1.60%		1.38%		1.50%	
	資産運用利回り (実現利回り)	0.35%		2.03%		1.16%		0.64%		0.22%	
	(参 考) 時価総合利回り	4.56%		1.83%		2.06%		0.38%		0.29%	

(注) 1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。

2. 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標であります。
分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=利息及び配当金収入

金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標であります。

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

4. (参考)時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標であります。

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

*評価差額は税効果控除前の数値を使用しております。

4. 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2015年度	2016年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		207,472	181,655
資 本 金 又 は 基 金 等		76,772	47,265
価 格 変 動 準 備 金		2,167	368
危 険 準 備 金		243	117
異 常 危 険 準 備 金		121,737	116,884
一 般 貸 倒 引 当 金		181	166
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		32,884	33,221
土 地 の 含 み 損 益		△ 12,033	△ 9,972
払 戻 積 立 金 超 過 額		—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控 除 項 目		15,000	6,903
そ の 他		519	506
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		45,121	40,832
一 般 保 険 リ ス ク (R ₁)		21,917	21,776
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク (R ₂)		18	6
予 定 利 率 リ ス ク (R ₃)		3,719	3,531
資 産 運 用 リ ス ク (R ₄)		21,921	21,528
経 営 管 理 リ ス ク (R ₅)		1,717	1,586
巨 大 災 害 リ ス ク (R ₆)		9,659	6,042
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		919.6%	889.7%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

【単体ソルベンシー・マージン比率の説明文】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険(*1)、予定利率上の危険(*2)、資産運用上の危険(*3)、経営管理上の危険(*4)、巨大災害に係る危険(*5)の総額

- *1 保険引受上の危険(一般保険リスク、 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険第三分野保険の保険リスク)を除く)
- *2 予定利率上の危険(予定利率リスク) : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- *3 資産運用上の危険(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- *4 経営管理上の危険(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*3及び*5以外のもの
- *5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

Ⅱ.経理の状況

Ⅱ

経理の状況

1.計算書類

(1)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	2015年度 (2016年3月31日現在)	2016年度 (2017年3月31日現在)	科 目	年 度	2015年度 (2016年3月31日現在)	2016年度 (2017年3月31日現在)
		金 額	金 額			金 額	金 額
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		31,029	35,556	保険契約準備金		711,888	700,706
現金		13	6	支払備金		92,690	91,001
預貯金		31,016	35,550	責任準備金		619,198	609,704
有価証券		661,078	620,704	その他負債		40,299	56,164
国債		198,715	138,506	共同保険借		83	75
社債		114,285	92,688	再保険借		7,731	8,127
株式		61,454	55,100	外国再保険借		175	2,925
外国証券		251,034	303,726	未払法人税等		930	2,346
その他の証券		35,588	30,682	預り金		782	1,238
貸付金		6,492	5,669	前受収益		119	363
保険約款貸付		2,851	2,519	未払金		18,847	26,636
一般貸付		3,640	3,150	仮受金		4,681	5,471
有形固定資産		31,784	33,437	金融派生商品		4,240	6,447
土地		16,310	15,871	リース債務		1,955	1,444
建物(純額)		12,464	13,457	資産除去債務		751	1,085
その他の有形固定資産(純額)		3,010	4,109	退職給付引当金		347	—
無形固定資産		6,937	8,377	役員退職慰労引当金		91	90
ソフトウェア		1,546	1,199	賞与引当金		699	773
その他の無形固定資産		5,391	7,177	特別法上の準備金		2,167	368
その他資産		67,964	58,600	価格変動準備金		2,167	368
未収保険料		24,910	24,819	再評価に係る繰延税金負債		1,097	1,080
代理店貸		1,553	1,117	負 債 の 部 合 計		756,591	759,182
共同保険貸		128	125	(純資産の部)			
再保険貸		9,724	8,795	資本金		55,981	55,981
外国再保険貸		1,832	1,158	資本剰余金		45,679	45,679
未収金		1,488	1,113	資本準備金		45,679	45,679
未収収益		2,326	2,563	利益剰余金		△ 24,888	△ 54,395
預託金		2,831	3,029	利益準備金		10,301	10,301
地震保険預託金		5,706	3,214	その他利益剰余金		△ 35,190	△ 64,697
仮払金		9,113	8,378	(特別準備金)		(17,650)	(17,650)
金融派生商品		8,348	4,284	(配当引当準備金)		(4,400)	(4,400)
前払年金費用		5,352	4,914	(特別危険準備金)		(22,350)	(22,350)
繰延税金資産		39,915	57,604	(圧縮積立金)		(139)	(134)
貸倒引当金		△ 556	△ 526	(繰越利益剰余金)		(△ 79,730)	(△ 109,232)
投資損失引当金		△ 32	△ 29	株主資本合計		76,772	47,265
				その他有価証券評価差額金		27,178	27,404
				土地再評価差額金		△ 10,578	△ 9,544
				評価・換算差額等合計		16,600	17,860
資 産 の 部 合 計		849,964	824,308	純 資 産 の 部 合 計		93,372	65,125
				負債及び純資産の部合計		849,964	824,308

[2016年度の貸借対照表の注記事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - (2) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日
 - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
 - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△1,563百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△728百万円であります。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により行っております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
 なお、残存価額については、零としております。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。
8. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため期末における損失見込額を計上しております。
9. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

10. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
12. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
13. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨スワップ取引について時価ヘッジを適用しております。
- また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。
- なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。
- ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
14. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権はありません。なお、それぞれの定義は以下のとおりであります。
- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 延滞債権とは未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 有形固定資産の減価償却累計額は56,045百万円、圧縮記帳額は5,232百万円であります。
17. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定6,907百万円及び電話加入権250百万円であります。
18. 関係会社に対する金銭債権総額は233百万円、金銭債務総額は482百万円であります。
19. 繰延税金資産の総額は81,014百万円、繰延税金負債の総額は10,225百万円であります。
- また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は13,184百万円であります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金44,952百万円、繰越欠損金15,369百万円及び有価証券評価損8,599百万円等であります。
- 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金9,737百万円等であります。
- (追加情報)
- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。
20. 関係会社の株式の総額は16,914百万円であります。
21. 担保に供している資産は有価証券5,024百万円であります。
22. 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) | 85,193百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 3,353百万円 |
| 差引(イ) | 81,840百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) | 9,161百万円 |
| 計(イ+ロ) | 91,001百万円 |
23. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|------------|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 302,373百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 19,758百万円 |
| 差引(イ) | 282,614百万円 |
| その他の責任準備金(ロ) | 327,089百万円 |
| 計(イ+ロ) | 609,704百万円 |

なお、当事業年度において、保険業法施行規則第70条第3項の規定に基づき、積立保険の払戻積立金に係る追加責任準備金34,068百万円を計上しております。この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金戻入額が34,068百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失が34,068百万円増加しております。

24. 1株当たり純資産額は538円22銭であります。

25. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度(非積立型制度であるが退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	15,795百万円
勤務費用	766百万円
利息費用	157百万円
数理計算上の差異の当期発生額	698百万円
退職給付の支払額	△ 1,433百万円
期末における退職給付債務	15,984百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	17,283百万円
期待運用収益	281百万円
数理計算上の差異の当期発生額	758百万円
事業主からの拠出額	899百万円
退職給付の支払額	△ 900百万円
期末における年金資産	18,322百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,984百万円
年金資産	△ 18,322百万円
未積立退職給付債務	△ 2,338百万円
未認識数理計算上の差異	△ 39百万円
未認識過去勤務費用	△ 2,537百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,914百万円
退職給付引当金	一百万円
前払年金費用	△ 4,914百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,914百万円

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	25.1%
株式	51.0%
現金及び預金	15.6%
その他	8.4%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が38.8%含まれております。

⑤ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	2.25%

27. 当社連結子会社であるAIG富士生命保険株式会社の全株式について、平成28年11月15日付でFWDグループとの間で全株式の譲渡について合意し、平成29年4月30日に株式売却を実行いたしました。

(1) 株式売却の理由

AIGグループは一定の事業規模及び高い専門性を有する地域・事業領域への集中化を図っており、その戦略の一環として日本における経営資源を損害保険市場に集中するため、本件株式売却の判断に至りました。

(2) 売却する相手会社の名称

FWDグループ

(3) 売却の時期

平成29年4月30日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称：AIG富士生命保険株式会社

事業内容：生命保険業

当社との取引内容：損害保険業務に係る業務の代理および事務代行の受託、生命保険業務に係る業務の代理及び事務代行の委託

(4) 売却株式数、売却価額、売却損益及び売却後の持分

売却する株式の数：850,000株

売却価額：売却日時点の純資産及びその他の数値により決定されます。

売却損益：最終譲渡価額と当期末簿価16,914百万円の差額を翌事業年度に計上予定

売却後の持分：—%

28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2015年度 (2015年4月 1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月 1日から 2017年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		303,745	261,245
保険引受収益		292,998	252,158
正味収入保険料		279,178	233,655
収入積立保険料		1,968	1,094
積立保険料等運用益		6,914	6,181
支払備金戻入額		3,204	1,688
責任準備金戻入額		1,661	9,494
その他保険引受収益		70	43
資産運用収益		8,292	6,993
利息及び配当金収入		10,811	10,992
有価証券売却益		4,345	1,928
有価証券償還益		41	201
為替差益		7	51
その他運用収益		0	0
積立保険料等運用益振替		△ 6,914	△ 6,181
その他経常収益		2,455	2,092
経常費用		311,591	279,659
保険引受費用		247,485	215,306
正味支払保険金		137,498	134,983
損害調査費		17,103	15,075
諸手数料及び集金費		59,070	39,426
満期返戻金		33,596	25,615
契約者配当金		0	0
為替差損		63	5
その他保険引受費用		151	200
資産運用費用		2,208	4,620
有価証券売却損		309	1,685
有価証券評価損		4	34
有価証券償還損		11	88
金融派生商品費用		1,520	2,711
その他運用費用		362	100
営業費及び一般管理費		60,816	58,808
その他経常費用		1,080	922
支払利息		63	64
貸倒損失		3	0
その他の経常費用		1,013	857
経常損失(△)		△ 7,845	△ 18,414
特別利益		4	1,816
固定資産処分益		4	16
特別法上の準備金戻入額		—	1,799
(価格変動準備金戻入額)		—	(1,799)
特別損失		6,460	27,498
固定資産処分損		45	75
減損損失		4,749	1,028
特別法上の準備金繰入額		358	—
(価格変動準備金繰入額)		(358)	—
子会社株式評価損		—	25,596
子会社株式売却関連費用		—	452
早期退職関連費用		1,306	344
税引前当期純損失(△)		△ 14,301	△ 44,096
法人税及び住民税		151	2,231
法人税等調整額		△ 9,005	△ 17,854
法人税等合計		△ 8,854	△ 15,623
当期純損失(△)		△ 5,446	△ 28,473

[2016年度の損益計算書の注記事項]

1. 関係会社との取引による収益総額は1,846百万円、費用総額は9,040百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	302,833百万円
支払再保険料	69,178百万円
差引	233,655百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	179,273百万円
回収再保険金	44,289百万円
差引	134,983百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	54,753百万円
出再保険手数料	15,327百万円
差引	39,426百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	△178百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	835百万円
差引(イ)	△1,014百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(□)	△673百万円
計(イ+□)	△1,688百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△813百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	17,457百万円
差引(イ)	△18,270百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	8,776百万円
計(イ+□)	△9,494百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	9百万円
有価証券利息・配当金	9,025百万円
貸付金利息	160百万円
不動産賃貸料	1,767百万円
その他利息・配当金	29百万円
計	10,992百万円
3. 金融派生商品費用中の評価損益は2,163百万円の益であります。
4. 1株当たりの当期純損失金額は235円31銭であります。
5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,782百万円であり、その内訳は次のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	766百万円
利息費用	157百万円
期待運用収益	△281百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	589百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	290百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,523百万円
その他	259百万円
計	1,782百万円
6. 当期における法定実効税率は28.15%、税効果適用後の法人税等の負担率は35.43%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の減少による△7.38%及び法人住民税均等割による0.39%等であります。
7. 関連当事者との取引については以下のとおりであります。
 - (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	AIG 富士生命保険株式会社	(直接) 100%	経営管理とそれに付帯する業務、及び役員の兼任	増資の引受	17,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、AIG富士生命保険株式会社の行った株主割当増資を額面で引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	ナショナル ユニオン	なし	再保険取引先	出再取引 保険料 保険金 手数料	30,429 2,974 11,959	外国再保険貸 外国再保険借	49 2,687

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 出再取引は、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 減損損失について次のとおり計上しております。

用途	種類	資産	減損損失 (単位：百万円)		
			内訳		
売却予定不動産及び 遊休不動産	土地	茨木ビル、津ビルなど7物件	62	土地	30
	建物			建物	17
	その他			その他	15
賃貸不動産	土地	甲府ビル、宇都宮ビルなど 5物件	965	土地	408
	建物			建物	556

当社は、保険事業の用に供している不動産等については一つの資産グループングとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグループングしております。

売却予定や遊休となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,028百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
資 産 の 部	現金及び預貯金	23,433	25,453	31,400	31,029	35,556
	コールローン	8,701	—	—	—	—
	債券貸借取引支払保証金	11,284	—	—	—	—
	有価証券	681,419	697,795	703,345	661,078	620,704
	貸付金	23,996	11,975	9,001	6,492	5,669
	有形固定資産	36,331	35,732	35,344	31,784	33,437
	無形固定資産	1,067	1,291	3,954	6,937	8,377
	その他資産	47,039	47,079	49,597	67,964	58,600
	前払年金費用	11,060	5,365	5,502	5,352	4,914
	繰延税金資産	40,325	33,636	29,738	39,915	57,604
	貸倒引当金	△ 3,770	△ 910	△ 914	△ 556	△ 526
	投資損失引当金	△ 83	△ 46	△ 36	△ 32	△ 29
	合 計	880,805	857,372	866,933	849,964	824,308
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保険契約準備金	729,039	713,001	716,754	711,888	700,706
	その他負債	52,750	45,813	41,859	40,299	56,164
	退職給付引当金	674	588	602	347	—
	役員退職慰労引当金	105	77	83	91	90
	賞与引当金	1,215	691	705	699	773
	特別法上の準備金	1,125	1,466	1,809	2,167	368
	再評価に係る繰延税金負債	2,012	1,991	1,858	1,097	1,080
	負債の部合計	786,922	763,631	763,673	756,591	759,182
	資本金	55,981	55,981	55,981	55,981	55,981
	資本剰余金	45,679	45,679	45,679	45,679	45,679
	利益剰余金	△ 28,627	△ 22,864	△ 20,830	△ 24,888	△ 54,395
	株主資本合計	73,033	78,796	80,831	76,772	47,265
	その他有価証券評価差額金	30,214	24,269	31,648	27,178	27,404
	土地再評価差額金	△ 9,365	△ 9,324	△ 9,219	△ 10,578	△ 9,544
	評価・換算差額等合計	20,849	14,944	22,429	16,600	17,860
	純資産の部合計	93,882	93,741	103,260	93,372	65,125
	合 計	880,805	857,372	866,933	849,964	824,308

(4) 損益計算書(主要項目)の推移

(単位: 百万円)

科 目	年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経常収益		307,371	318,343	307,138	303,745	261,245
保険引受収益		295,298	303,489	292,018	292,998	252,158
正味収入保険料		272,537	273,161	278,898	279,178	233,655
収入積立保険料		13,877	6,988	4,622	1,968	1,094
積立保険料等運用益		7,639	7,146	7,054	6,914	6,181
支払備金戻入額		714	3,948	952	3,204	1,688
責任準備金戻入額		373	12,088	—	1,661	9,494
その他保険引受収益		156	154	490	70	43
資産運用収益		9,171	9,558	12,681	8,292	6,993
利息及び配当金収入		9,750	10,922	11,049	10,811	10,992
有価証券売却益等		7,052	5,268	8,673	4,387	2,130
その他運用収益		7	514	13	7	52
積立保険料等運用益振替		△ 7,639	△ 7,146	△ 7,054	△ 6,914	△ 6,181
その他経常収益		2,902	5,295	2,437	2,455	2,092
経常費用		312,023	301,323	302,357	311,591	279,659
保険引受費用		265,636	253,213	249,013	247,485	215,306
正味支払保険金		158,618	146,641	137,273	137,498	134,983
損害調査費		14,027	15,493	15,498	17,103	15,075
諸手数料及び集金費		52,477	53,569	57,080	59,070	39,426
満期返戻金		40,349	37,359	34,304	33,596	25,615
契約者配当金		3	2	1	0	0
支払備金繰入額		—	—	—	—	—
責任準備金繰入額		—	—	4,704	—	—
その他保険引受費用		159	146	150	215	205
資産運用費用		1,507	288	2,095	2,208	4,620
有価証券売却損等		247	80	334	321	1,774
有価証券評価損		505	18	29	4	34
金融派生商品費用		537	138	1,712	1,520	2,711
その他運用費用		217	51	18	362	100
営業費及び一般管理費		43,365	46,199	49,864	60,816	58,808
その他経常費用		1,514	1,622	1,383	1,080	922
経常利益又は経常損失(△)		△ 4,651	17,019	4,780	△ 7,845	△ 18,414
特別利益		1,276	185	52	4	1,816
固定資産処分益		2	25	52	4	16
特別法上の準備金戻入額		—	—	—	—	1,799
抱合せ株式消滅差益		1,059	—	—	—	—
子会社株式売却益		215	—	—	—	—
子会社清算益		—	159	—	—	—
特別損失		3,558	1,866	407	6,460	27,498
固定資産処分損		64	177	65	45	75
減損損失		318	93	—	4,749	1,028
特別法上の準備金繰入額		211	341	342	358	—
早期退職関連費用		2,457	—	—	1,306	344
子会社株式売却損		507	—	—	—	—
子会社株式評価損		—	—	—	—	25,596
子会社株式売却関連費用		—	—	—	—	452
退職給付信託返還に伴う数理差異償却		—	1,254	—	—	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 6,933	15,338	4,425	△ 14,301	△ 44,096
法人税及び住民税		172	167	148	151	2,231
法人税等調整額		3,962	9,366	2,262	△ 9,005	△ 17,854
法人税等合計		4,134	9,534	2,411	△ 8,854	△ 15,623
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 11,067	5,803	2,014	△ 5,446	△ 28,473

(5) 株主資本等変動計算書

前事業年度(2015年4月1日～2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別準備金	配当引当 準備金	特別危険 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	142	△ 75,674	80,831
当期変動額									
圧縮積立金の取崩							△ 3	3	
当期純損失								△ 5,446	△ 5,446
土地再評価差額金 の取崩								1,388	1,388
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							△ 3	△ 4,055	△ 4,058
当期末残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	139	△ 79,730	76,772

(単位: 百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	
当期首残高	31,648	△ 9,219	103,260
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			
当期純損失			△ 5,446
土地再評価差額金 の取崩			1,388
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 4,470	△ 1,358	△ 5,828
当期変動額合計	△ 4,470	△ 1,358	△ 9,887
当期末残高	27,178	△ 10,578	93,372

当事業年度(2016年4月1日～2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別準備金	配当引当 準備金	特別危険 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	139	△ 79,730	76,772
当期変動額									
圧縮積立金の取崩							△ 4	4	
当期純損失								△ 28,473	△ 28,473
土地再評価差額金 の取崩								△ 1,033	△ 1,033
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							△ 4	△ 29,502	△ 29,507
当期末残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	134	△ 109,232	47,265

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	
当期首残高	27,178	△ 10,578	93,372
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			
当期純損失			△ 28,473
土地再評価差額金 の取崩			△ 1,033
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	225	1,033	1,259
当期変動額合計	225	1,033	△ 28,247
当期末残高	27,404	△ 9,544	65,125

(6) 1株当たり純資産額

区分 \ 年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
1株当たり純資産額	775円88銭	774円71銭	853円38銭	771円67銭	538円22銭

2.資産・負債の明細

(1)商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

(2)保有有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
国 債 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他 の 証 券			%		%		%		%		%
		315,866	46.4	250,675	35.9	257,247	36.6	198,715	30.0	138,506	22.3
		149,394	21.9	138,287	19.8	122,891	17.5	114,285	17.3	92,688	14.9
		50,514	7.4	52,643	7.5	62,080	8.8	61,454	9.3	55,100	8.9
		118,881	17.4	214,536	30.8	228,446	32.5	251,034	38.0	303,726	48.9
合 計		46,763	6.9	41,651	6.0	32,679	4.6	35,588	5.4	30,682	5.0
合 計		681,419	100.0	697,795	100.0	703,345	100.0	661,078	100.0	620,704	100.0

(3)保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分		年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債		0.87	0.91	0.88	0.93	1.12
	株 式		1.94	2.19	2.28	2.26	1.71
	外 国 証 券		0.81	1.60	1.60	1.38	1.50
	そ の 他 の 証 券		6.46	5.30	6.59	7.17	4.84
	合 計		1.18	1.38	1.42	1.40	1.50
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債		1.52	0.94	0.88	0.94	1.19
	株 式		5.01	3.14	3.18	11.09	△ 46.95
	外 国 証 券		0.80	1.61	1.86	1.25	1.04
	そ の 他 の 証 券		13.32	21.33	34.38	7.20	8.04
	合 計		2.15	2.18	2.69	1.97	△ 2.73
(参考) 時価総合利回り	公 社 債		1.48	0.66	1.01	1.48	0.16
	株 式		16.43	3.23	15.35	△ 3.04	△ 32.84
	外 国 証 券		2.47	1.41	2.76	0.99	1.10
	そ の 他 の 証 券		60.83	△ 3.12	23.43	2.93	6.79
	合 計		5.38	0.78	3.86	0.93	△ 2.51

(注) 各利回りの計算方法はP57 (4) を参照してください。

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	75,380	58,230	13,853	30,549	30,562	48,672	257,247
社 債	19,235	62,323	19,227	—	—	22,105	122,891
株 式	—	—	—	—	—	62,080	62,080
外 国 証 券	13,083	77,806	72,901	3,659	4,074	56,920	228,446
公 社 債	13,083	77,806	72,901	3,659	4,074	44,642	216,168
株 式 等	—	—	—	—	—	12,278	12,278
その他の証券	—	—	—	—	—	32,679	32,679
合 計	107,699	198,360	105,981	34,208	34,636	222,458	703,345

(単位：百万円)

区 分	2015年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	39,957	9,174	44,901	24,285	30,035	50,359	198,715
社 債	21,924	47,323	17,217	—	—	27,818	114,285
株 式	—	—	—	—	—	61,454	61,454
外 国 証 券	30,935	80,015	70,448	2,413	22,940	44,280	251,034
公 社 債	30,935	80,015	70,448	2,413	22,940	21,663	228,418
株 式 等	—	—	—	—	—	22,616	22,616
その他の証券	—	—	—	—	—	35,588	35,588
合 計	92,818	136,513	132,567	26,699	52,976	219,502	661,078

(単位：百万円)

区 分	2016年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	5,225	13,833	29,982	26,955	20,525	41,984	138,506
社 債	37,232	18,756	5,945	—	—	30,754	92,688
株 式	—	—	—	—	—	55,100	55,100
外 国 証 券	34,638	68,181	66,353	54,611	46,208	33,732	303,726
公 社 債	34,638	68,181	66,353	54,611	46,208	18,640	288,633
株 式 等	—	—	—	—	—	15,092	15,092
その他の証券	—	—	—	—	—	30,682	30,682
合 計	77,096	100,770	102,281	81,567	66,734	192,253	620,704

(5)業種別保有株式の額

(単位：株数は千株、金額は百万円、構成比は%)

		2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
金 融 業 保 険	株 数	14,286	14,346	14,801	14,779	11,709
	金 額	16,842	19,593	20,491	28,128	20,769
	構 成 比	33.3	37.2	33.0	45.8	37.7
建 設 業	株 数	8,329	6,891	5,896	5,576	5,576
	金 額	8,876	8,779	11,852	14,593	14,791
	構 成 比	17.6	16.7	19.1	23.7	26.8
電 気 機 器	株 数	7,009	7,054	6,270	3,010	908
	金 額	2,805	3,041	3,630	2,625	4,656
	構 成 比	5.6	5.8	5.8	4.3	8.5
陸 運 業	株 数	12,858	12,845	12,881	12,881	10,881
	金 額	5,163	4,512	5,531	5,642	4,310
	構 成 比	10.2	8.6	8.9	9.2	7.8
商 業	株 数	5,652	5,422	5,112	3,757	3,629
	金 額	2,740	2,926	3,513	2,479	2,722
	構 成 比	5.4	5.6	5.7	4.0	4.9
不 動 産	株 数	1,741	1,741	1,726	1,688	1,687
	金 額	1,235	1,587	1,946	2,804	2,639
	構 成 比	2.4	3.0	3.1	4.6	4.8
機 械	株 数	1,926	1,910	1,907	1,444	1,159
	金 額	1,797	2,018	2,841	1,809	1,852
	構 成 比	3.6	3.8	4.6	2.9	3.4
輸 送 用 器 機	株 数	1,100	1,100	1,100	600	415
	金 額	2,903	3,181	4,159	1,252	1,265
	構 成 比	5.7	6.0	6.7	2.0	2.3
サービス業	株 数	1,475	1,255	1,202	1,096	859
	金 額	1,547	1,188	1,211	890	772
	構 成 比	3.1	2.3	2.0	1.4	1.4
鉄 鋼	株 数	2,138	2,138	2,138	2,138	213
	金 額	656	487	489	329	470
	構 成 比	1.3	0.9	0.8	0.5	0.9
そ の 他	株 数	7,142	6,402	6,188	2,933	2,025
	金 額	5,945	5,327	6,412	899	850
	構 成 比	11.8	10.1	10.3	1.6	1.5
計	株 数	63,661	61,109	59,226	49,906	39,067
	金 額	50,514	52,643	62,080	61,454	55,100
	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しております。

(6) 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	319	572	525	77	60	23	1,578
変 動 金 利	2,162	1,065	334	1	—	3,374	6,937
貸 付 金 合 計	2,482	1,637	859	79	60	3,397	8,516

(単位：百万円)

区 分	2015年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	293	540	300	57	38	13	1,244
変 動 金 利	1,157	915	317	—	—	2,851	5,242
貸 付 金 合 計	1,450	1,456	618	57	38	2,864	6,486

(単位：百万円)

区 分	2016年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	278	512	71	42	27	7	939
変 動 金 利	925	1,283	1	—	—	2,519	4,730
貸 付 金 合 計	1,203	1,795	73	42	27	2,527	5,669

(7) 貸付金の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	627	2.6	406	3.4	208	2.3	8	0.1	2	0.1
(有価証券担保貸付)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(不動産・動産・財団担保貸付)	(627)	(2.6)	(406)	(3.4)	(208)	(2.3)	(8)	(0.1)	(2)	(0.1)
(指名債権担保貸付)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保 証 貸 付	604	2.5	474	4.0	—	—	—	—	—	—
信 用 貸 付	17,390	72.5	6,291	52.5	4,557	50.6	2,810	43.3	2,365	41.7
そ の 他	944	3.9	902	7.5	861	9.6	822	12.7	783	13.8
一 般 貸 付 計	19,566	81.5	8,074	67.4	5,627	62.5	3,640	56.1	3,150	55.6
約 款 貸 付	4,429	18.5	3,901	32.6	3,374	37.5	2,851	43.9	2,519	44.4
合 計	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0	6,492	100.0	5,669	100.0
(うち劣後特約貸付)	(6,500)	(27.1)	(1,500)	(12.5)	(1,000)	(11.1)	(—)	(—)	(—)	(—)

(8) 貸付金の使途別内訳

(単位: 百万円)

区 分 \ 年 度	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	2,891	12.1	2,538	21.2	1,896	21.1	1,181	18.2	952	16.8
運 転 資 金	21,104	87.9	9,436	78.8	7,104	78.9	5,310	81.8	4,716	83.2
合 計	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0	6,492	100.0	5,669	100.0

(9) 貸付金の業種別内訳

(単位: 百万円)

区 分 \ 年 度	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
農 林 ・ 水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	43	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	2,001	8.3	1,350	11.3	300	3.3	200	3.1	100	1.8
金融業・保険業	10,176	42.4	1,955	16.3	1,419	15.8	381	5.9	352	6.2
不動産業・物品賃貸業	2,006	8.4	1,005	8.4	1,000	11.1	1,000	15.4	980	17.3
情 報 通 信 業	800	3.3	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	537	2.2	508	4.3	477	5.3	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 等	1,474	6.1	1,140	9.5	1,000	11.1	800	12.3	600	10.6
そ の 他	1,582	6.6	1,212	10.1	569	6.3	437	6.7	334	5.9
(うち個人住宅・消費者ローン)	(604)	(2.5)	(474)	(4.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
小 計	18,622	77.5	7,172	59.9	4,766	52.9	2,818	43.4	2,367	41.8
公 共 団 体	926	3.9	889	7.4	852	9.5	815	12.6	778	13.7
公 社 ・ 公 団	18	0.1	13	0.1	9	0.1	7	0.1	5	0.1
約 款 貸 付	4,429	18.5	3,901	32.6	3,374	37.5	2,851	43.9	2,519	44.4
合 計	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0	6,492	100.0	5,669	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

(10)貸付金の企業規模別内訳

(単位：百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
大 企 業	12,428	63.5	2,360	29.2	1,670	29.7	556	15.3	442	14.0
中 堅 企 業	963	4.9	950	11.8	—	—	—	—	—	—
中 小 企 業	2,827	14.5	2,630	32.6	2,517	44.7	1,819	50.0	1,590	50.5
そ の 他	3,346	17.1	2,133	26.4	1,438	25.6	1,264	34.7	1,117	35.5
一 般 貸 付 計	19,566	100.0	8,074	100.0	5,627	100.0	3,640	100.0	3,150	100.0

(注) 1.大企業とは資本金10億円以上の法人をいいます。

2.中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等であります。

(11)有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2015年度末	2016年度末
土 地		16,310	15,871
営 業 用		9,478	8,550
賃 貸 用		6,831	7,320
建 物		12,464	13,457
営 業 用		7,401	7,816
賃 貸 用		5,062	5,640
土 地 ・ 建 物 合 計		28,774	29,328
営 業 用		16,880	16,367
賃 貸 用		11,893	12,961
建 設 仮 勘 定		—	—
営 業 用		—	—
賃 貸 用		—	—
合 計		28,774	29,328
営 業 用		16,880	16,367
賃 貸 用		11,893	12,961
その他の有形固定資産		3,010	4,109
有 形 固 定 資 産 合 計		31,784	33,437

(12)リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
破 綻 先 債 権 額	—	—	—	—	—
延 滞 債 権 額	1,014	13	485	5	—
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	3,249	—	—	—	—
合 計	4,264	13	485	5	—
貸付金残高に対する比率	17.8%	0.1%	5.4%	0.1%	—
(参 考) 貸 付 金 残 高	23,996	11,975	9,001	6,492	5,669

(注)各債権の意義は次のとおりであります。

①破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

②延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

③3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(13)元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(14)債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014年度	2015年度	2016年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	5	—
危 険 債 権	477	—	—
要 管 理 債 権	—	—	—
正 常 債 権	8,582	6,541	5,720
合 計	9,067	6,547	5,720

(15) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区 分		年 度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
支 払 備 金	火 災		8,781	8,109	6,939
	海 上		774	709	626
	傷 害		6,034	5,532	4,765
	自 動 車		62,384	60,411	61,007
	自動車損害賠償責任		10,188	9,835	9,161
	そ の 他		7,731	8,091	8,502
合 計			95,894	92,690	91,001
責 任 準 備 金	火 災		301,016	316,318	279,680
	海 上		2,332	2,271	2,303
	傷 害		163,709	147,837	168,074
	自 動 車		54,682	54,111	58,931
	自動車損害賠償責任		57,343	56,673	56,146
	そ の 他		41,775	41,985	44,567
合 計			620,860	619,198	609,704

(16) 責任準備金積立水準

区 分		2015年度末	2016年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(17) 引当金明細表

2015年度

(単位: 百万円)

区 分		2015年度 期首残高	2015年度 増加額	2015年度減少額		2015年度末 残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	153	181	－	※153	181	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	760	9	244	※149	375	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		36	9	－	※14	32	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		83	20	12	－	91	
賞 与 引 当 金		705	699	705	－	699	
価 格 変 動 準 備 金		1,809	358	－	－	2,167	

2016年度

(単位: 百万円)

区 分		2016年度 期首残高	2016年度 増加額	2016年度減少額		2016年度末 残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	181	166	－	※181	166	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	375	9	12	※13	359	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		32	2	－	※4	29	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		91	18	19	－	90	
賞 与 引 当 金		699	773	699	－	773	
価 格 変 動 準 備 金		2,167	368	2,167	－	368	

(18) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

(19) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

2015年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しております。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、 当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	1,383百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額868百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

2016年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しております。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、 当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	1,337百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額909百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

(20) 責任準備金の残高の内訳

2015年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災	災	232,939	63,848	22	19,396	112	316,318
海上	上	305	1,965	—	—	—	2,271
傷害	害	11,881	20,663	218	114,672	401	147,837
自動車	車	40,434	13,677	0	—	—	54,111
自動車損害賠償責任		56,673	—	—	—	—	56,673
その他		22,098	14,809	2	5,067	8	41,985
合 計		364,331	114,964	243	139,136	522	619,198

2016年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災	災	211,932	55,532	22	12,074	118	279,680
海上	上	311	1,992	—	—	—	2,303
傷害	害	11,206	21,277	92	135,117	380	168,074
自動車	車	40,720	18,210	0	—	—	58,931
自動車損害賠償責任		56,146	—	—	—	—	56,146
その他		22,697	15,618	2	6,239	9	44,567
合 計		343,015	112,631	117	153,431	509	609,704

(21) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当 期 把 握 見 積 り 差 額
2012年度	90,601	49,146	40,735	719
2013年度	88,106	46,760	39,749	1,596
2014年度	89,804	52,866	40,615	△ 3,677
2015年度	84,523	44,156	38,611	1,755
2016年度	81,909	42,502	39,615	△ 208

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

4. 2014年度の当期把握見積り差額が△3,677百万円と大きくマイナス(期首支払備金が不足)になっておりますが、これは2014年2月14日の大雪にかかわる発生保険金が期首時点の見積り額に比べ4,585百万円大きくなったのが主な要因です。

それを除くと2014年度の当期把握見積り差額は907百万円(期首支払備金が余剰)となっております。

なお、2014年2月14日の大雪にかかわる保険金は超過損害額再保険(風水災カパー)の回収対象となるため、損益にあたえる正味の影響額は軽微であります。

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位: 百万円)

事故発生年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	87,938		77,751		74,397		73,767		73,394					
	1 年 後	87,332	0.99	△606	77,720	1.00	△30	73,893	0.99	△503	73,248	0.99	△519		
	2 年 後	87,549	1.00	216	77,011	0.99	△709	74,016	1.00	123					
	3 年 後	87,334	1.00	△214	77,118	1.00	106								
	4 年 後	87,372	1.00	37											
最終損害見積り額		87,372			77,118			74,016			73,248			73,394	
累 計 保 険 金		84,887			72,691			66,233			60,360			45,027	
支 払 備 金		2,484			4,427			7,783			12,888			28,366	

●傷害

(単位: 百万円)

事故発生年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	11,613		9,544		8,823		8,898		8,289					
	1 年 後	10,992	0.95	△621	9,273	0.97	△271	8,735	0.99	△163	8,695	0.98	△40		
	2 年 後	10,953	1.00	△39	9,223	0.99	△49	8,637	0.99	△58					
	3 年 後	10,940	1.00	△12	9,180	1.00	△43								
	4 年 後	10,896	1.00	△43											
最終損害見積り額		10,896			9,180			8,637			8,695			8,289	
累 計 保 険 金		10,767			9,023			8,441			8,129			4,781	
支 払 備 金		129			156			195			565			3,507	

●賠償責任

(単位: 百万円)

事故発生年度	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	5,741		4,909		4,325		4,592		4,268					
	1 年 後	5,658	0.99	△83	5,042	1.03	133	4,281	0.99	△111	4,542	0.99	△260		
	2 年 後	5,921	1.05	262	4,969	0.99	△73	4,294	1.00	13					
	3 年 後	5,935	1.00	13	4,985	1.00	16								
	4 年 後	5,924	1.00	△10											
最終損害見積り額		5,924			4,985			4,294			4,542			4,268	
累 計 保 険 金		5,823			4,840			4,124			4,100			2,618	
支 払 備 金		101			144			169			441			1,649	

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4. 「累計保険金+支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。

3. 損益の明細

事業費(含む損害調査費)

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2014年度	2015年度	2016年度
人 件 費		31,788	31,920	29,780
物 件 費		30,852	43,216	41,461
税 金		2,718	2,780	2,640
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		3	2	2
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		57,080	59,070	39,426
合 計		122,443	136,991	113,310

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

4. 時価情報等

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種 類		2015年度(2016年3月31日現在)				2016年度(2017年3月31日現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	(参考)償還予定額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	(参考)償還予定額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	77,669	86,266	8,596	73,200	77,127	84,178	7,050	73,200
	小 計	77,669	86,266	8,596	73,200	77,127	84,178	7,050	73,200
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		77,669	86,266	8,596	73,200	77,127	84,178	7,050	73,200

(満期保有目的の債券の今後の償還予定額)

(単位: 百万円)

種 類	2015年度(2016年3月31日現在)				2016年度(2017年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	—	20,700	23,000	29,500	3,400	22,500	21,400	25,900

③ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種 類		2015年度(2016年3月31日現在)			2016年度(2017年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	222,631	232,429	9,798	144,878	152,094	7,215
	株 式	17,773	32,927	15,154	17,349	34,897	17,548
	外国証券	151,382	154,523	3,140	206,289	209,346	3,056
	そ の 他	23,291	32,958	9,666	20,044	30,007	9,963
	小 計	415,079	452,838	37,758	388,561	426,345	37,784
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	2,959	2,900	△ 58	1,985	1,973	△ 11
	株 式	1,313	1,132	△ 181	1,217	1,016	△ 200
	外国証券	74,862	73,894	△ 967	79,946	79,287	△ 659
	そ の 他	1,797	1,741	△ 55	—	—	—
	小 計	80,932	79,669	△ 1,262	83,149	82,277	△ 871
合 計		496,012	532,508	36,496	471,711	508,623	36,912

(注)

2015年度(2016年3月31日現在)	2016年度(2017年3月31日現在)
1. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(取得原価23,291百万円、貸借対照表計上額32,958百万円、差額9,666百万円)であります。 2. 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」は投資信託受益証券(取得原価1,797百万円、貸借対照表計上額1,741百万円、差額△55百万円)であります。 3. その他有価証券で時価のあるものについて減損処理は発生していません。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものをすべてを対象としております。	1. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(取得原価20,044百万円、貸借対照表計上額30,007百万円、差額9,963百万円)であります。 2. その他有価証券で時価のあるものについて32百万円(すべて株式)減損処理を行っております。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものをすべてを対象としております。

⑤当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)			2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公 社 債	64,039	19	0	45,516	257	49
株 式	10,138	4,192	210	1,202	526	45
外 国 証 券	15,437	122	98	7,857	25	1,247
そ の 他	281	12	—	5,783	1,120	343
合 計	89,897	4,345	309	60,359	1,928	1,685

⑥ 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

a) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

b) 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

種 類	2015年度(2016年3月31日現在)	2016年度(2017年3月31日現在)
株 式	25,011	16,914

c) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2015年度(2016年3月31日現在)	2016年度(2017年3月31日現在)
公 社 債	—	—
株 式	2,382	2,270
外 国 証 券	22,616	15,092
そ の 他	888	674
合 計	25,888	18,037

(2) 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度(2016年3月31日)

2015年度(2015年 4月 1日から2016年 3月31日まで)	
(1) 取引の内容	当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連取引では為替予約取引・通貨オプション取引・通貨スワップ取引、株式関連取引では株価指数先物取引・株価指数オプション取引・株式先渡取引、そして債券関連取引では債券先物取引・海外証券先物取引です。
(2) 取引に対する取組方針	当社では、保有する資産残高の一定の範囲内において、デリバティブ取引を利用することを基本取組方針としています。
(3) 取引の利用目的	当社では、保有資産に係る為替・金利・株式等の価格変動のリスクをヘッジすることを主な目的として、デリバティブ取引を利用しています。
(4) 取引に係るリスクの内容	当社が利用しているデリバティブ取引には、為替・金利・株価等の変動による市場リスクや契約先の倒産等による信用リスクを有しています。しかし、当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は保有資産に係る市場リスクをヘッジするためであり、デリバティブ取引は当該市場リスクを効果的に減殺しています。また、取引の相手方は信用度の高い金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しています。
(5) 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブの利用については、当社の内規である「投融資リスク管理基準」に基づき、信用リスク・価格変動リスク・金利リスク・為替リスク等、総合的なリスク管理を行っています。 組織面においては、取引の約定を行う運用実行部門（フロントオフィス）と取引の照合・事務処理等を行う事務管理担当部門（バックオフィス）を分離し、さらに運用部門から独立した統合リスク管理部門（ミドルオフィス）を設けることで相互牽制機能をもたせています。 取引にあたっては、運用実行部門が年度運用計画に基づき、投資環境分析・リスク分析を行ったうえで、個々の取引案を作成し、最終意思決定は「決裁権限規程」に基づいて行っています。 取引の内容、含み損益等については運用実行部門から定期的に担当役員に報告しています。さらに統合リスク管理部門ではリスク計測を行い、毎月取締役会等に報告しています。
(6) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等	「取引の時価等に関する事項」の表における「契約額等」はデリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を示すものではありません。

当事業年度(2017年3月31日)

2016年度(2016年 4月 1日から2017年 3月31日まで)	
(1) 取引の内容	当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連取引では為替予約取引・通貨オプション取引・通貨スワップ取引、株式関連取引では株価指数先物取引・株価指数オプション取引・株式先渡取引、そして債券関連取引では債券先物取引・海外証券先物取引です。
(2) 取引に対する取組方針	当社では、保有する資産残高の一定の範囲内において、デリバティブ取引を利用することを基本取組方針としています。
(3) 取引の利用目的	当社では、保有資産に係る為替・金利・株式等の価格変動のリスクをヘッジすることを主な目的として、デリバティブ取引を利用しています。
(4) 取引に係るリスクの内容	当社が利用しているデリバティブ取引には、為替・金利・株価等の変動による市場リスクや契約先の倒産等による信用リスクを有しています。しかし、当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は保有資産に係る市場リスクをヘッジするためであり、デリバティブ取引は当該市場リスクを効果的に減殺しています。また、取引の相手方は信用度の高い金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しています。
(5) 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブの利用については、当社の内規である「投融資リスク管理基準」に基づき、信用リスク・価格変動リスク・金利リスク・為替リスク等、総合的なリスク管理を行っています。 組織面においては、取引の約定を行う運用実行部門（フロントオフィス）と取引の照合・事務処理等を行う事務管理担当部門（バックオフィス）を分離し、さらに運用部門から独立した統合リスク管理部門（ミドルオフィス）を設けることで相互牽制機能をもたせています。 取引にあたっては、運用実行部門が年度運用計画に基づき、投資環境分析・リスク分析を行ったうえで、個々の取引案を作成し、最終意思決定は「決裁権限規程」に基づいて行っています。 取引の内容、含み損益等については運用実行部門から定期的に担当役員に報告しています。さらに統合リスク管理部門ではリスク計測を行い、毎月取締役会等に報告しています。
(6) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等	「取引の時価等に関する事項」の表における「契約額等」はデリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を示すものではありません。

2.取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

(1)通貨関連

前事業年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	567	—	30	30
	英ポンド	1,623	1,623	△ 247	△ 247
	ユーロ	1,901	664	13	13
	買建				
	米ドル	585	—	△ 48	△ 48
	英ポンド	1,884	1,884	△ 13	△ 13
	ユーロ	1,935	747	△ 48	△ 48
合 計		—	—	△ 313	△ 313

(注)為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当事業年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	9,226	1,029	△ 213	△ 213
	英ポンド	1,623	1,623	△ 37	△ 37
	ユーロ	28,144	—	△ 840	△ 840
	買建				
	米ドル	18,958	969	23	23
	英ポンド	2,160	1,884	△ 221	△ 221
	ユーロ	30,244	—	△ 46	△ 46
合 計		—	—	△ 1,336	△ 1,336

(注)為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

(2)金利関連

該当事項はありません。

(3)株式関連

該当事項はありません。

(4)債券関連

該当事項はありません。

(5)その他関連

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

(1)通貨関連

前事業年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	119,203	32,583	5,506	5,506
	英ポンド	16,007	13,395	△ 651	△ 651
	ユーロ	47,922	4,324	664	664
	通貨スワップ取引				
	米ドル	1,797	1,797	172	172
	英ポンド	581	581	112	112
	ユーロ	601	601	35	35
合 計		—	—	5,840	5,840

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

当事業年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	129,666	50,526	△ 407	△ 407
	英ポンド	21,146	18,311	755	755
	ユーロ	70,510	33,008	△ 656	△ 656
	通貨スワップ取引				
	米ドル	1,797	1,797	199	199
	英ポンド	581	581	175	175
	ユーロ	601	601	75	75
合 計		—	—	141	141

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

(2)金利関連

該当事項はありません。

(3) 株式関連

前事業年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引 売建	11,689	—	△ 1,417	△ 1,417
合 計		—	—	△ 1,417	△ 1,417

(注) 株式先渡取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引 売建	12,268	—	△ 968	△ 968
合 計		—	—	△ 968	△ 968

(注) 株式先渡取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(4) 債券関連

該当事項はありません。

(5) その他関連

該当事項はありません。

5. その他

(1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

法定会計監査

2015年度

・ 計算書類等の監査

2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

2016年度

・ 計算書類等の監査

2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表及び連結財務諸表の適正性、並びに財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。

Ⅲ.当社及び子会社等の概況

1.当社及び子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成(2017年3月31日現在)

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と、各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

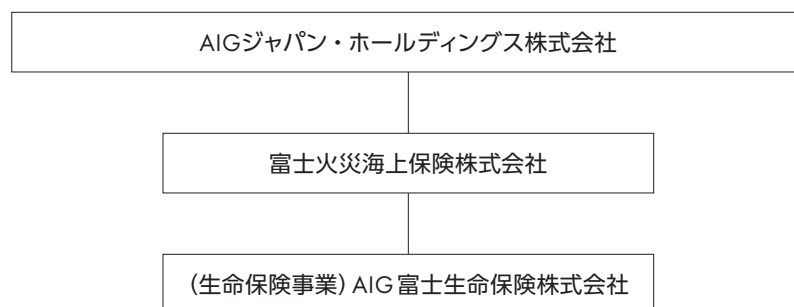
<損害保険事業>

当社は、国内における損害保険事業を行っております。

<生命保険事業>

AIG富士生命保険株式会社(子会社)は、国内における生命保険事業を行っております。

<企業集団の状況>



2.子会社等に関する事項(2017年3月31日現在)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	当社の議決権割合	子会社等の議決権割合
AIG富士生命保険株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番20号	26,250百万円	生命保険業	1996年8月8日	100.00%	0.00%

(注)当社は、2017年4月30日に、AIG富士生命保険株式会社の全株式をパシフィック・センチュリーグループの保険事業部門であるFWDグループに譲渡しました。

IV. 当社及び子会社等の主要な業務

1. 事業の概況 (2017年3月31日現在)

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループの連結業績は以下の通りとなりました。

経常収益は、保険引受収益が3,605億円、資産運用収益が165億円、その他経常収益が6億円となったことにより、3,777億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,228億円、資産運用費用が64億円、営業費及び一般管理費が780億円、その他経常費用が9億円となったことにより、4,082億円となりました。

以上の結果、経常損益は304億円の損失となり、これに特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純損益は223億円の損失となりました。

事業別の業績は次の通りです。

グループの主要事業である損害保険事業においては、保険引受収益のうち正味収入保険料は2,336億円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,349億円となりました。また、資産運用収益のうち利息及び配当金収入は109億円となりました。

生命保険事業においては、新契約高1兆964億円、保有契約高は4兆4,829億円となりました。収支の状況については、収入面では生命保険料が1,154億円となりました。一方、支出面では、生命保険金等は134億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ16億円増加し、454億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローは、出再手数料が増加したこと等により、前連結会計年度に比べ134億円増加し、588億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ209億円減少し、△564億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済が増加したことにより、前連結会計年度に比べ0.5億円減少し、△6億円となりました。

2. 連結会計年度における主要な業務指標の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経 常 収 益	366,629	381,457	391,399	402,116	377,776
経常利益又は経常損失 (△)	△ 5,213	16,325	3,060	△ 17,425	△ 30,486
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 15,528	4,956	153	△ 15,208	△ 22,345
包 括 利 益	7,876	△ 2,242	12,153	△ 23,708	△ 21,677
純 資 産 額	93,271	89,090	101,370	77,691	56,014
総 資 産 額	1,202,233	1,229,258	1,304,643	1,352,466	1,427,474
連 結 ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率	638.3%	900.9%	1,112.6%	1,090.9%	1,143.5%

3.損害保険事業の状況

保険引受の状況

①保険料及び保険金一覧表

(単位：百万円)

	種 目	正味収入 保 険 料	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率	正味支払 保 険 金	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率
前 連 結 会 計 年 度	(2015年4月1日から2016年3月31日まで)		%	%		%	%
	火 災	57,412	20.56	△ 0.72	20,060	14.59	1.22
	海 上	1,516	0.54	△ 8.16	856	0.62	120.62
	傷 害	20,492	7.34	△ 4.69	9,085	6.61	△ 0.46
	自 動 車	143,908	51.55	1.08	73,361	53.35	0.93
	自動車損害賠償責任	31,147	11.16	△ 2.32	24,856	18.08	△ 2.10
	そ の 他	24,700	8.85	4.44	9,278	6.75	△ 5.93
	計	279,178	100.00	0.10	137,498	100.00	0.16
当 連 結 会 計 年 度	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)						
	火 災	16,986	7.27	△ 70.41	20,347	15.08	1.43
	海 上	1,332	0.57	△ 12.14	532	0.40	△ 37.87
	傷 害	19,384	8.30	△ 5.41	8,696	6.44	△ 4.28
	自 動 車	141,509	60.56	△ 1.67	72,084	53.40	△ 1.74
	自動車損害賠償責任	29,289	12.54	△ 5.97	23,830	17.65	△ 4.13
	そ の 他	25,153	10.76	1.83	9,493	7.03	2.31
	計	233,655	100.00	△ 16.31	134,983	100.00	△ 1.83

②元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

	種 目	金 額	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率
前 連 結 会 計 年 度	(2015年4月1日から2016年3月31日まで)		%	%
	火 災	79,944	26.40	△ 1.43
	海 上	1,822	0.60	△ 8.00
	傷 害	21,136	6.98	△ 9.83
	自 動 車	144,179	47.61	1.04
	自動車損害賠償責任	30,435	10.05	△ 4.42
	そ の 他	25,332	8.36	4.03
	計	302,850	100.00	△ 0.84
	(うち収入積立保険料)	(1,968)	(0.65)	(△ 57.41)
当 連 結 会 計 年 度	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)			
	火 災	63,325	22.54	△ 20.79
	海 上	1,528	0.55	△ 16.10
	傷 害	19,527	6.95	△ 7.61
	自 動 車	141,741	50.46	△ 1.69
	自動車損害賠償責任	29,066	10.35	△ 4.50
	そ の 他	25,706	9.15	1.47
	計	280,896	100.00	△ 7.25
	(うち収入積立保険料)	(1,094)	(0.39)	(△ 44.39)

(注)元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

4.生命保険事業の状況(2017年7月1日現在)

当社は、2017年4月30日に、AIG富士生命保険株式会社の全株式をパシフィック・センチュリーグループの保険事業部門であるFWDグループに譲渡しました。

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	前連結会計年度 (2016年3月31日現在)	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)
ソルベンシー・マージン総額(A)	29,140	34,590
資 本 金 等	6,018	11,254
価 格 変 動 準 備 金	806	957
危 険 準 備 金	3,774	4,630
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	7,942	7,325
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	45,178	54,976
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 34,579	△ 44,554
控 除 項 目	—	—
そ の 他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	5,775	5,704
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	1,363	1,458
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク 相 当 額 R_8	764	886
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	445	457
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	4,687	4,501
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	217	219
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,009.2%	1,212.7%

(注)上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

V.当社及び子会社等の財産の状況

1.連結財務諸表

(1)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (2016年3月31日現在)	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		43,758	45,451
有価証券		1,105,124	1,167,379
貸付金		19,840	19,633
有形固定資産		32,130	34,185
土地		16,310	15,871
建物		12,672	14,010
その他の有形固定資産		3,147	4,304
無形固定資産		8,651	9,985
その他資産		100,674	97,397
退職給付に係る資産		2,451	3,117
繰延税金資産		40,897	51,118
貸倒引当金		△ 1,029	△ 764
投資損失引当金		△ 32	△ 29
資 産 の 部 合 計		1,352,466	1,427,474
(負債の部)			
保険契約準備金		1,216,389	1,300,638
支払備金		95,802	93,950
責任準備金等		1,120,586	1,206,687
その他負債		49,320	63,992
退職給付に係る負債		1,500	1,067
役員退職慰労引当金		145	134
賞与引当金		875	942
特別法上の準備金		2,974	1,326
価格変動準備金		2,974	1,326
繰延税金負債		2,470	2,278
再評価に係る繰延税金負債		1,097	1,080
負 債 の 部 合 計		1,274,774	1,371,459
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		55,981	55,981
資本剰余金		45,662	45,662
利益剰余金		△ 43,865	△ 67,244
株主資本合計		57,778	34,399
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金		33,532	33,265
土地再評価差額金		△ 10,578	△ 9,544
退職給付に係る調整累計額		△ 3,041	△ 2,106
その他の包括利益累計額合計		19,913	21,615
純 資 産 の 部 合 計		77,691	56,014
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,352,466	1,427,474

[当連結会計年度の連結貸借対照表の注記事項]

1. 有形固定資産の減価償却累計額は56,381百万円、圧縮記帳額は5,232百万円であります。
2. AIG富士生命保険株式会社に係る契約者配当準備金の移動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	519百万円
当期契約者配当金支払額	345百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	291百万円
当期末現在高	465百万円
3. 責任準備金等には、平成23年金融庁告示第23号第2条第5項に規定する再保険契約を付した部分に相当する責任準備金101,234百万円を含んでおります。
4. 平成23年金融庁告示第23号第2条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計期間末残高は23,700百万円であります。
5. リスク管理債権に関する事項

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権はありません。なお、それぞれの定義は以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 担保に供している資産は有価証券5,024百万円、再保険貸6,420百万円であります。
7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日
 - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
 - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△1,563百万円であります。うち、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△715百万円であります。
8. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度(非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	17,238百万円
勤務費用	885百万円
利息費用	172百万円
数理計算上の差異の当期発生額	738百万円
退職給付の支払額	△1,517百万円
期末における退職給付債務	17,517百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	18,188百万円
期待運用収益	306百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,003百万円
事業主からの拠出額	1,053百万円
退職給付の支払額	△ 983百万円
期末における年金資産	19,568百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る

負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,517百万円
年金資産	△ 19,568百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,050百万円
退職給付に係る負債	1,067百万円
退職給付に係る資産	△ 3,117百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,050百万円

④ その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳

未認識過去勤務費用	△3,035百万円
未認識数理計算上の差異	210百万円
合 計	△ 2,825百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	26.1%
株式	50.4%
現金及び預金	14.7%
その他	8.8%
合 計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が36.3%含まれております。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	2.5%
退職給付信託に関するもの	0.0%

9. 繰延税金資産の総額は84,565百万円、繰延税金負債の総額は12,555百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は23,169百万円であります。繰延税金資産の発生 of の主な原因別の内訳は、責任準備金等46,248百万円、繰越欠損金21,650百万円、有価証券評価損1,442百万円及び支払備金4,284百万円等であります。繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金11,786百万円等であります。

10. 1株当たり純資産額は462円93銭であります。

(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

①連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (2015年4月 1日から 2016年3月31日まで)	当連結会計年度 (2016年4月 1日から 2017年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		402,116	377,776
保険引受収益		381,482	360,569
正味収入保険料		279,168	233,653
収入積立保険料		1,968	1,094
積立保険料等運用益		6,914	6,181
生命保険料		88,378	115,453
支払備金戻入額		2,951	1,851
その他保険引受収益		2,100	2,334
資産運用収益		19,912	16,576
利息及び配当金収入		18,973	20,170
有価証券売却益		7,804	2,260
有価証券償還益		41	310
その他運用収益		7	16
積立保険料等運用益振替		△ 6,914	△ 6,181
その他経常収益		722	630
経常費用		419,542	408,263
保険引受費用		338,557	322,821
正味支払保険金		137,498	134,983
損害調査費		17,103	15,075
諸手数料及び集金費		66,358	45,872
満期返戻金		33,596	25,615
契約者配当金		0	0
生命保険金等		10,076	13,486
責任準備金等繰入額		72,406	86,445
その他保険引受費用		1,516	1,341
資産運用費用		2,644	6,493
有価証券売却損		370	2,820
有価証券評価損		4	34
有価証券償還損		11	89
金融派生商品費用		1,894	3,435
その他運用費用		364	113
営業費及び一般管理費		76,898	78,019
その他経常費用		1,442	928
支払利息		65	65
貸倒引当金繰入額		357	—
貸倒損失		3	0
その他の経常費用		1,016	862
経常損失 (△)		△ 17,425	△ 30,486
特別利益		5	1,665
固定資産処分益		5	16
特別法上の準備金戻入額		—	1,648
価格変動準備金戻入額		—	1,648
特別損失		6,613	1,908
固定資産処分損		53	82
減損損失		4,749	1,028
子会社株式売却関連費用		—	452
早期退職関連費用		1,306	344
特別法上の準備金繰入額		503	—
価格変動準備金繰入額		503	—
税金等調整前当期純損失 (△)		△ 24,033	△ 30,729
法人税及び住民税等		180	2,264
法人税等調整額		△ 9,005	△ 10,648
法人税等合計		△ 8,825	△ 8,384
当期純損失 (△)		△ 15,208	△ 22,345
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		—	—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△ 15,208	△ 22,345

[当連結会計年度の連結損益計算書の注記事項]

- 平成23年金融庁告示第23号第2条第5項に規定する再保険に係る未償却出再手数料の増加額51,631百万円が、生命保険料に38,717百万円、生命保険金等に△3,228百万円、諸手数料及び集金費に△9,685百万円含まれております。
- 平成23年金融庁告示第23号第2条第5項に規定する再保険に係る未償却出再手数料の減少額47,003百万円が、生命保険料に△45,653百万円、生命保険金等に1,350百万円含まれております。
- 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	62,988百万円
給与	27,779百万円
募集費	7,043百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

- 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,943百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	885百万円
利息費用	172百万円
期待運用収益	△ 306百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	584百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	347百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,684百万円
その他	259百万円
計	1,943百万円

- 1株当たり当期純損失金額は184円67銭であります。

- 減損損失については次のとおり計上しております。

用途	種類	資産	減損損失(単位:百万円)		
			内訳		
売却予定不動産 及び 遊休不動産	土地	茨木ビル、津ビルなど 7物件	62	土地	30
	建物			建物	17
	その他			その他	15
賃貸不動産	土地	甲府ビル、宇都宮ビルなど 5物件	965	土地	408
	建物			建物	556

当社グループは、保険事業の用に供している不動産等については連結会社毎に一つの資産グルーピングとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

売却予定や遊休となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,028百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

②連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	当連結会計年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
		金 額	金 額
当期純損失 (△)		△ 15,208	△ 22,345
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金		△ 5,976	△ 266
退職給付に係る調整額		△ 2,522	935
その他の包括利益合計		△ 8,499	668
包括利益		△ 23,708	△ 21,677
(内訳)			
親会社株主に係る包括利益		△ 23,708	△ 21,677
非支配株主に係る包括利益		—	—

[当連結会計年度の連結包括利益計算書の注記事項]

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	△ 715百万円
組替調整額	404百万円
税効果調整前	△ 310百万円
税効果額	43百万円
その他有価証券評価差額金	△ 266百万円

退職給付に係る調整額

当期発生額	265百万円
組替調整額	932百万円
税効果調整前	1,197百万円
税効果額	△ 262百万円
退職給付に係る調整額	935百万円

その他の包括利益合計	668百万円
------------	--------

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	当連結会計年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は損失)		△ 24,033	△ 30,729
減価償却費		2,251	2,709
減損損失		4,749	1,028
支払備金の増減額(△は減少)		△ 2,951	△ 1,851
責任準備金等の増減額(△は減少)		72,070	86,100
貸倒引当金の増減額(△は減少)		112	△ 265
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)		150	437
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△ 230	△ 340
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		22	△ 10
賞与引当金の増減額(△は減少)		5	67
価格変動準備金の増減額(△は減少)		503	△ 1,648
利息及び配当金収入		△ 18,973	△ 20,170
有価証券関係損益(△は益)		△ 7,460	373
支払利息		65	65
為替差損益(△は益)		△ 7	△ 14
貸付金関係損益(△は益)		233	0
有形固定資産関係損益(△は益)		47	65
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 13,701	△ 1,796
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		8,872	△ 842
その他		1,894	3,437
小計		23,623	36,614
利息及び配当金等の受取額		21,854	22,520
利息の支払額		△ 65	△ 65
法人税等の支払額		△ 491	△ 584
法人税等の還付額		407	337
営業活動によるキャッシュ・フロー		45,328	58,822
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 239,335	△ 235,802
有価証券の売却・償還による収入		223,875	181,982
貸付けによる支出		△ 10,473	△ 9,864
貸付金の回収による収入		12,159	10,071
その他		△ 16,454	3,741
資産運用活動計		△ 30,228	△ 49,871
営業活動及び資産運用活動計		15,099	8,950
有形固定資産の取得による支出		△ 1,074	△ 4,365
有形固定資産の売却による収入		108	87
その他		△ 4,323	△ 2,308
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 35,518	△ 56,458
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△ 613	△ 666
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 613	△ 666
現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 18	△ 4
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		9,179	1,692
現金及び現金同等物期首残高		34,579	43,758
現金及び現金同等物期末残高		43,758	45,451

〔当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項〕

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	45,451百万円
現金及び現金同等物	45,451百万円

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(2015年4月1日～2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	55,981	45,662	△ 30,045	71,598
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 15,208	△ 15,208
土地再評価差額金の取崩			1,388	1,388
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			△ 13,820	△ 13,820
当期末残高	55,981	45,662	△ 43,865	57,778

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	39,509	△ 9,219	△ 518	29,771	101,370
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△ 15,208
土地再評価差額金の取崩					1,388
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 5,976	△ 1,358	△ 2,522	△ 9,858	△ 9,858
当期変動額合計	△ 5,976	△ 1,358	△ 2,522	△ 9,858	△ 23,678
当期末残高	33,532	△ 10,578	△ 3,041	19,913	77,691

当連結会計年度(2016年4月1日～2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	55,981	45,662	△ 43,865	57,778
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 22,345	△ 22,345
土地再評価差額金の取崩			△ 1,033	△ 1,033
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			△ 23,379	△ 23,379
当期末残高	55,981	45,662	△ 67,244	34,399

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	33,532	△ 10,578	△ 3,041	19,913	77,691
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△ 22,345
土地再評価差額金の取崩					△ 1,033
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 266	1,033	935	1,702	1,702
当期変動額合計	△ 266	1,033	935	1,702	△ 21,677
当期末残高	33,265	△ 9,544	△ 2,106	21,615	56,014

【当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の注記事項】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	121,000	—	—	121,000
合 計	121,000	—	—	121,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(2016年度)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 1社

AIG富士生命保険株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるAIG富士生命保険株式会社の決算日は3月31日であり、同日現在の財務諸表を利用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

②「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。また、責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は次の通りであります。AIG富士生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて「5年ごと利差配当商品(ただし、一部保険種類・保険契約を除く)」、「無配当商品」及び「医療・がん商品」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。デュレーション・マッチングの有効性については定期的に検証を行っております。

なお、責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は、80,512百万円、時価は98,002百万円であります。

③その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

④その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑤運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び連結子会社の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。

当社及び連結子会社の無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

当社及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末時点で残高はありません。

②投資損失引当金

投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失

に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

⑥価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨スワップについて時価ヘッジを適用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生しておりません。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短資資金からなっております。

(6) 金融商品関係(2016年度)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、社会性、公共性の高い損害保険及び生命保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用基本規程」等に定め、法令遵守、社会的責任、経営の安定といった理念に基づき行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ、貸付金等の金銭債権債務があります。

金利、株価、為替といった市場の変動により、これらの金融商品の価値が減少し損失を被るといった「市場関連リスク」、また、それぞれの発行体や貸付先といった信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るといった「信用リスク」があります。なお、金融商品のリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかつたり、適正な価格で取引できなかつたりするといった「流

動性リスク]があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品を含む資産の運用リスクに対しては、リスク管理基本方針やリスク管理体制、具体的な管理手法について、資産運用リスク管理方針等に定め、経営の健全性維持、安定的な資産運用収益の確保を図ることとしております。

リスク管理体制については、資産運用担当部門(フロント部門)、事務管理部門(バック部門)、リスク管理部門(ミドル部門)をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。資産運用リスクの状況について、経営層を含むERM委員会にて毎月協議を行い、迅速に対応できる体制としております。更に、経営会議、取締役会では、定期的なモニタリングを通じて、リスク管理体制面も含めたリスク管理態勢の整備に努めております。

リスク管理手法については、定性的管理と定量的管理からアプローチを行っております。定性的管理は、資産運用リスクに対する運用ルールなどを含む諸規程を定め、その遵守状況の検証などを行っております。一方、定量的管理は、保有する金融商品に対して、統一的な尺度(信頼区間99.5%、保有期間1年)によって、リスク特性毎の相関を考慮した統合化計算により、バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」)を計測しております。このVaRに対して、許容出来るリスク量としてのリスクリミットやアラームポイントを定め、その遵守状況の管理などを行っております。

① 市場関連リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、国内金利や外国金利の市場金利の変化によって、価値が変動する国内債券や外国債券等の金融商品、及び将来の保険金支払いのための準備金として積み立てている保険負債等に対して、経済指標や市場の変動率(ボラティリティ)等をベースとした経済シナリオシミュレーションにより、VaRを計測しております。

なお、これらのリスクに対しては、積立保険の状況も含め、資産負債の統合的管理を目的にALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)として管理を行う体制も構築しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、国内外の経済情勢等によって、価値が変動する株式や投資信託等の金融商品に対して、経済指標や市場の変動率(ボラティリティ)等をベースとした経済シナリオシミュレーションにより、VaRを計測しております。

なお、非上場株式、投資信託など市場流動性の劣る金融商品への投資に対しては、リスク管理部門による事前審査を行い、より慎重な投資スタンスとしております。

(iii) 為替リスクの管理

為替リスクについては、ドルやユーロなどの為替レートの変化によって、円ベースでの価値が変動する外国債券や、外国投信等の金融商品に対して、経済指標や市場の変動率(ボラティリティ)等をベースとした経済シナリオシミュレーションにより、VaRを計測しております。

なお、為替予約、及び通貨オプション等のデリバティブ取引を活用して、ヘッジ会計の適用を行う場合があります。

② 信用リスクの管理

信用リスクについては、債券の発行体や貸付先に対して、当社の内部基準による信用格付毎の倒産確率および経済指標や市場の変動率(ボラティリティ)等をベースとしたシナリオシミュレーションにより、VaRを計測しております。

なお、主に貸付先に対する信用リスク低減への取組みとして、事前審査体制の強化や、保証や担保の設定、信用情報管理、問題債権への対応強化などを行っております。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクについては、巨大災害等の発生に伴う支払い保険金の増加など、資金繰り管理の側面と、保有する金融商品が経済情勢や市場環境の変化により、適正な価格で取引できないといった市場流動性管理の側面があります。資金繰り管理の面では、資金繰り管理部門が、日々、及び中長期の資金繰りを実施し、リスク管理部門による定期的な検証を実施することで牽制機能を確保しております。また、市場流動性管理の面では、換金性に優れた金融商品を一定比率保有することで資金繰り破綻の回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)参照)。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	45,451	45,451	—
(2) 有価証券			
①満期保有目的の債券	424,012	468,137	44,125
②責任準備金対応債券	80,512	98,002	17,489
③その他有価証券	644,725	644,725	—
(3) 貸付金	19,633		
貸倒引当金 (*1)	△ 166		
	19,467	19,493	25
資産計	1,214,168	1,275,809	61,640
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 1,336	△ 1,336	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	97	97	—
デリバティブ取引計	△ 1,239	△ 1,239	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。

また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法には、先物為替相場を使用しております。通貨スワップ取引の時価は、期末現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。また、株式先渡取引の時価の算定方法には、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産(2)③その他有価証券」には含めておりません。

(単位: 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1)	2,361
②組合出資金 (*2)	674
③投資信託 (*3)	15,092
合 計	18,128

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	45,444	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	6,700	35,100	64,400	232,300
社債	—	—	—	21,300
外国証券	—	8,700	2,000	58,000
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	4,000	28,500	31,500	31,600
社債	41,017	30,060	700	31,580
外国証券	36,411	162,733	121,162	36,072
責任準備金対応債券				
国債	—	—	2,600	68,400
外国証券	—	—	—	13,000
貸付金 (*1)	15,151	1,871	83	7
合 計	148,725	266,966	222,445	492,260

(*1) 貸付金のうち、期間の定めのない2,519百万円は含めておりません。

(7) 有価証券関係

① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		前連結会計年度 (2016年3月31日現在)			当連結会計年度 (2017年3月31日現在)		
		連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	公社債	276,793	333,938	57,144	276,233	321,352	45,118
	外国証券	47,000	58,507	11,507	41,000	48,503	7,503
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	公社債	—	—	—	79,001	71,818	△ 7,183
	外国証券	—	—	—	27,776	26,463	△ 1,313
合 計		323,793	392,446	68,652	424,012	468,137	44,125

③ 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

種 類		前連結会計年度 (2016年3月31日現在)			当連結会計年度 (2017年3月31日現在)		
		連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	公社債	72,185	92,038	19,853	72,121	87,074	14,952
	外国証券	8,207	11,479	3,272	8,391	10,928	2,536
合 計		80,392	103,518	23,126	80,512	98,002	17,489

④ その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		前連結会計年度 (2016年3月31日現在)			当連結会計年度 (2017年3月31日現在)		
		連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	305,309	287,465	17,843	211,410	197,359	14,050
	株式	33,257	18,040	15,216	35,486	17,680	17,805
	外国証券	185,198	181,266	3,931	264,071	259,866	4,205
	その他	39,349	29,326	10,022	30,007	20,044	9,963
	小計	563,114	516,100	47,014	540,975	494,950	46,025
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	2,900	2,959	△ 58	3,063	3,085	△ 21
	株式	1,192	1,377	△ 185	1,016	1,217	△ 200
	外国証券	103,849	105,182	△ 1,333	99,668	100,420	△ 751
	その他	3,902	4,018	△ 116	—	—	—
	小計	111,844	113,537	△ 1,693	103,749	104,723	△ 973
合 計		674,959	629,638	45,320	644,725	599,673	45,051

(注)

前連結会計年度 (2016年3月31日現在)	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)
1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額39,349百万円、取得原価29,326百万円、差額10,022百万円)であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額3,902百万円、取得原価4,018百万円、差額△116百万円)であります。	1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額30,007百万円、取得原価20,044百万円、差額9,963百万円)であります。

⑤当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)			当連結会計年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	93,587	1,167	2	55,470	267	49
株 式	10,138	4,192	210	1,202	526	45
外 国 証 券	35,811	321	156	7,978	30	1,247
そ の 他	6,265	2,123	—	24,028	1,435	1,478
合 計	145,803	7,804	370	88,680	2,260	2,820

⑥当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (2016年3月31日現在)	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)
当連結会計年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて4百万円(すべて株式)減損処理を行っております。 なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	当連結会計年度において、その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。)について32百万円(すべて株式)、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて1百万円(すべて株式)減損処理を行っております。 なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。

(8)金銭の信託関係

①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(9) デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	577	—	30	30
	英ポンド	1,623	1,623	△ 247	△ 247
	ユーロ	1,901	664	13	13
	買建				
	米ドル	585	—	△ 48	△ 48
	英ポンド	1,884	1,884	△ 13	△ 13
	ユーロ	1,935	747	△ 48	△ 48
合 計		—	—	△ 312	△ 312

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	9,226	1,029	△ 213	△ 213
	英ポンド	1,623	1,623	△ 37	△ 37
	ユーロ	28,144	—	△ 840	△ 840
	買建				
	米ドル	18,958	969	23	23
	英ポンド	2,160	1,884	△ 221	△ 221
	ユーロ	30,244	—	△ 46	△ 46
合 計		—	—	△ 1,336	△ 1,336

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	為替予約取引	その他有価証券			
	売建				
	米ドル		159,374	32,583	7,019
	英ポンド		19,109	16,036	△ 526
	ユーロ		59,797	4,774	835
	通貨スワップ取引				
	米ドル		1,797	1,797	172
	英ポンド		581	581	112
	ユーロ		601	601	35
合 計			—	—	7,649

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	為替予約取引	その他有価証券			
	売建				
	米ドル		167,562	50,526	149
	英ポンド		23,786	20,594	1,089
	ユーロ		80,766	33,226	△ 623
	通貨スワップ取引				
	米ドル		1,797	1,797	199
	英ポンド		581	581	175
	ユーロ		601	601	75
合 計			—	—	1,065

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

(2)株式関連

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	株式先渡取引	その他有価証券			
	売建		11,689	－	△ 1,417
合 計			－	－	△ 1,417

(注)取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	株式先渡取引	その他有価証券			
	売建		12,268	—	△ 968
合 計			—	—	△ 968

(注)取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(10) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務については、使用見込期間を見積もり、割引率は使用見込期間に応じたりスクフリーレートを
使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年4月 1日から 2016年3月31日まで)	当連結会計年度 (2016年4月 1日から 2017年3月31日まで)
期首残高	583	888
有形固定資産の取得に伴う増加額	333	622
時の経過による調整額	4	4
資産除去債務の履行による減少額	△ 33	△ 150
その他増減額(△は減少)	—	—
期末残高	888	1,364

(11) 賃貸等不動産関係

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照
表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年4月 1日から 2016年3月31日まで)	当連結会計年度 (2016年4月 1日から 2017年3月31日まで)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	11,008	10,876
期中増減額	△ 132	4,270
期末残高	10,876	15,146
期末時価	8,280	15,361

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び期末時価は、当社及び連結子会社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分し
て算出しております。

2. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

3. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は営業用不動産からの振替(544百万円)、資本的支出(259百万円)であり、主な減少額は減損
(644百万円)、減価償却費(219百万円)、売却(60百万円)であります。また、当連結会計年度の主な増加額は営業用不動産からの振替(4,368
百万円)、資本的支出(720百万円)であり、主な減少額は減損(582百万円)、減価償却費(232百万円)、除却(3百万円)であります。

4. 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づ
く金額であります。

2.リスク管理債権(連結)

(単位:百万円)

区 分	連結会計年度	前連結会計年度 (2016年3月31日現在)	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)
破綻先債権額		—	—
延滞債権額		5	—
3ヵ月以上延滞債権額		—	—
貸付条件緩和債権額		—	—
合 計		5	—
貸付金残高に対する比率		0.0%	—
(参考) 貸付金残高		19,840	19,633

(注)各債権の意義は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 保険会社及びその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2015年度	2016年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額		257,158	240,757
資本金又は基金等		57,778	34,399
価格変動準備金		2,974	1,326
危険準備金		4,018	4,748
異常危険準備金		121,737	116,884
一般貸倒引当金		181	166
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		40,826	40,546
土地の含み損益		△ 12,033	△ 9,972
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)		△ 4,022	△ 2,825
保険料積立金等余剰部分		45,178	54,976
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		519	506
(B) 連結リスク合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$		47,145	42,107
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)		21,917	21,776
生命保険契約の保険リスク(R ₂)		1,363	1,458
第三分野保険の保険リスク(R ₃)		782	892
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)		—	—
予定利率リスク(R ₅)		4,165	3,989
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		—	—
資産運用リスク(R ₇)		23,288	21,822
経営管理リスク(R ₈)		1,835	1,679
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)		9,659	6,042
連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		1,090.9%	1,143.5%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)及び第88条(連結リスク)並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

【連結ソルベンシー・マージン比率の説明文】

- ・当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において生命保険事業を営んでおります。
- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（*1）、予定利率上の危険（*2）、最低保証上の危険（*3）、資産運用上の危険（*4）、経営管理上の危険（*5）、巨大災害に係る危険（*6）の総額

- | | |
|---|--|
| *1 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク） | : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く） |
| *2 予定利率上の危険（予定利率リスク） | : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| *3 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク） | : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険 |
| *4 資産運用上の危険（資産運用リスク） | : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| *5 経営管理上の危険（経営管理リスク） | : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*4及び*6以外のもの |
| *6 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク） | : 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当）により発生し得る危険 |

「当社及びその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」

当社及びその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み損益等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

4. 連結決算セグメント情報等

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、独立した経営単位である関係会社が、当社の経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、個々の関係会社を最小単位とした事業別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」および「生命保険事業」の2つを報告セグメントとしております。

「損害保険事業」は、損害保険引受業務、資産運用業務およびそれらに関連する業務を行っており、「生命保険事業」は、生命保険引受業務および資産運用業務を行っております。

2. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等の額の測定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益または損失は経常利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益は、第三者間取引価格等に基づいております。

3. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合 計	調整額	連結財務諸表 計上額
	損害保険事業	生命保険事業			
経常収益					
(1)外部顧客に対する経常収益	301,857	102,285	404,143	△ 2,027	402,116
(2)セグメント間の内部経常収益	1,887	66	1,953	△ 1,953	—
計	303,745	102,351	406,097	△ 3,981	402,116
セグメント利益(又は損失)	△ 7,845	△ 9,580	△ 17,425	—	△ 17,425
セグメント資産	848,045	529,680	1,377,725	△ 25,259	1,352,466
その他の項目					
減価償却費	1,852	398	2,251	—	2,251
利息及び配当金収入	10,811	8,296	19,108	△ 134	18,973
支払利息	63	1	65	—	65
特別利益	4	1	5	—	5
特別損失	6,460	152	6,613	—	6,613
(減損損失)	4,749	—	4,749	—	4,749
税金費用	△ 8,854	29	△ 8,825	—	△ 8,825
有形固定資産および無形固定資産の増加額	4,707	2,163	6,871	—	6,871

(注) 外部顧客に対する経常収益の調整額欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合 計	調整額	連結財務諸表 計上額
	損害保険事業	生命保険事業			
経常収益					
(1)外部顧客に対する経常収益	259,398	127,909	387,307	△ 9,531	377,776
(2)セグメント間の内部経常収益	1,846	2	1,848	△ 1,848	—
計	261,245	127,911	389,156	△ 11,379	377,776
セグメント利益(又は損失)	△ 18,414	△ 12,072	△ 30,486	—	△ 30,486
セグメント資産	841,622	628,510	1,470,132	△ 42,658	1,427,474
その他の項目					
減価償却費	2,047	661	2,709	—	2,709
利息及び配当金収入	10,992	9,249	20,241	△ 71	20,170
支払利息	64	1	65	—	65
特別利益	1,816	—	1,816	△ 150	1,665
特別損失	1,901	157	2,059	△ 150	1,908
(減損損失)	1,028	—	1,028	—	1,028
税金費用	△ 8,417	33	△ 8,384	—	△ 8,384
有形固定資産および無形固定資産の増加額	6,183	1,250	7,434	—	7,434

(注) 外部顧客に対する経常収益の調整額欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

5. その他

1. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表及び連結財務諸表の適正性、並びに財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。

1.沿革

当社の前身である「日本簡易火災保険株式会社」は、一般家庭への簡易火災保険普及を目的に関西の有力財界人により1918年に設立されました。同社は「常盤簡易火災保険株式会社」を1941年に吸収合併、1949年に社名を「富士火災海上保険株式会社」に改め、総合的な損害保険会社をめざすことになりました。

その後、月掛自動車保険や長期総合保険といった時代のニーズに合った商品を発売、経営基盤の拡大に努めるとともに、事務の機械化にも着手し、事務処理の軽減とお客さまサービスの充実を実現しました。

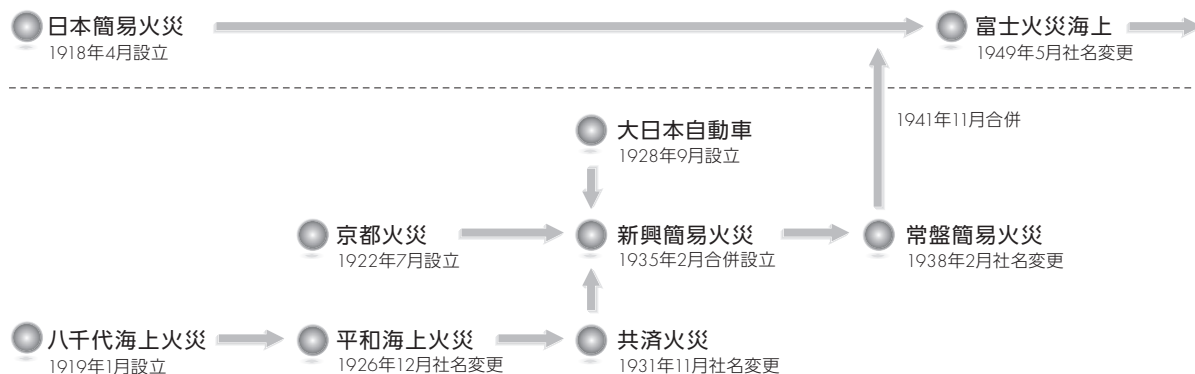
「お客さま第一主義」の経営方針のもと、1991年に大阪・東京2本社体制を実現、1996年には保険業法改正を受け生命保険子会社「富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）」を設立、生損保総合販売体制を確立しました。

2000年にAIU保険会社（現AIU損害保険株式会社）と包括的業務提携、2002年にオリックス・AIGグループによる資本参加と経営参画の基本合意を行いました。

2011年8月にはAIGグループの完全子会社となり、2013年4月に日本におけるAIGグループの保険持株会社となったAIGジャパン・ホールディングスの完全子会社となりました。そして、2013年7月に関係当局の認可等を前提にAIU損害保険会社との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めること、2017年2月に関係当局の認可等を前提に合併日を2018年1月1日と決定したことを発表し、現在に至っています。

今後ともグローバルな経営資源、保険引受のノウハウなどを活かし、より最適な保険やサービスをお客さまへ提供してまいります。

当社の系譜



主な出来事

大 正		
1918年 4月	日本簡易火災保険株式会社を設立	
昭 和		
1941年 11月	常盤簡易火災保険株式会社を吸収合併	
1944年 8月	普通火災保険を発売	
1949年 3月	運送保険を発売	
5月	富士火災海上保険株式会社に社名変更	
11月	海上保険を発売	
1952年 12月	自動車保険を発売	
1953年 3月	傷害保険を発売	
9月	大阪証券取引所へ上場	
1955年 12月	自賠責保険を発売	
1959年 3月	月掛火災保険の認可	
1960年 12月	住宅総合保険の認可	
1961年 10月	東京証券取引所へ上場	
1962年 5月	月掛住宅保険、月掛商工保険の認可	
7月	賠償責任保険を発売	
11月	動産総合保険を発売	
1966年 6月	地震保険を発売	
1967年 8月	月掛自動車保険（6回払）の認可	
11月	交通事故傷害保険を発売	
1968年 7月	長期総合保険を発売	
11月	団地保険・月掛団地保険を発売	
1969年 11月	月掛自動車保険（12回払）を発売	
1970年 6月	茨木研修センター・事務センター竣工	
1973年 7月	ファミリー交通傷害保険を発売	
11月	住宅火災保険を発売	
1974年 3月	家庭用自動車保険（対人示談交渉つき）を発売	
1975年 1月	積立ファミリー交通傷害保険を発売	
5月	英国現地法人富士火災（U.K.）社をロンドンに設立	
7月	富士火災損害調査株式会社を設立	
10月	価額協定保険（火災）を発売	
1976年 1月	自家用自動車保険（PAP）を発売	
1981年 10月	米国現地法人富士火災アメリカ社をシカゴに設立	
1982年 10月	自家用自動車総合保険（SAP）を発売	

11月 FINESを稼働 12月 家族傷害保険を発売 1983年 7月 パッケージ・ポリシーを発売 (58年) 1985年 7月 FINESⅢを稼働 (60年) 1986年 4月 医療費用保険を発売 (61年) 11月 積立家族、積立普通傷害保険を発売 1987年 2月 ファミリースポーツ総合保険を発売 (62年) 7月 新営業オンライン稼働 平成 1989年 3月 夜間休日事故受付フリーダイヤルサービスの開始 (元年) 3月 富士火災アメリカ社をアメリカン富士に社名変更 10月 介護費用保険を発売 1990年 1月 富士火災(U.K.)社を富士インターナショナル社に社名変更 (2年) 4月 「けんこうくらぶ」サービスを開始 4月 「国際花と緑の博覧会」へ出展 6月 緊急帰国費用保険を発売 9月 商店会総合保険を発売 1991年 4月 東京本社を設け、大阪・東京2本社制へ (3年) 1992年 5月 多摩研修センター・防災トレーニングセンターを開設 (4年) 11月 年金払積立傷害保険を発売 1993年 7月 創立75周年記念事業を展開 (5年) 1995年 5月 富士火災物流センターを完成 (7年) 1996年 8月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)を設立 (8年) 10月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)の営業開始 1997年12月 富士火災サポートセンター(現お客さまセンター)を設立 (9年) 1998年 2月 新損害調査システムの全面稼働 (10年) 5月 創立80周年記念商品「ハッピーサポーター」を発売 1999年 4月 「月掛生活総合保険」を発売 (11年) 2000年 4月 「たすCarる」を発売 (12年) 5月 傷害総合保険「未来スケッチ」を発売	7月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社)と包括的業務提携 12月 「経営安心部長」を発売 2001年 6月 「ライフパートナーα(アルファ)」を発売 (13年) 8月 第三分野解禁第一弾商品「医療保険」を発売 2002年 2月 オリックス、AIGグループによる資本参加の基本合意 (14年) 5月 オンライン事故報告システムサービスの稼働 6月 「未来住まいる」を発売 10月 「事業総合保険」を発売 11月 「FAP」を発売 2003年 7月 「PA(プロフェッショナルアドバイザー)社員制度」を創設 (15年) 7月 「マンション管理安心保険」を発売 12月 「富士火災損害サービスパッケージ」を開始 2004年 1月 「みんなの健保(医療費用担保特約)」を発売 (16年) 3月 「工事王」を発売 4月 「“新”経営安心部長」を発売 4月 「FAI」「FAP_{NEO}」を発売 10月 「セイフティ24サービスセンター(現 セイフティ24コンタクトセンター)」の運用開始 10月 「e-JIBAI(イージバイ)」の運用開始 2005年 6月 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」を発売 (17年) 2006年 9月 「シニアの救急箱」を発売 (18年) 2007年10月 「富士火災フローラクラブ」のサービス開始 (19年) 10月 音声ガイド付海外旅行保険用オンライン契約サイトのオープン 2008年 2月 「らくトクねっと+Plus」の運用開始 (20年) 6月 創立90周年記念商品「かいけつサポーターズ」を発売 8月 自動車保険「ミューズ」を発売 10月 「海外安否確認」サービス開始 11月 「2008 CRMベストプラクティス賞」を受賞 12月 次世代認定マーク「くるみん」を取得	2009年 2月 「未来住まいるWEBシステム」の運用開始 (21年) 11月 「MVP」を発売 2010年12月 「みんなの健保2」を発売 (22年) 2011年 7月 東証・大証への上場廃止 (23年) 8月 AIGグループの完全子会社化。同時に監査役会設置会社へ移行 2012年 3月 「みんなの労災ガード」を発売 (24年) 10月 富士損害サービス社を統合 12月 「持病のある方も入りやすいみんなの健保3」を発売 2013年 3月 アメリカン富士社、富士インターナショナル社を売却 (25年) 4月 AIGジャパン・ホールディングスの完全子会社化 4月 富士生命保険株式会社をAIG富士生命保険株式会社に社名変更 4月 富士火災インシュアランスサービスとチャーティス・コーポレート・ソリューションズが合併し、AIG富士インシュアランスサービス株式会社を設立 7月 関係当局の認可等を前提に2015年下半年以降のAIU社との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表 7月 iPadを活用した契約募集ツール「富士モバイル」運用開始 8月 「LOGI-ACE(ロジ・エース)」発売 2014年 2月 沖縄コンタクトセンター開設 (26年) 5月 長崎ビジネスセンター開設 7月 富山コンタクトセンター開設 2015年11月 大阪書類受付センター開設 (27年) 2016年 4月 東京書類受付センター開設 (28年) 8月 大阪の各オフィスをグランフロント大阪とパシフィックマークス江坂に集約 10月 本店所在地を東京へ変更 2017年 2月 関係当局の認可等を前提にAIU社との合併日を2018年1月1日とすることを発表 (29年) 4月 合併前の一体化運営を開始 4月 AIG富士生命保険株式をFWDへ譲渡
--	---	--

2.組織

(1) 本社機構、営業・損害サービス機構 (2017年7月1日現在)



(2) 国内ネットワーク (2017年7月1日現在)

日本全国の主要都市に営業店舗や事故相談センターを配置し、地域に密着したきめ細やかな対応ができるよう努めています。

さらに、日中はもちろん平日の時間外や休日にも保険に関するお問い合わせをフリーダイヤルでお受けする「お客さまセンター」や万一の事故のときのために24時間365日体制の「セイフティ24コンタクトセンター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合計

営業店舗(部・支店・センター)	167
事故相談センター(サービスセンター・オフィス・カスタマーセンター・事故受付センター)	189



(3) 海外ネットワーク (2017年7月1日現在)

当社の海外拠点はありますが、AIGグループの世界的なネットワークを通じて、お客さまにサービスを提供できる体制にあります。

3. 役員の状況

(1) 取締役・監査役の状況

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役 会長 (非常勤)	スティーブ・ スネル	1980年 9月 AIG 入社 2012年11月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント(非常勤) (現任) 2014年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 2015年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役副社長(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任)
代表 取締役 社長	よこやま たかよし 横山 隆美	1976年 4月 AIU保険会社 入社 1992年 8月 アメリカンホーム保険会社 日本における代表者 2001年12月 AIU保険会社 日本における代表者 2007年 1月 アメリカンホーム保険会社 日本における代表者 2010年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役社長 2011年 9月 同社 代表取締役社長 2011年10月 同社 代表取締役社長兼CEO(現任) AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)
取締役 (非常勤)	クリスチャン・ サンドリック	1999年 8月 AIG 入社 2010年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 常務執行役員 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2016年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2016年 2月 テックマークジャパン株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任)
取締役 (非常勤)	しゅどう とおる 首藤 透	2002年 2月 AIG株式会社(現AIGテクノロジーズ株式会社) 入社 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 6月 同社 取締役兼代表執行役副社長 2011年 9月 同社 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任)
取締役 (非常勤)	ウェンデル・ デーブ・ ダウリッチ	2013年 6月 AIG 入社 2015年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 アジアパシフィック地域担当 チーフ・フィナンシャル・オフィサー(現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役(現任) 2016年 3月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ロバート・ ノディン	1985年 8月 AIG 入社 2011年 4月 AIU保険会社 日本における代表者兼CEO 2012年 5月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント(非常勤)(現任) AIU保険会社 取締役(非常勤)(現任) 2012年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO(現任) 2014年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤)(現任) 2014年 7月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	ラリック・ホール	2008年 6月 AIG 入社 2012年11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント 2013年 4月 AIG富士インシュアランスサービス株式会社 取締役(非常勤) AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年11月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役副社長(現任) AIU損害保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	まつおか なおみ 松岡 直美	2014年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2014年 6月 同社 取締役専務執行役員 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2015年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤) 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員(現任)
監査役 (常勤)	おさだ くにひこ 長田 國彦	1976年 4月 富士火災海上保険株式会社 入社 2010年 4月 同社 執行役 2011年 9月 同社 監査役(常勤)(現任) 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	は た ゆきよし 羽田 幸善	1970年 6月 AIU保険会社 入社 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	やまおか しゅう 山岡 修	1997年 8月 AIU保険会社 入社 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 監査役(常勤)(現任) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)

(注)山岡修および羽田幸善は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

役員略歴に関する注記

- 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(AIG)、日本におけるAIGのグループ会社のうち保険持株会社と保険会社に加え、AIGアセットマネジメント株式会社、AIG富士インシュアランスサービス株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーベック株式会社、および過去にAIGと資本関係のあった会社(存続会社含む)における略歴に限定して記載しています。
- 本表においては、社名もしくは会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
 - AIU損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社については全てAIU保険会社と記載しています。
 - アメリカンホーム医療・損害保険株式会社について、2014年4月の日本法人化以前の前身会社については全てアメリカンホーム保険会社と記載しています。
 - AIGジャパン・ホールディングス株式会社について、2012年11月の現社名への変更にについても、現社名で記載しています。
 - AIG富士生命保険株式会社について、2013年4月の現社名への変更にについても、現社名で記載しています。

(2) 執行役員の状況

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名	担 当
代表取締役社長兼CEO	よこやま たかよし 横山 隆美	経営全般、内部監査部門
執行役員	あずま まれあつ 東 希篤	個人セグメント保険部門、(自動車保険部長)
執行役員	あらがき よしあき 新垣 嘉章	(首都圏地域事業本部長)
執行役員	いわもと しんいち 岩本 真一	経営企画部門、(経営企画部長)
執行役員	マシュー・ウォーカー	マーケティング部門、(マーケティング部長)

役 名	氏 名	担 当
執行役員	かたやま あつし 片山 敦	(傷害・医療保険部長)
執行役員	かねこ まさゆき 金子 昌之	営業担当
執行役員兼CFO	またざわ みどり 北澤 緑	経理・財務部門
執行役員	くりまる やすゆき 栗丸 安幸	(ディストリビューション特命担当)
執行役員	こはり なるよし 小針 成由	大企業・中堅企業セグメント保険部門
執行役員	さいとう てるお 斎藤 輝夫	法務部門
執行役員	Zhuang Xiao ye 庄 曉暉	(ソリューションデリバリー部長)
執行役員兼CIO	ジョン・スキッパー	システム部門
執行役員	せった まさちか 説田 正親	(関西地域事業本部長)
執行役員	そうやま あきのり 相山 昭典	(マーケティング個人セグメント)
執行役員兼CDO	たかはし ひろのり 高橋 宏典	セールス&ディストリビューション
執行役員兼CRO	ながせ あきら 長瀬 昭	リスク管理統括部門
執行役員	のりお なおと 則生 直人	総務部門
執行役員	ジャイルズ・バーカー	中小企業セグメント保険部門
執行役員	はやしばら ま り こ 林原 麻里子	広報部門、(広報部長)
執行役員	ふくえ よしお 福江 吉郎	マーケット統括部門
執行役員	ふくとみ かずなり 福富 一成	人事部門、(人事部長)
執行役員	まえば としひろ 前場 俊宏	統合担当
執行役員	みぐりや しろう 御厨 志郎	(中小企業保険部長)
執行役員	み づ まさゆき 三須 雅之	コンプライアンス部門
執行役員	ゆ も と ひでとし 湯本 英利	損害サービス・オペレーション部門

4.株主の状況

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
AIGジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20	121,000	100.00
計	－	121,000	100.00

5.会計監査人の状況

PwCあらた有限責任監査法人

6.従業員の状況

(1)従業員数、平均年齢、平均勤続年数

(2017年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
4,131	42.4	17.6

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、使用人兼務取締役、監査役、執行役員、退職者等を含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、営業社員を含んでおりません。また、小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

(2)教育研修制度の特色

当社は社員の人材育成に特に力を入れています。企業を支えるのは人であり、社員はその要として、それぞれの分野でリーダーシップを発揮していきます。

育成においては、当社の経営戦略に沿った人材の育成を行うだけでなく、社員個人のキャリア開発プランの大切さを理解し、それを積極的にサポートしていくことが重要であると考えています。社員の一人ひとりがキャリアを築き、個人と会社がニーズを共有し、社員の真の自律を支援していくことが当社の発展につながるものと考えています。

また、その前提としての人権教育やコンプライアンス教育についても、全社的に取り組みを行っています。

①共通教育プログラム

当社の経営戦略のペクトルに沿った、高いレベルの教育・研修を実施し、将来の当社を支える「人財」を育成しています。

《階層別プログラム》

新入社員を対象とする入社時研修をはじめとして、フォローアップ研修、マネージャー研修など、階層ごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

《テーマ別プログラム》

復職後のワーキングマザーを支援するためのワークショップを実施するなど、テーマごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

《自己啓発支援プログラム》

英語学習においては、ビジネスに実用的なスピーキング、リスニング、ライティングをバランスよく学習できるビジネスイングリッシュコースを実施しています。

また、通信研修やe-ラーニング講座も織り交ぜ、社員に能力開発の機会を提供しています。

その他、公的資格等取得のための支援も積極的に行っています。

《人権教育》

人間が等しく保有している基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい理解と認識を深め、人間尊重の社風を構築するため、人権教育を全社的に実施しています。

《コンプライアンス教育》

社員が法令や社内規程、企業倫理等を遵守するために必要な事項について、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。また、e-ラーニング等により、研修内容の理解度向上を図っています。

②専門教育プログラム

営業部門・損害サービス部門については、教育研修部門が実践的な教育研修を企画・実施しています。また、その他の部門についても各種研修を実施し、スペシャリストの育成を行っています。

1.プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)(全文)

当社は、業務上お取引させていただく皆様の個人情報及び個人番号を保護することをお約束いたします。個人情報及び個人番号の保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」その他の関連法令等を遵守して、個人情報及び個人番号を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報及び個人番号を取得します。

本プライバシーポリシーは、富士火災のウェブサイト(以下「当社ウェブサイト」といいます。)及びその他の方法(例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等)により取得した個人情報及び個人番号を当社がどのように取り扱うかを記載したものです。

※特定個人情報以外の個人情報の取扱いについては、下記「I. 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

※特定個人情報の取扱いについては、下記「II. 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

I. 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報及び匿名加工情報の利用に関するご質問については以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞

富士火災海上保険株式会社

お客さまの声室

フリーダイヤル 0120-246-145

平日:午前9時～午後7時(年末年始を除きます)

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電 話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時、土日祝祭日及び年末年始を除く)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp>)

2. 当社が取得する個人情報

皆様と当社との関係(例えば、記名被保険者、追加被保険者・保険金請求者、証人、代行者・指定代理人であるか)に応じて、皆様に関して当社が取得する個人情報には以下のものが含まれます。

・次の一般的な個人情報

皆様の氏名、住所及び電話番号、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日その他の各種保険契約及び商品・サービス提供のお引受、ご継続・維持管理に関して必要な情報

・財務情報及び口座詳細

クレジットカード情報、銀行口座番号及び口座詳細

適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。

・病状及び健康状態

保険契約の締結・維持管理のため、現在及び過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障害に関する情報、医療措置、個人的な習慣

(例えば、喫煙・飲酒)、処方箋に関する情報及び病歴等

・ マネーロンダリング調査のための情報

この目的で、例えば、保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者とのご請求に関する情報等を取得します。

・ 商品及びサービスをご提供するための情報

保険の目的物の所在地及び特定(例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標)、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴または損害歴、ならびに加入している他の保険。その他ご契約を希望される保険のお引受けや保険金・給付金等のお支払いに必要な情報(カメラ画像等を含みます)

・ 各種市場調査やアンケートにご協力いただいた場合の皆様の回答内容

皆様から当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーンもしくは商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合がございます。

3. 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は取得した個人情報を次の目的のために利用します。

(1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理及び保険金・給付金等のお支払い。例えば次のようなことを行います。

- ・ ご本人確認
- ・ 当社の保険業務の一環としてのご本人その他の方々との連絡
- ・ 当社の保険約款、当社ウェブサイトその他経営情報の変更に係る重要な情報の皆様への送付
- ・ 保険契約をお引受けするか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、及び請求に関する紛争の管理等
- ・ 皆様の保険金・給付金等の請求権の確認、及び保険料その他のお支払の事務手続き

(2) 日本におけるAIGグループ会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理。例えば次のようなことを行います。

- ・ 皆様の嗜好に基づくマーケティング情報(第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに関する情報を含みます。)
- ・ 皆様それぞれに合わせた情報及び広告の提示による、本ウェブサイト上の画面表示変更
- ・ 保険・支援サービスのご提供

(3) 当社業務に関する情報提供及び運営管理、商品・サービスの充実。例えば次のようなことを行います。

- ・ 当社お問い合わせ窓口宛の電話の録音やモニタリングによる、品質やセキュリティの向上及びトレーニングの実施
- ・ 満足度調査を含む各種市場調査及び分析の実施
- ・ 当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の遵守(監査・財務・経理、請求・集金、ITシステム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます。)
- ・ 及び記録・文書・印刷の管理
- ・ 苦情の解決及びデータのアクセスや訂正に関するご請求の取扱い

(4) 保険に関連・付随する業務の実施。例えば次のようなことを行います。

- ・ 他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- ・ 詐欺・マネーロンダリングを含む犯罪の防止、摘発及び調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理
- ・ (皆様の居住国外の法令を含む)適用ある法令・規制(マネーロンダリングやテロの禁止に関する法令・規制等。)
- ・ に基づく義務の遵守、法的手続の遵守及び(皆様の居住国外の公共機関・政府機関を含む)公共機関・政府機関からの要請への対応

(5) 当社が有する債権の回収

(6) (外国にある事業者を含む事業者との間の)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求

(7) お客さまとのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

(8) その他上記に付随する業務

4. 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得

(1) 当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- ・ ご本人が同意されている場合
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外注(これには当社代理店や外国にある事業者を含む情報ベンダーが含まれます)へ委託する場合
- ・ 再保険(再々保険以降の出再を含みます)の手続をする場合(外国にある事業者との間の手続きを含む)
- ・ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ・ その他法令等に根拠がある場合

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

(1) 損害保険業界

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。
また、自賠責保険における適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 代理店等情報確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(3) 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp>)をご覧ください。

(4) 日本におけるAIGグループ会社

当社は、日本におけるAIGグループ会社との間で、個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況及び保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

- (a) グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供
- (b) ご契約の維持管理
- (c) 商品・サービスの充実
- (d) その他各社の事業に関連・付帯する業務

[共同利用する者の範囲]

日本におけるAIGグループ会社

*詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

[共同利用する個人データの管理責任者]

富士火災海上保険株式会社

(5) AIGグループ会社

AIGグループでは、AIGグループの経営管理・内部統制を目的として、個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況及び保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

AIGグループの適正な経営管理、コンプライアンス・リスク管理、内部監査等の内部統制、その他の内部管理

[共同利用する者の範囲]

AIG, Inc. および同社の公開財務諸表に記載された連結対象子会社*

(*連結子会社:米国証券取引委員会のウェブサイトから入手できるForm 10-Kの付属書類21

(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/5272/000000527217000017/Exh21.htm>) をご覧ください)

[共同利用する個人データの管理責任者]

富士火災海上保険株式会社

[AIGグループについて]

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客様の資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。AIGグループにおける主要事業は、コマーシャル・インシュアランスおよびコンシューマー・インシュアランス、ならびにその他の事業で構成されます。コマーシャル・インシュアランスは、企業賠償・経営保険、企業財物・スペシャリティ保険の2事業部門、コンシューマー・インシュアランスは、個人向け退職給付、団体向け退職給付、生命保険、個人向け損害保険の4事業部門により構成されています。持株会社 AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。詳細は、ウェブサイトwww.AIG.comをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. セキュリティ

当社は、ご本人の個人データを正確、最新のものにしよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシー及びデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

100%安全であると保証できるインターネット上のデータ送信システムやデータ記憶システムはあり得ません。当社とのやりとりが安全でないと考えられる理由がある場合（皆様から当社に提供した可能性のある個人情報の安全性が損なわれていると考えられる場合等）は、直ちにお知らせください。（上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」の項をご覧ください。）

9. その他の重要な情報

- ・当社が取り扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、本プライバシーポリシーに記載された目的を実施するため必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、本プライバシーポリシーに概要を記載した目的を達成するため必要な期間、個人情報を保持します。
- ・当社が業務委託契約に基づき業務受託者に個人データを提供する場合は、かかる業務受託者を慎重に選定するものとし、また、選定された業務受託者においては個人データの秘密及び安全を保護するため適切な措置を講じなければならないものとします。当社に代わり個人データを取り扱う業務受託者は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応いたします。
- ・当社業務のグローバルな性格上、上記の目的のため、外国に個人情報を送る場合があります。例えば、皆様が海外にいらっしゃる際に、海外旅行保険に関する請求の処理及び緊急医療サポート業務を行うため、個人情報を送ることがあります。また、当社のグルー

プ会社、業務受託者及び政府・公共機関に対し、国境を越えて情報を送る場合もあります。

- ・当社は、外国（個人の権利利益を保護するうえで我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除きます。）にある第三者（個人データの取扱いにつき個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する態勢を整備している者を除きます。）に個人データを提供する場合には、個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合を除き、ご本人からこれを認める同意又はこのプライバシーポリシーの関連する条項に従ってこれを提供することを認める同意を取得します。このプライバシーポリシーで想定している当社による外国にある事業者への個人データの提供には、以下のものがあります。
 - ・ 外国にある再保険会社に対する出再に際して個人データが提供される場合
 - ・ 外国にある委託先に対する業務委託に際して個人データが提供される場合
 - ・ 外国にあるAIGグループ各社と個人データを共同利用する場合
- ・ 損害調査など、個人を特定する目的以外の目的でカメラ画像を利用する場合、当社は、関連するガイドライン等に従い、適切にデータを取扱います。

10. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。

なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」へご連絡ください。適切に対処いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載・公表いたします。

11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。利用目的の通知請求及び開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

これらの具体的な請求手続きについては、上記1.のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

12. 当社ウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

- ・ ブラウザ情報
- ・ クッキー（cookie）、ピクセルタグ（pixel tag）等を通じて取得される情報
- ・ 皆様から提供を受ける人口学的情報等
- ・ 総計情報

当社が取得するその他の情報

当社及び第三者たる当社の業務受託者は、次の方法を含む様々な方法により、その他の情報を取得する場合があります。

(1) インターネットブラウザによる方法

IPアドレス（皆様のコンピュータのインターネット上のアドレス）、ディスプレイ解像度、オペレーティングシステムの種類（ウィンドウズかマックかの別）・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時及び閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社ウェブサイトの利用度の算出、サーバー・トラブル診断の支援及び当社ウェブサイトの管理等のために利用します。

(2) クッキーの利用

クッキーとは、皆様が利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、皆様のコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社ウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を掲示し、皆様が当社ウェブサイトを閲覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社ウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。クッキーには、お客さまの連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

さらに、当社は、クッキーの利用により、皆様が最も関心を寄せられるような広告・ご提案を行うこともできます。また、クッキーを利用して当社の広告に対する皆様のレスポンスを追跡したり、クッキー等のファイルを利用して皆様の他のウェブサイトのご利用状況を追跡することもできます。

なお、皆様のコンピュータのブラウザの設定を調整することで、当社が利用する他のクッキー受信を拒否することができます。但し、これらのクッキーを受信されない場合、当社ウェブサイトや一部のインターネット商品を利用する際にご不便が生じる場合が

あります。

(3) ピクセルタグ、Webバグ、クリアGIF等の利用

これらは、当社ウェブサイトの一部及びHTML形式の電子メールに関連して、特に、当社ウェブサイトの利用者及び電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断及び当社ウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。

当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトが皆様にどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るため、クッキーとWebバグを使用するものです。

(4) 皆様からのご提供によるもの

一部の情報(皆様の位置情報や希望される連絡方法等)は、これが皆様から任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはございません。

(5) 情報の総計によるもの

当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります(例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります)。

電話の録音

当社は、皆様とコールセンター等との間の電話の内容を録音いたします。

13. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

Ⅱ. 特定個人情報の取扱いについて

1. 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

2. 特定個人情報の取扱い、利用の範囲(利用目的)

当社では、取得したお客さまの特定個人情報を、法令で限定された利用範囲内でかつ、当社において定める以下の利用目的の範囲内でのみ取扱いします。当社は、当該範囲を超えて、特定個人情報を取得または利用せず、また、法令で認められた場合を除き第三者提供を行いません。

(1) 利用目的

当社は、取得した特定個人情報を、法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う目的のために利用します。

- (a) 保険取引に関する支払調書等の作成事務
- (b) 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務

(2) 例外

当社は、法令に基づき、次の場合にも特定個人情報の利用を行うことがあります。

- (a) 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- (b) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、特定個人情報の取扱いの全部または一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号及び特定個人情報の安全管理のため、取扱規程及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、慎重な取扱いを行い、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. その他事項

その他、特定個人情報の取扱いについては、上記「1.」から「4.」に加え、上記「I. 10.」及び「I. 11.」を準用します。

6. 特定個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による特定個人情報の取扱いに関するご質問については以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

富士火災海上保険株式会社

お客さまの声室

フリーダイヤル 0120-246-145

平日:午前9時～午後7時(年末年始を除きます)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470(受付時間:午前9時～午後5時、土日祝祭日及び年末年始を除く)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp>)

Ⅲ. プライバシーポリシーにかかるその他の事項

1. 第三者のウェブサイト

本プライバシーポリシーは、当社ウェブサイトへリンクが張られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでもなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社ウェブサイトへリンクが張られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

2. プライバシーポリシーの変更

当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務及び法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社ウェブサイトに掲載いたします。

最終改定日を確認するため、本プライバシーポリシーの「最終更新日」をご覧ください。

最終更新日:2017年5月30日

2.利益相反管理基本方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGの金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 特定方法・管理方法・管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

3.コンプライアンス基本方針

1. 目 的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンスの推進に取り組みます。

3. コンプライアンス実現のための基本原則

(1) 法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- ・日本および米国の法令等を厳格に遵守するとともに各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- ・具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

(2) 透明性の高い経営

- ・経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- ・適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監査・検査に対して十分に協力します。

(3) 公正な事業活動

- ・取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- ・業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- ・公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- ・著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- ・当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

(4) お客さまの利便の向上と保護

- ・お客さまが安心して選択できる商品・サービスを適正に提供するように努めます。
- ・お客さまが保険加入の判断を行う際に参考となるべき情報を提供し、理解しやすい適切な方法で説明します。また、お客さまのご意向を把握し、意向に沿った提案と説明を行うことに努めます。さらに、お客さまのご意向と合致しているか、お客さまと確認することに努めます。
- ・お客さまからいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、商品・サービスや業務の品質向上に努めます。
- ・個人情報および企業情報を適切に管理します。

(5) あらゆる関係者の人権の尊重

- ・お客さま・取引関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- ・いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- ・安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

(6) 企業市民として社会との良好な関係の維持

- ・業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- ・環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- ・自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守するとともに、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせてマネー・ローディングを防止します。

以上
2015年4月1日改定

4.反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係(提携して融資取引を実施する場合を含む。)も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、社員、役員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

2012年12月13日制定

2014年7月1日改定

富士火災海上保険株式会社

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、AIGJH及び当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行っています。また、当社はAIGJHとの間に経営管理契約を締結し、重要な方針、規程、計画の策定等、AIGJHグループ経営上の重要事項の決定にあたってはAIGJHの事前承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談及び報告をAIGJHに対して行っています。
- ・経営ガバナンスの強化については、代表取締役社長及びその他の執行役員が業務の執行を担い、AIGJHのメンバーが取締役（非常勤）としてその監督にあたることで、監督と執行を分離する体制による運営を行っています。
- ・当社は、「富士火災グループ関連会社管理規程」に定められている、関連会社に対する経営管理事項に従い、当社子会社から当年度の経営計画や組織変更等に関する事前協議のほか、経営計画進捗状況等の報告を受けています。

2. 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、AIGJHグループ共通の「コンプライアンス基本方針」等に基づき、すべての役職員が高い倫理観をもってコンプライアンスの推進に取り組む体制を整備しています。
- ・当社のコンプライアンス推進体制は、代表取締役社長兼CEOをコンプライアンス最高責任者、内部統制担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部が全社的なコンプライアンス実務を統括しています。コンプライアンス統括部はコンプライアンス体制の維持・確立のための具体的な活動計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、半期ごとに検証を行って進捗状況を確認し、経営会議等に報告するとともに、経営管理契約に基づきAIGJHにも報告をしています。
- ・当社は、「保険金支払管理基本規程」等に基づき、顧客への迅速かつ適切な保険金等支払いを実現しています。また、不適切な支払処理事案の分析等によって業務改善を図っています。
- ・当社は、契約管理に係る諸規程・事務マニュアルを整備するとともに「コンプライアンス・プログラム」による諸施策の実施、モニタリング等を通しての営業店監督指導など、契約管理が迅速かつ適切に行われるよう取り組んでいます。
- ・当社は、ホットライン制度を導入し、社内・AIGJH・社外の報告ルートを定めるとともに、コンプライアンス統括部はホットライン制度について研修等を通じ、適時啓発を実施しています。
- ・当社は、「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言・方針）」、「個人情報保護管理基本規程」等を策定し、個人情報及び特定個人情報の保護、情報の適切な安全管理について必要かつ適切な措置を講じるよう努めることを定めるとともに、顧客情報の適切な取り扱いに関する取り組みとして、研修等を通じて役職員等を啓発しています。また、改正個人情報保護法へ対応するために、規程類の見直しや研修等を実施しています。
- ・情報資産の保護については、全社統一的な視点でセキュリティ管理を推進する専門部署を設置し、各種情報セキュリティ規程を制定するとともに、全役職員への教育や、運用管理体制のチェックなどの取り組みを実施しています。
- ・当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、反社会的勢力への具体的な対応について定め、反社会的勢力への対応に際しては役職員及び代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対処することとしています。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査基本方針」等に基づき、被監査部門に対して十分な牽制機能を発揮するための独立性を確保しています。また、AIGJHグループとして監査の品質、実効性及び効率性を確保する観点から、当社の独立性を確保しつつ、AIGJHに当社の監査を業務委託し、AIGJHグループ内の監査リソースやノウハウ等の共有が可能となる体制を整備しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は「リスク管理基本方針」及び「リスクアペタイト方針」等に基づき、統合リスク管理に必要な事項を定め、管理しています。また、リスクとソルベンシーの自己評価を実施し、ORSA (Own Risk and Solvency Assessment) レポートを作成しています。
- ・当社は、統合リスクを定量的に把握し、実質的な自己資本との比較、検証を行い、その結果を「ERM委員会」へ報告しています。
- ・事業継続管理業務については、年度ごとに「BCMプログラム」を策定し、計画や訓練などの項目を実施しています。
- ・当社は、「富士火災グループ関連会社管理規程」等に基づき、当社子会社からリスク管理関係資料、投融資ALM委員会への参加等を通してそのリスク管理の状況を確認、継続的にモニタリングしています。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、AIGJHグループの経営戦略に則り経営計画を策定するとともに、毎月の経営会議及び取締役会において進捗状況を確認しています。経営計画は、進捗状況や内外環境等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜更新しています。
- ・当社は、各種社内規程に基づいて、意思決定及び業務遂行のルールを明確化することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行わ

れる体制を整備しています。また、取締役会の委任に基づき迅速な意思決定を行うこと、取締役会の承認を要する重要事項の事前審議を行うことなどを目的として、執行役員を中心に構成される経営会議を設置しています。

- ・当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、システム企画・開発・運用に関する事項の決議、協議、審議・報告を行うシステム委員会を開催し、当社のシステムリスクについて、経営陣と共有し、議論しています。
- ・当社は、「富士火災グループ関連会社管理規程」等に基づき、当社子会社に対する経営管理事項を定め、子会社の経営計画策定にあたっては、事前協議を実施し、当社及びグループ全体の経営の基本戦略・方向性との整合性を図っています。

5. 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社では、取締役会や委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等について、適切に作成、保管、管理を行っています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役の職務を補助する能力と専門性を有する監査役補助者を2名配置し、その実効性を確保しています。また、当該使用人の人事異動ならびに人事評価について常勤監査役の同意を得ること等により、業務遂行に係る不当な制約を排除しています。

7. 監査役への報告に関する体制

- ・当社は、監査役が監査業務を適切に遂行するために、「監査役・監査役会への報告事項に関する規程」等に基づき、法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について適時・適切に報告しています。
- ・監査役は、取締役会を含む重要な委員会等に出席しており、それらの会議において、法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けるとともに、必要があれば意見を述べています。
- ・当社は、監査役が取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等及び使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる体制を整備するとともに、監査役は必要に応じてそれらを閲覧しています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、必要性を速やかに確認のうえ、当社が負担しています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役等、使用人及び内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査への協力に努めています。
- ・当社代表取締役等は、監査役と定期的に重要課題について意見交換を行っています。また、当社監査役は、会計監査人とも定期的な意見交換などを行い、十分に連携しています。
- ・当社監査役は、監査役監査計画に基づき当社子会社の取締役及び監査役等との意思疎通を図り、情報の交換を実施しています。

(注)当社は、AIUとの前倒し統合(一体化運営)に向け、2017年4月1日付で「内部統制基本方針」の組織変更に関わる改定を、2017年3月22日の取締役会で決議しました。

6. 損害保険用語の解説

か 行

【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

【クーリングオフ】

保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合、保険期間が1年を超える契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内に保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となる場合があります。

【契約者貸付】

積立保険(貯蓄型保険)を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】

契約当事者(保険契約者または保険会社)の一方の意思により、保険契約の効力を消滅させることをいいます。

【契約のしおり】

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえば保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を正確に申し出る義務をいいます。

さ 行

【再調達価額】

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価(額)】

再調達価額から、使用による消耗分を控除して算出した金額です。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】

地震保険契約について、所得税法上および地方税法上、支払保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【示談】

損害賠償の解決方法のひとつで、裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことです。

【質権設定】

火災保険などで、保険契約の対象となっている物件が罹災(りさい)した時の保険金請求権を、被保険者が他人に質入れすることをいいます。

【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

【支払準備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【正味収入保険料】

保険契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)から積立保険料相当分を控除し、再保険料(受再保険料および出再保険料)を加減した保険料です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなど、保険契約上の債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。

【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいいます）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

【損害てん補】

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

【損害保険大学課程】

損害保険大学課程は、損保一般試験に合格した損害保険募集人に、損害保険の募集に関する知識、業務のさらなるステップアップを図っていただくために一般財団法人日本損害保険協会により創設された制度です。

【損害保険募集人一般試験】

損害保険募集人が、保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる知識を習得し、募集品質の確保・向上を図ることを目的として実施する試験制度です。試験には「基礎単位」と「商品単位」があります。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た 行

【大数（たいすう）の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】

保険金額（ご契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかにその事実を保険会社に対して連絡しなければならない義務のことです。

【積立勘定】

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区別して運用する仕組みのことをいいます。

【積立保険】

損害保険において契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に一定の満期返れい金が支払われる貯蓄型の保険をいいます。また積立保険料の運用が予定利回りを超えたときは、満期返れい金に加算されて契約者配当金が支払われます。

は 行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】

損害が発生したとき、保険金額（ご契約金額）が保険価額を下回っている一部保険の場合に、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

【分損】

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険期間】

保険のご契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわちご契約金額のことです。

【保険契約者】

保険会社に保険契約を申し込み、保険料を支払う人をいいます。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険を契約する際に保険を契約される方が保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者のお申し込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険の対象】

保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠償保険等に係る法人税相当額等です。

【保険約款（やっかん）】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特別条項）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1パーミル」と表現されることがあります。

ま 行

【マリン・ノンマリン】

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

【満期返れい金】

積立保険（貯蓄型保険）で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額はあらかじめ定められています。

【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金の支払いの義務を負いますが、特定のことがらが生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故などです。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。

【免責条項】

保険約款において、保険金が支払われない場合について定めてありますが、これを免責条項といいます。例えば、保険契約者や被保険者の故意、戦争危険がこれにあたります。

【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

VII. 店舗所在地一覧

1. 国内営業体制

※店頭受付を取り扱わない店舗です。

(2017年7月1日現在)

富士火災お客さまセンター

自動車保険専用窓口

☎ 0120-228-303

平 日 : 午前9:00~午後6:00 火災・傷害・医療など自動車保険以外の窓口

☎ 0120-228-386

土・日・祝: 午前9:00~午後5:00

(携帯電話・PHSからもご利用になれます。)

北海道・東北地域事業本部

北海道・東北 業務統括部	開発営業課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	北海道東北代理店センター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2519
	札幌リアルターセンター	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1760
	仙台リアルターセンター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2516
北海道エリア 統括部	札幌営業支店営業第一課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1096
	札幌営業支店営業第二課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1096
	札幌営業支店営業第三課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1096
	札幌営業支店営業第四課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1096
	北見支店	090-0024	北海道北見市北4条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-7417
	旭川支店	070-0034	北海道旭川市4条通12-左-10号(富士火災旭川ビル)	0166-26-0201
	釧路支店	085-0015	北海道釧路市北大通6-2(北洋日生ビル)	0154-23-9365
	滝川支店	073-0031	北海道滝川市栄町2-5-1(富士火災滝川ビル)	0125-24-6235
	帯広支店	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1151
	苫小牧支店	053-0022	北海道苫小牧市表町5-10-7(セントラル駅前ビル)	0144-33-5906
	恵庭支店	061-1414	北海道恵庭市漁町29-1(富士火災恵庭ビル)	0123-33-5336
	函館支店	040-0011	北海道函館市本町6-10(五稜郭ビル)	0138-55-5848
東北エリア 統括部	青森支店	030-0861	青森県青森市長島2-10-5(富士火災青森ビル)	017-777-3531
	八戸支店	031-0081	青森県八戸市柏崎1-10-16(富士火災八戸ビル)	0178-24-1271
	弘前支店	036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-34-0603
	盛岡支店	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0584
	三陸支店	027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22(朝日生命宮古ビル)	0193-62-1618
	一関支店	021-0024	岩手県一関市幸町1-24(幸和ビル)	0191-23-9411
	古川支店	989-6162	宮城県大崎市古川駅前大通1-3-8(遠藤ビル)	0229-24-1631
	石巻支店	986-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1408
	秋田支店	010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル)	018-801-2010
	横手支店	013-0046	秋田県横手市神明町1-2(あたごビル)	0182-33-2501
	山形支店	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-622-4322
	米沢支店	992-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6321
	庄内支店	998-0853	山形県酒田市みずほ2-8-2	0234-26-0622
	郡山支店	963-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	024-933-6211
	いわき支店	970-8026	福島県いわき市平小太郎町1-6(いわきセンタービル)	0246-23-3145
	福島支店	960-8031	福島県福島市栄町6-6(ユニックスビル)	024-523-3111
	会津支店	965-0041	福島県会津若松市駅前町8-1(桑原ビル)	0242-22-1420
	仙台営業支店営業第一課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-9470
	仙台営業支店営業第二課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	仙台営業支店営業第三課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2530
	仙台営業支店営業第四課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2530

関信越地域事業本部

関信越 業務統括部	開発営業課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-5801
	関信越代理店センター	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-644-6120
北関東エリア 統括部	古河支店	306-0013	茨城県古河市東本町1-3-12	0280-31-8661
	茨城南支店	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-821-0799
	那須支店	329-2754	栃木県那須塩原市西大和1-8(そすいスクエアAQUAS)	0287-36-9480
	小山支店	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-25-3511

北関東エリア 統括部	茨城営業支店営業第一課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	茨城営業支店営業第二課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	宇都宮営業支店営業第一課	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-633-5230
	宇都宮営業支店営業第二課	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-633-5230
埼玉エリア 統括部	川越支店	350-1124	埼玉県川越市新宿町3-3-2(ダイゴビル新宿)	049-244-6100
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-48-1(大栄日生熊谷ビル)	048-522-2932
	越谷支店	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-16-13(日生越谷ビル)	048-987-2731
	川口支店	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-4403
	さいたま営業支店営業第一課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第二課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第三課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第四課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
上信越エリア 統括部	高崎支店	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4122
	前橋支店	371-0805	群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル)	027-224-1401
	桐生支店	376-0023	群馬県桐生市錦町3-7-14(富士火災桐生ビル)	0277-46-3421
	新潟支店	951-8068	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル)	025-368-8030
	長岡支店	940-0088	新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)	0258-33-9009
	上越支店	943-0804	新潟県上越市新光町1-8-8	025-524-5464
	長野支店	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4110
	飯田支店	395-0051	長野県飯田市高羽町6-1-9	0265-23-1579
	松本支店	390-0814	長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル)	0263-32-7991
首都圏地域事業本部				
首都圏 業務統括部	開発営業課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	首都圏第一代理店センター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2490*
	首都圏第二代理店センター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2690*
	東京第一リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2840*
	東京第二リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2850*
	東京第三リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2866*
東京第一エリア 統括部	東京第一プロチャネル営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第一プロチャネル営業部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第二プロチャネル営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第二プロチャネル営業部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	東京第三プロチャネル営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	東京第三プロチャネル営業部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	東京第四プロチャネル営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	東京第四プロチャネル営業部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
	東京第五プロチャネル営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7042
東京第二エリア 統括部	足立支店	121-0064	東京都足立区保木間2-1-1(富士火災足立ビル)	03-3884-2201
	立川支店	190-0012	東京都立川市曙町2-22-20(立川センタービル)	042-526-6005
	山梨支店	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-228-6311
	東京中央営業支店営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第三課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第四課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京キャリアエージェント営業部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-3343-2322
	東京キャリアエージェント営業部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-3343-2322
東京法人営業 統括部	企業営業開発課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
	東京法人営業第一部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
	東京法人営業第一部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
	東京法人営業第一部営業第三課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
	東京法人営業第二部営業第一課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7031
	東京法人営業第二部営業第二課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7032

東京法人営業 統括部	東京法人営業第二部営業第三課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7032
	東京法人営業第二部営業第四課	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
神奈川エリア 統括部	横浜中央支店	232-0014	神奈川県横浜市南区古野町2-5(富士火災横浜中央ビル)	045-251-5626
	相模原支店	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-2321
	平塚支店	254-0035	神奈川県平塚市宮の前1-7(平塚宮の前ビル)	0463-23-1331
	横浜フチャネル営業部営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-474-4922
	横浜フチャネル営業部営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-474-4922
	横浜フチャネル営業部営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-474-4922
	横浜営業支店営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業支店営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業支店営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
千葉エリア 統括部	東葛支店	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5(浜島ビル)	04-7145-8384
	成田支店	286-0033	千葉県成田市花崎町800-6(丸喜ビル)	0476-23-0750
	木更津支店	292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-13(富士火災木更津ビル)	0438-23-0939
	千葉営業支店営業第一課	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト)	043-382-4020
	千葉営業支店営業第二課	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト)	043-382-4020
	千葉営業支店営業第三課	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト)	043-382-4020
東海・北陸地域事業本部				
東海・北陸 業務統括部	開発営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-6515
	東海・北陸代理店センター	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-5583
	静岡リアルターセンター	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5155
	名古屋リアルターセンター	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-6513
静岡エリア 統括部	浜松支店	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-452-3171
	沼津支店	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第2ビル)	055-962-4392
	静岡営業支店営業第一課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
	静岡営業支店営業第二課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
	静岡営業支店営業第三課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
愛知エリア 統括部	岡崎支店	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8211
	豊田支店	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-13-11(富士火災豊田ビル)	0565-31-3171
	半田支店	475-0903	愛知県半田市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-21-0780
	一宮支店	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング)	0586-24-0501
	豊橋支店	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-5285
	名古屋フチャネル営業部営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3175
	名古屋フチャネル営業部営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3175
	名古屋フチャネル営業部営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3175
	名古屋フチャネル営業部営業第四課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3175
	名古屋営業支店営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	名古屋営業支店営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	名古屋営業支店営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	東海・北陸法人営業部営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3178
	東海・北陸法人営業部営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3178
	東海・北陸法人営業部営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3178
岐阜・三重エリア 統括部	高山支店	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(スギビル)	0577-32-0080
	美濃加茂支店	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-2660
	三重支店	514-0036	三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル)	059-226-3911
	四日市支店	510-0082	三重県四日市市中部10-18(富士火災四日市ビル)	059-351-2581
	岐阜営業支店営業第一課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-9141
	岐阜営業支店営業第二課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-8703
北陸エリア 統括部	富山支店	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(インテックビル)	076-432-6232
	福井支店	910-0023	福井県福井市順化1-21-1(ニッセイ福井ビル)	0776-22-1552
	金沢営業支店営業第一課	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-222-0005
	金沢営業支店営業第二課	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-222-0005

関西地域事業本部

関西業務統括部	開発営業課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3070
	関西第一代理店センター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3050
	関西第二代理店センター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3423
	大阪第一リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3413
	大阪第二リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3416
	大阪第三リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3040
京滋エリア統括部	滋賀支店	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3930
	京都北支店	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-22-1633
	京都営業支店営業第一課	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第二課	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第三課	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第四課	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
大阪第一エリア統括部	大阪プロチャネル営業部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3032
	大阪プロチャネル営業部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3032
	大阪プロチャネル営業部営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3032
	大阪プロチャネル営業部営業第四課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3032
	大阪中央営業支店営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3031
	大阪中央営業支店営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3031
	大阪中央営業支店営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3031
	大阪中央営業支店営業第四課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3031
大阪第二エリア統括部	北大阪支店	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1(阪急千里中央ビル)	06-6835-3644
	京阪支店	570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1882
	阿倍野支店	545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1(あべのベルタビル)	06-6631-3492
	南大阪支店	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)	072-223-6630
	岸和田支店	596-0057	大阪府岸和田市筋海町6-10(第2渡辺ビル)	072-422-3887
	南河内支店	583-0026	大阪府藤井寺市春日丘1-8-5(藤井寺駅前ビル)	072-931-0235
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-3150
	橿原支店	634-0804	奈良県橿原市内膳町1-1-11(U遊タウン)	0744-24-8251
	和歌山支店	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-0226
大阪法人営業統括部	企業営業開発課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3549
	大阪法人営業第一部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3011
	大阪法人営業第一部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3012
	大阪法人営業第一部営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3013
	大阪法人営業第二部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3021
	大阪法人営業第二部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)	06-7223-3022
兵庫エリア統括部	阪神支店	663-8171	兵庫県西宮市甲子園一番町2-3(富士火災阪神ビル)	0798-47-9385
	明石支店	673-0898	兵庫県明石市樽屋町1-29(日工住友生命ビル)	078-912-0035
	但馬丹後支店	668-0031	兵庫県豊岡市大手町8-5(アビックスαビル)	0796-22-2443
	姫路支店	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル)	079-285-4731
	神戸営業支店営業第一課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056
	神戸営業支店営業第二課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056
	神戸営業支店営業第三課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056
	神戸営業支店営業第四課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056

中国・四国地域事業本部

中国・四国業務統括部	開発営業課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3321
	中国・四国代理店センター	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-530-3760
	中国リアルターセンター	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3359
東中国エリア統括部	鳥取支店	680-0846	鳥取県鳥取市扇町7(鳥取フコク生命駅前ビル)	0857-22-4840
	米子支店	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0859-32-6631
	松江支店	690-0006	島根県松江市伊勢宮町519-1(松江大同生命ビル)	0852-26-2241
	倉敷支店	710-0833	岡山県倉敷市西中新田317-1	086-424-2226
	岡山営業支店営業第一課	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-231-1214
	岡山営業支店営業第二課	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-231-1214

中国エリア 統括部	広島北支店	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-26-16	082-814-0440
	福山支店	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1477
	呉支店	737-0046	広島県呉市中通2-1-23(富士火災呉ビル)	0823-21-5151
	周南支店	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2117
	小郡支店	754-0014	山口県山口市小郡高砂町2-7(朝日生命小郡ビル)	083-972-8730
	広島営業支店営業第一課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-5995
	広島営業支店営業第二課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-5995
	広島営業支店営業第三課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3391
	広島営業支店営業第四課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3391
四国エリア 統括部	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-7115
	高松支店	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-851-0196
	丸亀支店	763-0034	香川県丸亀市大手町3-5-18(セントラル丸亀ビル)	0877-23-2751
	松山支店	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-943-6963
	新居浜支店	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町1-2-5(富士火災新居浜ビル)	0897-37-3065
	今治支店	794-0027	愛媛県今治市南大門町1-6-18(富士火災今治ビル)	0898-22-1141
	宇和島支店	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内5-4-5(富士火災宇和島ビル)	0895-22-0467
	高知支店	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-1050
	中村支店	787-0013	高知県四万十市右山天神町4-25	0880-35-6336
九州・沖縄地域事業本部				
九州・沖縄 業務統括部	開発営業課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	九州・沖縄代理店センター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-737-1418
	福岡リアルターセンター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-771-8535
福岡・沖縄エリア 統括部	行橋支店	824-0001	福岡県行橋市行事1-3-3(ジブラルタ生命行橋ビル)	0930-23-9651
	飯塚支店	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウン)	0948-22-1690
	沖縄支店	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-12-12(ニッセイ那覇センタービル)	098-868-3340
	福岡プロチャネル営業部営業第一課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	福岡プロチャネル営業部営業第二課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	福岡プロチャネル営業部営業第三課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	福岡プロチャネル営業部営業第四課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	福岡営業支店営業第一課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0559
	福岡営業支店営業第二課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0559
	福岡営業支店営業第三課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0495
	福岡営業支店営業第四課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0495
	北九州営業支店営業第一課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-9101
	北九州営業支店営業第二課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-5281
	北九州営業支店営業第三課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-5281
	北九州営業支店営業第四課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-9101
	久留米営業支店営業第一課	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-33-0441
	久留米営業支店営業第二課	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-33-0441
中九州・西九州 エリア統括部	佐賀支店	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命ビル)	0952-26-4171
	長崎支店	850-0031	長崎県長崎市桜町5-3(大同生命長崎ビル)	095-826-5274
	佐世保支店	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7341
	島原支店	855-0823	長崎県島原市湊町267(日建ビル)	0957-64-2899
	人吉支店	868-0004	熊本県人吉市九日町16(井上ビル)	0966-22-3868
	大分支店	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-534-1400
	熊本営業支店営業第一課	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1551
	熊本営業支店営業第二課	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1551
南九州エリア 統括部	宮崎支店	880-0806	宮崎県宮崎市広島1-18-7(大同生命宮崎ビル)	0985-24-3412
	都城支店	885-0021	宮崎県都城市平江町13街区15号(富士火災都城ビル)	0986-23-2103
	延岡支店	882-0823	宮崎県延岡市中町2-1-7(ジブラルタ生命延岡ビル)	0982-32-2038
	鹿屋支店	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿2-8-15	0994-44-3103
	鹿児島営業支店営業第一課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6655
	鹿児島営業支店営業第二課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6738

※最新の情報は弊社ホームページでご確認ください。

2. 国内事故処理サービス体制

(2017年7月1日現在)

24時間365日 セイフティ24コンタクトセンター ☎ 0120-220-557(事故受付)

リアルタイムに対応するサービスネットワーク

当社では、万一事故にあわれた場合、ただちに事故対応ができるよう、全国に事故相談センターを設置しています。また、「セイフティ24コンタクトセンター」により24時間事故受付体制を整備しています。(SC=サービスセンター)

北海道・東北損害サービス部

北海道第一SC	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-5361
北海道第二SC(北見オフィス)	090-0024	北海道北見市北四条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-9051
北海道第三SC(函館オフィス)	040-0011	北海道函館市本町6-10(五稜郭ビル)	0138-55-5820
北海道第三SC(帯広オフィス)	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1156
北海道第三SC(旭川オフィス)	070-0034	北海道旭川市四条通12-左10(富士火災旭川ビル)	0166-23-8733
北海道第三SC(釧路オフィス)	085-0015	北海道釧路市北大通6-2(北洋日生ビル)	0154-32-0550
北東北第一SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0853
北東北第一SC(秋田オフィス)	010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル)	018-801-2020
北東北第二SC(弘前オフィス)	036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-39-2241
北東北第二SC(八戸オフィス)	031-0081	青森県八戸市柏崎1-10-16(富士火災八戸ビル)	0178-24-1278
東北第一SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2536
東北第二SC(石巻オフィス)	986-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1409
東北第二SC(山形オフィス)	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-633-7500
東北第二SC(米沢オフィス)	992-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6341
郡山SC	963-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	024-933-6341
郡山SC(いわきオフィス)	970-8026	福島県いわき市平小太郎町1-6(いわきセンタービル)	0246-23-3146

関信越損害サービス部

関東第一SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-641-8421
川口SC	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-9653
群馬第一SC	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4130
茨城SC	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5507
茨城南SC	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-823-2811
宇都宮SC	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-636-0205
小山SC	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-24-3681
長野SC	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4120
新潟SC	951-8068	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214-2(大同生命新潟ビル)	025-368-8040

首都圏損害サービス部

首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6418
首都圏第二SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6419
首都圏第六SC(山梨オフィス)	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-228-6309
神奈川第一SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-5915
相模原SC	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-5841
千葉第一SC	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト)	043-382-4030

東海・北陸損害サービス部

中部第一SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2350
中部第三SC(半田オフィス)	475-0903	愛知県半田市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-23-3751
一宮SC	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング)	0586-24-1051
三重SC	514-0036	三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル)	059-225-5195
岐阜第一SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-262-8141
岐阜第二SC(美濃加茂オフィス)	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-1105
岐阜第二SC(高山オフィス)	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(杉ビル)	0577-32-8180
岡崎SC	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8214
豊橋SC	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-6947
静岡第一SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5142

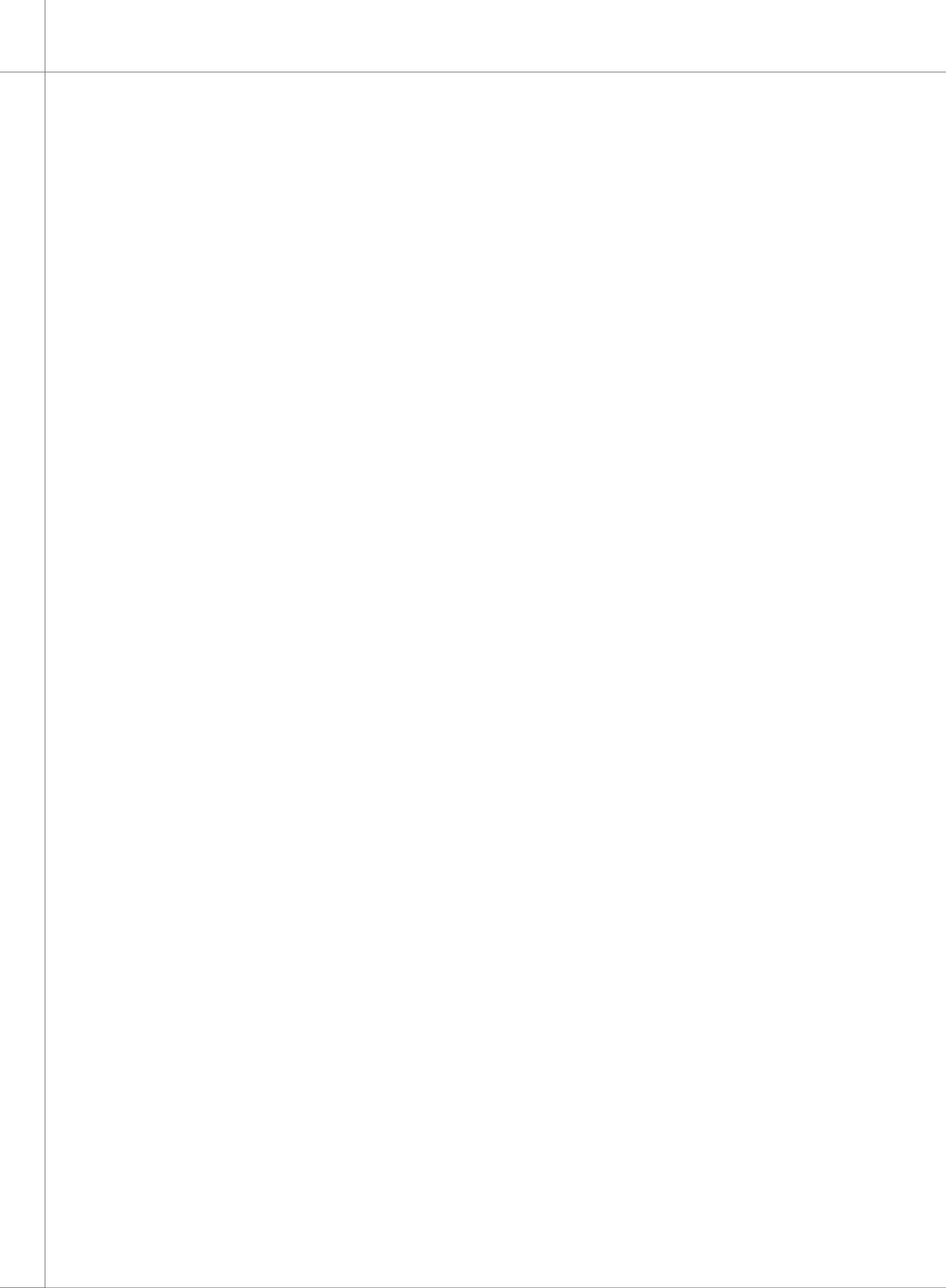
静岡第二SC(沼津オフィス)	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第二ビル)	055-962-7161
浜松SC	430-0928	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-452-3197
北陸第一SC	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-232-3071
北陸第二SC(福井オフィス)	910-0023	福井県福井市順化1-21-1(ニッセイ福井ビル)	0776-22-5022
北陸第二SC(富山オフィス)	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(インテックビル)	076-432-6280
関西第一損害サービス部			
大阪第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4010
大阪第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4020
京阪SC	570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1892
北大阪SC	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1(阪急千里中央ビル)	06-6835-3591
南大阪第一SC	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)	072-221-9344
南大阪第二SC(和歌山オフィス)	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-8370
自賠責SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4030
関西第二損害サービス部			
神戸第一SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2630
姫路SC	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル)	079-285-4735
京都第一SC	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2201
京都第三SC(北近畿オフィス)	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-24-0630
京都第三SC(滋賀オフィス)	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3950
奈良SC	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-4581
中国・四国損害サービス部			
広島第一SC	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-3322
広島第二SC(福山オフィス)	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1488
岡山第一SC	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-231-1244
米子SC	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0859-32-6654
山口SC	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2031
高松第一SC	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6979
高松第二SC(高知オフィス)	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-9100
松山SC	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-943-6979
徳島SC	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-2335
九州・沖縄損害サービス部			
福岡第一SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-761-7951
福岡第三SC(飯塚オフィス)	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウンビル)	0948-22-8300
福岡第三SC(佐賀オフィス)	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命佐賀駅前ビル)	0952-29-8941
久留米SC	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-31-2429
北九州第一SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-551-0034
大分SC	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-535-1150
長崎SC	850-0031	長崎県長崎市桜町5-3(大同生命長崎ビル)	095-825-4933
長崎SC(佐世保オフィス)	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7348
熊本SC	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1562
宮崎SC	880-0806	宮崎県宮崎市広島1-18-7(大同生命宮崎ビル)	0985-24-3263
宮崎SC(都城オフィス)	885-0021	宮崎県都城市平江町13街区15(富士火災都城ビル)	0986-23-2163
鹿児島SC	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-224-1761
沖縄SC	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-12-12(ニッセイ那覇センタービル)	098-868-3357
東日本車両鑑定部			
東日本車両鑑定第一センター	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-5361
東日本車両鑑定第二センター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2536
東日本車両鑑定第三センター	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-636-0205
東日本車両鑑定第四センター	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6418
東日本車両鑑定第五センター	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-5915
東日本車両鑑定第六センター	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウィング)	048-641-8423
東日本車両鑑定第七センター	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4130

東日本車両鑑定第八センター	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2350
画像査定センター	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6418
西日本車両鑑定部			
西日本車両鑑定第一センター	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2350
西日本車両鑑定第二センター	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4120
西日本車両鑑定第三センター	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2630
西日本車両鑑定第四センター	600-0000	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2201
西日本車両鑑定第五センター	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-3322
西日本車両鑑定第六センター	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6979
西日本車両鑑定第七センター	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8876
西日本車両鑑定第八センター	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8876
画像査定センター	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4120
火災保険損害サービス部			
火災保険北海道SC	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
火災保険東北SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2537
火災保険関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
火災保険首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6424
火災保険中部SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
火災保険関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4050
火災保険関西第二SC(火災保険中国オフィス)	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
火災保険関西第二SC(火災保険四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
火災保険九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
傷害・医療保険損害サービス部			
傷害保険東日本第一SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-6688-9360
傷害保険東日本第三SC(傷害保険中部オフィス)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2390
傷害保険西日本第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4060
傷害保険九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-687-5066
医療保険東日本第一SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	0120-228-155
企業財物損害サービス部			
企業財物関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
企業財物関信越SC(企業財物北海道オフィス)	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
企業財物関信越SC(企業財物東北オフィス)	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2537
企業財物首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6424
企業財物関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4050
企業財物関西第二SC(企業財物中部オフィス)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
企業財物九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
企業財物九州・沖縄SC(企業財物中国オフィス)	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
企業財物九州・沖縄SC(企業財物四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
企業賠償損害サービス部			
企業賠償東北SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2537
企業賠償東北SC(企業賠償北海道オフィス)	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
企業賠償関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
企業賠償首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6424
企業賠償中部SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
企業賠償関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4050
企業賠償中国SC	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
企業賠償中国SC(企業賠償四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
企業賠償九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
マリン・ファイナンシャル損害サービス部			
グローバルマリンSC	105-8622	東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)	03-5400-6544
インランドマリン・ファイナンシャルSC	105-8622	東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)	03-5400-6544

長崎ビジネスサービス部

自動車 第三カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-877-320
自動車 第四カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-876-153
火災 第一カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-613-677
傷害 第三カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-871-257
事故受付センター(長崎)	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-220-557

※最新の情報は弊社ホームページでご確認ください。





富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号

Tel.03-5400-6000(大代表)

ホームページ： <http://www.fujikasai.co.jp/>



本冊子は責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC®
認証紙と環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

2017.7(D0108)10,000